

255.1
69



始



34

255-64



文學博士吉田熊次著

本邦教育史概說

東京目黒書店發兌

大正
11. 4 95
丙交

序言

本書は拙著『西洋教育史概説』の姉妹巻にして本邦に於ける教育の思想及實際の發達を叙述し、併せて本邦教育に影響を及ぼせる範圍に於て支那の教育史を略説せしものなり。若し兩書を併せ讀む時は、獨り世界の文明諸國に於ける教育の發達を達觀し得べきのみならず、本邦現時の教育の思想及實際の由來を明にし、且つ其の將來に於ける進路の根據を發見し得べきなり。

本書は努めて『西洋教育史概説』と體裁を同じくせんことを期せり。従つて其の記述は専ら學校教育の理論と事實とに直接的關係を有する事項に止め、從來多くの本邦教育史の如く文教史若くは文化史に屬すべき事柄は成るべく之を省略せり。是れ決して

文教史を以て教育者に無用なりとなすに非ず。唯、教育者に取りて最も適切なる教育史は學校教育を中心とすること歐米に行はるゝ教育史の如くなるべきことを信ずるに由る。

なほ本書の一特色として擧ぐべきは明治大正時代の教育に關する叙述に其の約三分の二を費せしことなり。余の見る所を以てすれば、明治維新前の教育には文教史に屬すべきもの多くして、學校教育に直接的關係を有するもの極めて僅少なり。之に反して明治維新後の教育は歐洲に於ける近世教育史の縮圖とも見るべく、本邦の現今及將來の教育問題を理解し解決する上に參考すべき貴重の經驗に富む。余は此の點に關しても今後に於ける本邦教育史の體裁の刷新を期待するものなり。

本書の草稿は『西洋教育史概説』のそれと同じく東京帝國大學に

於ける講義の際に作製せるものなり。昨年夏七八兩月に互り森田君を自宅に招きて速記の勞を煩はせしが、此度も自ら原稿を校正するの違なく、上梓の雜務を一切陸軍教授文學士林圓應君に托しぬ。林君は極めて嚴密に補正の任に當られ、苟くも疑はしき箇所は一々余と熟議を遂げられたり。然れども余は本邦文教史に關しては門外漢にして、先年三上參次博士の徳川時代以前の本邦教育史を傍聽せし際にも素養の足らざるが爲めに充分に咀嚼し能はざる所少からざりき。且又明治維新以後の教育に關しては未だ資料の纏めて刊行せられしものに乏しく、余自ら東京帝國大學、東京女子高等師範學校及文部省の圖書館に就き原著、法令及教育雜誌等を涉獵して材料を蒐めしに過ぎず。中には著書が先年親しく男爵辻新次、男爵加藤弘之及高嶺秀夫の三先生に就きて

夫々經歷談を私記せしもの等もあれども、本書の記事及評論に關しては慮外の誤謬なきを保すべからず。若し幸に大方の示教を得ば改版を期し謹んで訂正するに吝ならざるなり。

大正十一年二月十一日

學制頒布五十年の紀元節を祝しつ

著者謹誌

本邦教育史概説 目次

前篇 明治以前に於ける教育の發達……………一—三三

第一章 總論……………一—一六

教育史の體裁の二種——本書の體裁——學校教育の起原——學職頭(六)——大學——大學の起原——國博士——大學博士——學校の組織以前の教育——學校教育と文字(三〇)——古代文字——古代文字否定説——狹義の教育と廣義の教育——本書の神代より研究を初めたる理由——本書の組織(五)——江戸時代の教育と明治以後の教育——明治以後の教育……………一六—三三

第二章 本邦太古の教育……………一六—三三

太古の文化傳達の様式——家學——丁稚見習の制度——太古の文化——農業——保食神——工藝(三〇)——太玉神以下の諸神——武具——舞樂醫藥——職業の世襲……………一六—三三

第三章 本邦上古の教育……………三三—四四

文字の傳來——開化崇神時代——垂仁時代——神功皇后時代(三五)——應神天皇の御代——漢字普及の方法——家職世襲の弊——菟道稚郎子——繼體帝——履仲天皇國史の職を置……………三三—四四

目次

く(三)——文學と僧侶——留學生——留學生と大化の革新との關係——文字以外の文化の傳達

第四章 支那上代の教育……………三四—五三

社會組織——文化——司徒五教を布く(一五)——周以前の學制——周の封建——周の官制——周の學制——小學(四〇)——大學——就學年限——選舉——選士、俊士、造士、進士——教育の目的——教科内容——支配者階級の養成——周以後の文教——秦始皇の政策——漢代の學校(四六)——漢代選舉の制——唐代教育の勃興——唐の學制——六種の學館——貴族學校——國子學の修學年限及び學科——試驗及び評點——太學四門學及び書學——律學及び算學——唐代科擧の制(五〇)——歲擧と制擧——唐代教育の目的及び思想——官吏養成の弊

第五章 奈良平安時代の教育……………五二—八六

大化の官制と唐制との關係——教育の主務省は式部省——我が國學校教育は大學教育を初めとす(五五)——大學及び國學——教師の報酬と束脩——束脩の由來——大學寮——太宰府の學業院——大學寮の分科及び官制——大學の學科目——國學の完成(六三)——修業及び學生々活——貢擧の法(官吏任用試驗)——式部省所管外の教育機關——典藥寮——陰陽寮——雅樂寮——官立大學の性質——私學簇出の理由——弘文院(六五)——勸學院——文章院——大學寮の二曹——官立大學の維持法——公麻田(七三)——勸學田——出舉稻——穀倉院の月料——大江菅原兩氏の學問料——大學の教育狀況(七五)——入學及び試驗規定——

經費の資源—家學の系統—大學の衰微—初等教育—綜藝種智院(八〇)—片假名及び平假名—女子の教育—實語教と童子教(八五)

第六章 鎌倉室町時代の教育……………八六—二七

大學教育の衰微—足利學校と金澤文庫—足利學校の起原諸説—小野篁説—國學説(九〇)—金澤文庫—金澤本—文教の命脈(九六)—家學相傳—歌合連歌—僧侶の往來(一〇〇)—宋の文學—宋學の由來—武士教育—武家の家訓—菊池武茂の起請文—在家正直の願(一〇五)—五常の道—正法護持—新田左中將義貞教訓書—武士は武道を主とす—武藝につきたるみちをうかゞふべき事—ばくふき(一一〇)—雙六の事—馬の事—和歌—多胡辰敬家訓—武士僧侶に教育を受く—當時一般の教育法—寺子屋教育の教科書の出現—僧侶と一般庶民の教育(一二五)—女子教育—阿佛尼の「乳母のふみ」—言少く—何事も心のうちばかり—「めのとのさうし」—かたちよりは心—義理をほんたてて(一三〇)—「小夜のねざめ」—女とてあなづり申べきにあらず—基督教の學校—學校教僧所—安土の天主教學校(一三五)—我が國西洋の學校の初め

第七章 江戸時代の教育……………二七—七二

江戸時代教育の概観—戰國時代の教育—菊池氏島津氏大内氏の講學—家康と文教(一四〇)—家學の傳統—昌平黌の沿革—弘文館の規約—幕府の學校(一四五)—昌平黌の學規學則—職掌八條—童科の試験—寛政九年の改革(一五〇)—明の國府州縣諸學

— 昌平愛通學生及び寄宿生— 其の他の幕府の學校— 諸藩の學校— 金澤の明倫堂
 — 文武兩道— 漢學の私塾(二四) — 伊藤氏の堀川學校— 伊藤仁齋— 仁齋の五藏—
 中井氏の懷德書院— 廣瀬塾— 授業大觀(二五) — 儒學以外の教育— 和學所の沿革—
 和學の沿革— 洋學の由來(二五) — 蘭書の研究— 蘭語和譯— 蘭學階梯— 蘭書翻譯—
 蕃書調所(二六) — 漢法醫の學校— 西洋醫學校— 庶民の爲めの學校— 正徳元年の達
 — 庶人教育及び教育所の稱呼(二五) — 寺子屋設備の模様— 個別指導— 石門心學—
 心學道話(二七) — 女子の教育

第八章 江戸時代の教育學說……………二七—三三

會津安の教育思想— 佐藤一齋の教學思想— 貝原益軒(二七) — 教育の根本動機— 教
 育の必要と理想— 教育理想の哲學的基礎— 儒教主義の教育說の特色(二八) — 自學
 主義動機主義— 俗的成功の動機の原因— 小學教育— 大學教育(二九) — 儒教主義の
 教育の缺點— 隨年教育法— 讀方教授法— 精讀主義— 學習經濟(二九) — 書方教授法
 — 儒教主義の女子觀— 教女子法— 荻生徂徠(二九) — 漢文直讀直解法— 個性尊重—
 細井平洲— 自然主義(三〇) — 少壯老の三時— 習慣教育— 教師の人格の影響— 環境
 の影響(三〇) — 江都北海— 幼童教學の仕方— 習字教授法— 片假名書ヨリ始ム— 手
 本の選擇(三〇) — 實用論— 江戸時代の教育學說の價值

後篇 明治以後の教育の發達

二五—六四

第一章 總論

三五—三四

明治時代の區劃——第一期皇道主義時代——第二期佛國の制度及び米國の思想時代——第三期反動的思想時代——第四期ヘルバルト教育主義時代——第五期ヘルバルト教育主義反動時代——第六期國民自覺時代(三六)

第二章 明治初年の教育改革と教育思想(三六—三五)

教育改革(三七)——學習院——大學の祭神の別當——皇道主義の教育——大學創建の議取調方——皇國學本體の建議(三八)——和歌獎勵の建議——皇學所——皇學の分科——大學校の目的(三九)——大學本校分校——大學教育の精神——大學の組織——大學の中小學監督(四〇)——實進生——學科——小中學規則——文部省創設——開成學校の沿革——大學南校——第一番中學(四一)——東京開成學校の諸科——教科書は洋書——東京醫學學校——東京外國語學校——東京外の諸直轄學校——中小學校設置の奮勵——昌平校の上申——府縣學校の設置監督(四二)——民政部官の上申——知縣事へ委任——東京府中學校——東京府六小學校——各府縣の學校設置——文部省學校を總管す

第三章 明治五年より同十三年に至る教育の

實際及び學說(四三—三五—三三)

目次

五

思潮の推移—歐米制度の調査—福澤氏の新文明主義—理性主義—功利主義—福澤氏の著書—大中小學區(三七〇)—督學局—學區取締—學區取締の長所短所—小學教育—尋常小學—中等教育—專門教育(三七五)—學位と稱號—生徒及び試業—給費制度—經費維持法—學制制定の事情—「佛國學制」—「普魯士學校規則」(二六〇)—佛國學制と明治五年學制との異同—小學校—小學校の教科目—英語の教科書—文部省伺(二六九)—着手の順序—小學校—師表學校—女子の教育—中學の設置—商法學校の設置(二九〇)—小學教則—下等小學—上等小學(二九二)—「ダビット・モルレー氏」—教員養成—小學師範學校設立—エム・エム・スコット氏(三〇〇)—師範學校の教授法—中學師範科—東京外の師範學校—東京女學校—女子師範學校設置建白書—東京女子師範學校(三〇五)—「みがくすば」の御歌下照—附屬女學校—男女學生の狀況—教育思想—文部省雜誌—「學室要論」(三〇〇)—自然的教授論—調和的發達—那然氏二書—天然の教法—教師の心得二十餘項(三〇五)—自働的教授—生徒の管理—ヘーッ氏—正しき教育の四箇條—注下摘出の方法(三〇〇)—發達の教授法

第四章 明治十三年より同二十三年に至る教育の實際

育の實際……………三三—三四

米國主義の實現—教育令—義務教育年限(三三五)—教科目—教育令改正の上申—教育の干渉(三三六)—改正教育令の要點—國庫補助金の廢止—國會開設の上申—教科

書編纂及び檢定(三三) — 保護干渉主義 — 小學校教則綱領 — 小學校教員心得 — 教育の要旨 — 身心の健全(三四) — 心理及び生理の講究 — 剛毅等の諸徳 — 小學校教育の改良 — 小學校教場 — 半日學校(三五) — 森有禮氏 — 學術演說會 — 伊藤博文氏の森氏に寄せたる書面 — 右の返書 — 九鬼隆一氏(三六) — 大日本教育會 — 小學校令 — 小學校の主要財源 — 學科及び程度 — 教科用圖書採定方法(三七) — 中學校教育大綱 — 初等高等中學校 — 中學と大學との連絡 — 中學校通則(三八) — 官立大阪中學校 — 東京大學 — 文、法、工藝學部 — 帝國大學令 — 農科大學 — 學位令 — 師範教育 — 師範學校教則大綱(三九) — 中學校師範學校教員免許規定 — 師範學校令 — 東京女子高等師範學校 — 女子師範科(四〇) — 女子師範學校生徒の舞踏及び洋服 — 森氏の教育思想 — 師範學校改良 — 人物養成 — 從順 — 友情 — 威儀(四一) — 兵式體操採用の趣味 — 文化的陶冶 — 國家主義 — 小學校修身科内容に關する意見 — 讀み方(四二) — 習字 — 作文 — 算術 — 敬禮 — 人物査定 — 行狀と學問

第五章 明治十三年より同二十三年に至る教育の學說

育の學說……………三六五—四三七

理論及び學說の研究 — 翻譯時代 — 「小學教育新論」 — 西村貞氏 — 教育の目的 — 教育の語意(三九) — 内外の作用 — 伊澤氏「教育學」 — 教育の概念 — 體育(三九) — 智育 — 能力的心理學 — ロツカの心理學說の影響 — 心理的教育學 — 「如氏教育學」 — 高嶺氏「教

育新論」—シヨホノツト氏(四〇〇)——同書の價值及び内容——教育の目的——客観教授法
 —主観教授法——四段教授法(四〇三)——ヘーシ氏—アガシ—氏——自然科學的新教授法
 —事業及び研究の周到——科學的研究——開發主義の教授——若林白井兩氏(四二二)——「改
 正教授術」——本書とシエルドン氏著書との比較(四二四)——疑問の心得——方法書の必須
 —批評の諸點(四三〇)——學事概況の報導——當時の開發教授——開發主義の反動(四三五)——
 能勢榮一氏——教育學講義筆記——鍛鍊主義と實利主義——明治教育思想三遷説(四四〇)——
 教育の意義と目的——能勢氏「教育學」目次——折衷學風

第六章 明治二十三年より同三十三年に至る

教育の實際……………四三七—四七三

地方學事通則——改正小學校令——道德教育——國民教育(四四〇)——佛境二國の例——
 獨逸諸聯邦の例——民族教育と國民教育との別——道德教育及び國民教育——道德教
 育と國民教育との關係(四四三)——改正小學校令の注意すべき諸點——改正小學校令に
 伴へる各種の法令——教育勅語の御下賜——修身教科書檢定の件(四五〇)——教科用圖
 書檢定條例——修身教科書檢定標準——府縣審查委員——井上毅氏(四五五)——井上毅氏の
 訓諭——國民的精神の振起——中學制度取調委員——學制改革問題の發端(四六〇)——實業
 教育の獎勵——教師の威嚴の維持——政治運動の禁止の訓令——二十七年の訓令(四六五)——
 體育獎勵——國語漢文教育の獎勵——高等女學校の規定——中學校令改正高等女學

校令の發布(四七〇)——學校衛生——國語教育の改善

第七章 明治二十三年より同三十三年に至る

教育の學說……………四七三—五三三

獨逸教育思想の移入——ハウスクネヒト氏——教育に關する留學生(四五五)——獨逸教育
 書の紹介——ケルン氏——ケルン教育學書——第一の内容——教育の概念——教授の目
 的(四八〇)——教材選擇——各教科の任務及び相關——並行教授の原則——教授段階——リン
 ドネル氏(四八五)——フレイリヒ氏——倫氏教育學目次——教育の原則——ライン氏——「萊因
 氏」教育學の目次(四九〇)——小學校教授の原理——谷本氏の紹介——フォイクト氏——道義
 的人物養成——道義教育——二個の反對説(四九五)——心理論——興味論——ヘルバルト全盛
 の理由——ヘルバルト派以外の教育説——ザツテス氏(五〇〇)——埜氏實踐教育學——體育
 論——精神生活の通觀——身心發達の先後(五〇五)——精神の發達段階——客觀的刺戟——知
 的陶冶の目的(五一〇)——自動主義の教授法——普通教授法——思考力の陶冶——小學校教
 授通規——情育美育(五一五)——心情の意義——心情と悟性意志との關係——德育——偏向の
 修治(五二〇)——意志修養の主則——常識的教育論——「國家教育論」——フイエー氏——「ヤエ
 ヨー」氏の説(五二六)——教育目的の三要素——心理的淘汰とは何ぞや——教育組織の必要
 (五三〇)——教育の勢力——暗示と本能——體育——心的教育の目的——人文主義——フイエー
 氏の説の我が國に勢力なかりし理由

第八章 明治三十四年より同四十一年に至る

教育の實際……………五三九—五七六

本邦最初の教授要目——義務教育年限延長——學制改革問題——名實不一致の制度
 ——二、根本的學制改革の必要——高等教育會議(五三九)——諮詢事項の規定——學制研究會
 の學制改正案——菊地文相の學制改正案——其の始末(五四六)——國字問題の由來——羅馬
 字論——假名の會——言文一致會(五四七)——文部省內國語調查會——明治三十年代の教育
 行政——教科用書の文字及印刷に關する規定——國定教科書論の起因(五四七)——國定制
 度の成立——教科書問題の由來——所謂教科書事件(五四七)——澤柳局長の國定制意見
 ——文部省小學修身書——教育勅語の發布と修身教科書(五四七)——ヘルバルト派と修身
 教科書——國定修身教科書——國定修身書に對する實際教育者の批評——東久世伯等
 の批評——日本弘道會の批評(五五七)——文部省内の教科書調査委員——國定小學讀本の
 編纂——文部省小學讀本——讀書入門(五五七)——國定小學讀本

第九章 明治三十四年より同四十一年に至る

教育學說……………五七六—六〇七

社會的教育學說の勃興——谷本富氏の「將來の教育學」——國家的教育學とは何ぞ——國
 家的教育思想の沿革(五六〇)——國家的教育學の豫定——國家の目的——國家と國民——國

家的教育學本論(五六五)——教育の事業——教科論——ゲイルマン氏の教育思想を評す——
 大瀨甚太郎氏と森岡常藏氏——熊谷五郎氏の「教育學」——樋口勸治郎氏の「國家社會主
 義新教育學」(五六九)——ベルゲマン氏の社會的教育學——教育の目的——宇宙の進化と生
 存競争(五七〇)——個人と社會との關係——社會的本能——個人主義の由來と分派(五七〇)——
 哲學的個人主義——經驗的個人主義——原始的社會狀態——社會の文化(五七三)——社會的
 教育學本論——社會教育——テリリング氏の社會的教育學——樋口勸治郎氏の「統合主
 義新教授法」——活動主義と其の由來——自發活動——當時の教授法を難す(五七三)——ヘル
 バルト及びヘスタタロツチの害毒——活動主義の顧みられざりし所以——谷本富氏の
 新教育說——「新教育講義」(五七五)——「系統的新教育學綱要」——「新教育者の修養」——谷本富
 氏の教育思想變遷の経緯(五七六)——新教育とは何ぞ——新人物を造るの綱領(五七六)——自
 學輔導主義

第十章 明治四十一年以後の本邦教育……………六〇七—六四四

日露戰役後の本邦教育界——教育調査會——臨時教育會議と學制改革(六〇七)——戦近の
 本邦教育思想界(六四三)

附録

第一 古代文字「日本古代文字考」抜抄……………一一

目次

一、節墨譜體古字 二、阿比留字 三、出雲字 四、訂正謄文圖

第二 男爵加藤弘之博士の演説……………二

第三 男爵菊池大麓博士の演説……………二五

第四 學制頒布滿三十年記念式に於ける辻男爵の演説抜抄……………三

本邦教育史概説 目次終

本邦教育史概説

文學博士 吉田 熊次 著

前篇 明治以前に於ける教育の發達

第一章 總論

教育史の體裁の二種

教育史の體裁には二つの種類がある。其の一は文教史的の叙述法であつて、文化史又は文藝史の一部として教育に關する事實の發達を叙述するのであり、他の一は學校教育史とも謂ふべき者であつて、學校教育に關する學説及び實際を叙述するのである。歐米に行はるゝ教育史は主として後者の體裁を採つて居るのであるが、本邦に於ける在來の教育史は、多く前者の體裁に據つて居るやうに思はれる。勿論此の兩者の間に共通なる部

前篇 明治以前に於ける教育の發達 第一章 總論

分も少くはないのであるけれども、其の何れの體裁に據るべきかに依て、大に叙述の方法を異にするのである。同じく學校教育のことを叙述するにしても、之を文教的に考察する場合と、學校教育本位に考察する場合とは、大に其の内容を異にして來る譯である。而して此の兩種の體裁は、夫れ々其の特徴を持つて居るのであつて、何れを可とし、何れを不可とすると云ふことは斷定し難いのであるが、余が本書に於て試みんとする所のものは、後者即ち歐米に於ける教育史と同一の形式に依て、本邦の教育史を叙述せんとするのである。

然らば本邦に於ける學校教育は何時始まつたのであるかと云ふことが最初の問題でなければならぬ、佐藤誠實編纂の『訂修日本教育史』は文部省の刊行に屬するものであつて、又確實なる典據に基き、最も忠實に研究の結果を略述せるものである。而して其の體裁は所謂文教的のものではあるが、其の中に述ぶる所のものは、最も信頼するに足るものと思ふ。同書の三十二頁に學校の起源のことを説いて次の如く記してある。

本書の體裁

學校教育の
起源

天智天皇は皇太子たりし時、藤原鎌足と共に之ミナト南淵フシヤ請安アソに就きて周公、孔子の道を學び、篤く支那の學を好み、即位に及び、學校を設け、學政を掌る官を置き、百濟人鬼室集斯を以て之が長官と爲せり、學校此に始まる。而して其の出典として『懷風藻』と『日本書記』とを擧げて居る。今其の『懷風藻』の序文を読んで見ると次の通りある。

及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇獻、道格乾坤、功光宇宙、既而以爲調風化俗、莫尙於文、淵德光身、孰先於學、爰則建庠、序徵茂才、云々

又『日本書記』の第二十七卷天智天皇の條下には次の如くある。

以小錦下授鬼室集斯。

而して註に學職頭となつて、フムヤツカサノカミと云ふ假名が付いて居る、尙『又釋日本紀』には鬼室集信に、クキシツシフシンと假名を付けてあるから、鬼室集斯は、クキシツシフシとよむのであらう。兎に角此の二つは本邦に於ける學校創立に關する最も確實なる典據として引用せられる所のものである。所が曩に文部省より出した所の『日本教育史略』には天智天皇の二

學職頭

年に大學を建てた様になつて居る、其の文に曰く。

學校ハ天智帝ヨリ始マル十年百濟人鬼室集斯ヲ以テ學職頭トス是ヨリ先百濟人僧詠歸化ス文學ヲ以テ聞ユ因リテ敎シテ還俗セシメ以テ大學頭トシ博士學生等ヲ置キ學業ヲ教授ス是ヲ學校ヲ建ツルノ始トス而して『日本教育史略』の英文に依ると、最初の學校は天智天皇の二年に創立せられたるものであると云ふことを明記し、更に括弧してそれに西曆六百六十八年としてある、即ち

The first educational institution was founded in the second year of the Emperor Tenji (668 A.D.), who established at the seat of government a national university, with its professors and students.

同書は西曆千八百七十六年に費府博覽會に出品する爲に文部省に於て『日本教育史略』を翻譯したものである。之に依ると我が國に於ける學校の起原は天智天皇の二年と云ふことになつて居る、即ち佐藤誠實氏の『日本教育史』に天智天皇の十年に學職頭を置いたと云ふのに先立つこと八年で

ある。而して天智天皇の二年に大學を置いたと云ふことに關しては、『日本書紀』には出典とすべき記事がない。然るに伊地知季安撰『漢學紀源』には矢張り天智天皇の二年に大學頭が任ぜられたと云ふことが記載されてある。即ち

天智帝立(中略)二年僧詠自百濟歸化、而以文學鳴於河内、擢爲大學頭(見續紀神龜元年)是等の諸書に依て見れば、兎に角天智天皇の時代に學校が設けられたと云ふことは疑ふべからざるものと思ふ。又『本朝學原浪華鈔』六には

治國之道、賢能爲源、得賢之方、學校爲本、

其の註譯に「善相公請加給大學生徒食料封事」とある、其の中に次の如き文がある。

伏見古記朝家之立大學也始於大寶年中所以尊道而勸士、皇朝之立學校始於淡海帝矣云々

所が『古事類苑』に引用して居る所の三善清行の意見十二箇條と云ふものに挙げられてある所の文句には、此處に引用せるものと多少異つた所がある。

大學

其の中には、伏見古記「朝家之立大學也始於大寶年中」とあるが、それから下は別のことが書いてある。之に依ると單に大學は大寶年中に始まつたと云ふことだけであつて、其の以前にはないと云ふ風に讀めるのである。所が和田英松著の『官職要解』の中に、大化改新の時の行政組織のことを説明してある一項に次の記事がある。

大學寮 天智記に學職頭とあるのは大學頭のことと大學博士中略など

もあつた

此の説に依ると大學の創立は三善清行の封事にあるが如く、大寶年中に始まつたものでなくして、天智天皇の時に設けられた學校は、即ち大學であつたものと推定せられるのである。何れにもせよ我が國に於ける學校の起原は天智天皇の世にある、而も學職頭と云ふものは、既に天智天皇の二年以前にあつたものと推定せざるを得ない。

併し更に推考するに、我が國の大學の起原は、それより以前にあつたではないかと云ふことも思はれるのである。『訂日本教育史』の三十一頁に次の

大學の起原

如き文がある。

孝德天皇大化元年に僧旻及玄理を以て並に國博士と爲す、此時大學國學未だ建たず國博士と云ふは即ち皇國博士の義なり。文學の爲に官を設くる此に初まる

而して其の出典は明に『日本書紀』にある、兎に角孝德天皇の大化元年に國博士が置かれたと云ふことは確かである。又國博士と云ふ役のある以上は、既に或る種の學校に似た國家の施設が出来たと推定すべきではなからうか。勿論未だ公に大學と云ふやうな組織はなかつたかも知れないが、併ながら小學と云ふものゝ設けのあつたとも見えない。而して博士と云ふのは、既に文教に關する役である所を以て見れば、或種の教育機關が此の時に起つたものと推定することも出来ようと思ふ。『本朝學原浪華鈔』六に次の如き文句がある。

皇朝之立學校始於天智天皇矣、持統天皇五年賜大學博士上村主百濟太稅一千束以勸其學業也、七年賜食封三十戶以優儒道。

尙『日本書紀』にも是と殆ど同じ文が載せられてある、而して其の大學博士と云ふのは、勿論大學の教官のことであると思ふ。して見れば大寶年間以前に、大學の設けのあつたと云ふことは、持統天皇の五年に大學博士があつたと云ふことに依ても證明せられると共に、國博士と云ふのは即ち其の學校のことを掌る役と見ることが出来ると思ふ。又『漢學起源』の建學第九と云ふ節に次の如くある。

孝德帝立乃以僧旻與玄理爲國博士云々……(中略)大化五年帝又詔玄理及旻始置八省百官而式部省則建大學寮以玄理旻等有才名爲大學博士教授生徒國朝建學基于斯始也

之に依ると最も明瞭に孝德天皇の御代には大學寮もあり、大學博士即ち大學頭もあり、さうして生徒を教育したと云ふことも察せられるのである。是は如何なる典據を持つて居るのかは明示されてないけれども、大化元年に國博士を置かれたと云ふことは、『日本紀』に明に見える所であつて、又博士と云ふのは大學の役名であると云ふことを思へば、此の如き記事も全く根

據のないものと見るべきではなからうと思ふ。尙『漢學起源』の唐學第八に次の如き文もある。

太子聖德之憫後世亦無所不至、雖使韓人代居博士、設科分業以教生員、日求其材三韓人教之、衆倭人咻之、而鮮所得矣云々

此の文に依れば既に大化以前に韓人をして博士となし教育のことを掌らしめ、我が國人をして之に學ばしめたと云ふことが明かである。而して是は後にも述ぶる積りであるが、極めて實らしいことであつて、未だ學校と云ふ組織の國家の機關が出来ない以前に於て既に教育を施す所の、或る施設があつたと云ふことは想像し得られるのである。是等を合せて考へる時には、我が國に於ける學校の起原は、既に天智天皇以前にあつたものと云ふことが出来ると思ふ。唯、國家に於て公に經營する所の大學と云ふものが天智天皇の以後に始まつたと言ふべきであらうかと思ふ。

以上論じ來つた所は要するに學校教育を主とする所の教育史は何處に其の始を置くべきかと云ふ問題を決定せんが爲に述べたのである。而し

て公に設けられた學校は天智天皇の時に始まつたとすれば、學校教育を述ぶることを本旨とする本書は、天智天皇の時に筆を起して然るべきであるやうに思はれる。けれども前に述ぶる所に依りて明かなる如く、其の以前にも或る種の學校教育が既に存在せるものと認むべき理由が十分ある以上は、更に溯つて本邦の教育を叙述する必要があるのである。

然らば何を以て教育の起原を定むべきかと云ふことになる、先づ第一に文字の行はるゝ時を以て其の始めとすべしと云ふ考である。何故ならば學校教育は普通の文字を用ひて施され、又文字を學習することが學校教育に於ける重要な仕事である。然らば我が國に文字が何時頃傳はつたかと云ふことは、是亦歴史上の問題になることであるが、少くとも應神天皇の御代に漢文の傳はつたと云ふことは争ふべからざる事實である。それ故に若し文字の傳達と云ふ事を以て學校教育の或る形の起つた初めとするならば、少くとも應神天皇以後に於ける教育状態を叙述しなければならぬ譯である。然らば其の以前に文字と云ふものはなかつたかと云ふと、是

學校教育と
文字

古代文字

亦議論のある問題であつて、所謂神代文字と稱するものは漢文字の渡來以前よりして存在したものであると云ふことを説く説もあるのである。此の事に關しては落合直澄著『日本古代文字考』上下の中に詳しく其の諸説を評論して居る。落合直澄は上古に文字なしとする説の不當なることを論じて次の如き斷案を下して居る。

直澄案ズルニ上古文字ナシトスル説甚不當ナリトス。如何トナレバ陸奥ニ南部曆ト稱スル者アリ。異體ノ數字物體畫ヲ挿入シテ無智ノ人民ニ月日ヲ知ラシム。世ニ之ヲ盲目曆ト云。芝浦漁人文字モ此類ノモノカ。安齋叢書ニ見エタリ。

尙此の書には種々なる説を引用して居るが、其の中の一に節墨譜體古字附録一参照と云ふものなども載せてある。是は即ち所謂神代文字と稱せられるもの、一である。尙其の外阿比留文字附録二参照とか、出雲文字附録三参照等を挙げ、最後に上古文字の反對説の論として次の如く述べて居る。

我邦上古文字ナシトスル説ハ大同二年ニ齋部廣成ガ著セル古語拾遺ニ

上古未_レ有_レ文字貴賤老少口々相傳前_レ言往_レ行存而不忘。書契以來不好談古トアルニ由ラザルハナシ。此廣成ガ説ハ説文ニ古ハ故也从_レ十口識前_レ言也。徐曰古無_レ文字口相傳トアル説文ヨリ出タル文ナリ。朝鮮ノ東國通鑑ニ云。東晉寧康二年_{仁德帝}百濟自開闢未_レ有_レ文字至_レ是始有_レ書記ト云ヘル十數字ヲ指セルナリ。廣成ガ時世ニ有_レテハ唯漢學アルノミニシテ我古字ノ如キハ齒牙ニカクル者ナク且我邦ノ習慣トシテ古事ヲ口傳スルコト多シ。故ニ説文ノ文ヲ假テ發端トセシノミ。廣成ノ文ハ深意アルニアラズ。其證ハ廣成ノ子孫ニシテ齋部正通ハ上代文字有_レリト論セルヲ以テ知ルベシ。然ノミナラズ空海ハ廣成ト大凡同時ノ人ニシテ空海以前ニ和字カナアルハ前章ニ云ヘルガ如シ。此一言ヨリ中世以來議論甚多シ。近世ニ至_レリテ大家ト稱スル中ニ漢學ニ新井氏文字有_レリトシ貝原氏等無_レシトス。國學ニハ本居氏文字無_レシトシ平田氏有_レリトス。文字有_レ無_レノ論カクノ如ク紛々タルモ其源ヲ探レバ唯廣成ガ一言ニヨルノミ。今日の研究よりすれば上代文字若_レハ神代文字と云ふものは恐らく其の

古代文字否
定説

存在を是認せられないと思ふ。『古事類苑』などにも我國上古文字なし應神天皇の朝に初めて漢字を傳へて之を用ゆと斷案を下して居る。又『假名本末』の附録『神代字篇』の中に

世に神代字なりとて寫し傳へたるが種々あるをみるに多くは龜トの灼兆にことよせてとりくりに作りたるなりと見えたり……字體もおほかたさだかにてみだりに作れるものとはみえざるが三體あるは今朝鮮にて諺文附録四參照といひて用うる文字の古體にて吏道と云ふものとぞ見えたる云々

若し此の如く漢字以外に上代文字若_レハ神代文字なしとするならば嚴密なる意味に於ける本邦の教育は神武天皇の以前に溯るべからざるかの如く見えるけれども、文字が無いと云ふことは必しも教育が無いと云ふことにはならない。普通に教育を分ちて狹義の教育と廣義の教育となし、狹義の教育と云ふのは先づ學校を指し、廣義の教育と云ふのは家庭及び社會に行はるゝ一般の教化作用を意味するのである。狹義の教育を施すと云ふこ

狹義の教育
と廣義の教
育

とは、大體に於て文字がなければ行はれないのであるが、廣義の教育に在りては、文字の有無に拘はらず、如何なる社會にも行はれて居るのである。即ち其の社會の文化を傳達すると云ふことの存在する限り、廣義の教育はあるのである。それ故に本邦の教育史は其の研究を應神天皇以前にまで溯らしめなければならぬと思ふ。

如何にも普通西洋に行はれて居る所の教育史は、狹義の教育を中心として居るものである。併ながら一國の教育は、廣義に於けるものと、狹義に於けるものとが全く無關係である譯には行かない。我が國は古來一種の社會組織を有し、又一種の文化傳達の様式を持つて居る國柄である。夫故に文字が傳はつてから後の教育の状況を徹底的に理解せんが爲には、更に溯つて我が國本來の文化傳達の状況を理解する必要がある。本書は歐米に於ける教育史と同じく、狹義の教育を主なる對象とする事に努むるのではあるが、狹義の教育の精神を徹底的に理解せしめんが爲には、是非共更に其の古に溯つて、本邦古代の社會組織の教育の状況を理解して置く必要がある。

本書の神代より研究を始めたる理由

本書の組織

江戸時代の教育と明治以後の教育

るのである。此の理由よりして本書は本邦の太古に於ける教育を叙述し、其の時代に行はれたる教育の精神を明かにすることも必要と考へる。是れ本書が學校教育を研究の主要なる對象とするに拘はらず、神代のことより研究を始める所以である。

以上の理由に依り、本書は初めに先づ本邦太古の教育状況を考へ、次に本邦上代に於ける漢文字傳達以後の教育状況を調べ、それより次に奈良平安時代の教育の溯源となつて居る所の支那の唐及び唐以前の教育の有様を略叙し、それより奈良平安時代、鎌倉室町時代、江戸時代の教育の發達を叙述せんとするのである。

學校教育を中心とする所の見地よりすれば、江戸時代に至る本邦教育即ち明治以前に於ける本邦の教育と云ふものは、明治以後に於ける教育と直接的關係を持つて居らぬと云ふ事が出来る。尤も其の間にも幾多の關係に於て、明治前後に亘つて脈絡連關の存するあるは言ふまでもないことであるが、明治以後に於ける本邦の教育は、主として歐米の教育を模倣參酌し

明治以後の
教育

て發達を遂げ來つたのである。而して今日及び將來に於ける本邦の學校教育も亦此の方針を繼承するものであるが故に、明治以後に於ける教育の發達を研究する事は、本邦教育史に於ても肝要なる事柄と考へる。然るに在來の本邦教育史は、主として文教史的の敘述に據つたものであるが故に、明治以後の教育の發達を叙することは極めて不十分であつたやうに思はれる。本書はこれに反して、此の方面に於ける敘述に最も意を用ゐて居るのである。要するに本書は明治以前に於ける本邦の教育と、明治以後に於ける本邦の教育を前後二篇に分ちて、學校教育を中心とする所の狹義の教育の原理と實際とを叙述せんとするのである。

第二章 本邦太古の教育

太古の文化
傳達の様式

學校の設けの未だなかりし時代に於ける教育は、主として家庭及び社會に於て行はれたのである。即ち各家庭に在りては、其の家に現存する所の文化内容を、直接若しくは間接に幼少なる子弟に傳達するのである。一般

家學

社會に於ては、又其の社會に存する所の文化内容を、或は習慣に依り、或は規則に依りて次の時代に傳へたのである。殊に我が國に於ては、氏族制度の社會組織を有し、人民は夫れ々、姓カネに依りて其の職を世襲したのであるからして、我が國太古の文化は、家々に於て其の職とする所の文化を子孫に傳達したのである。換言すれば此の時代に於ては、家庭は一の學校であつたと云ふことも出来る。唯、其の間に行はるゝ教育は、後の學校教育の如く、有意的、具案的と云ふ如きものでなくして、寧ろ偶發的なる、行當りばつたりの方法に據つて居つたのである。而して此の種の教育は、獨り太古に於て行はれたるのみならず、漢文字の渡來せる後に於ても、大體此の方法に依つて學事を世襲したのである。後世大學、國學等の設けられる場合に至つても、尙亦此の種の教育精神が全く滅亡しなかつたことは、大學よりも私學、即ち或る氏族が一族の者の爲に作つた學校が却つて繁榮したこと、並に菅原、大江等の諸氏が所謂家學と稱して、夫れ々、學業を世襲したと云ふことに依つても分るのである。のみならず、或は書道とか、或は音樂とか、其の他各種

の遊藝などに至つても、夫れ々家傳なるものがあつて、其の道の秘訣を子孫に傳授すると云ふやうな風の長く行はれたと云ふことも、本邦固有の社會組織に基く文化傳達の精神より起れるものと思はれる。

然らば此の種の教育様式は、他の國には類例のないことであるかと言へば、決してさうではない。其の様式に於ては多少異なる所があるけれども、歐洲の中世に於ける組合制度に依て諸般の業務が徒弟の間に傳へられたと云ふが如きは、是と其の趣意を同じうするものである。而して此の種の教育の様式は、現在に於ても我が國に全く其の影を失つては居らない。歐米に於ても亦全然それが無くなつたと云ふ譯には行かぬと思ふ。即ち各種の小工藝に於て丁稚見習の存すると云ふものは、取も直さず太古に於ける教育の仕方と、其の根本形式を一にするのであると云ふことが出来る。唯、我が國に於ては、氏族制度と云ふ特殊の社會組織を背景とするが故に、家を單位として其の職を世襲すると云ふ風が一般に行はれたと云ふに過ぎないのである。

丁稚見習の制度

太古の文化

保食神

農業

故に我が國上代の文化の傳達せられる形式は、前に述べたるが如く家を單位とし、寧ろ偶然なる見馴聞馴に依て、夫れ々家業を世襲したのである。従つて教育の方法は極めて幼稚なものであつて、又其の上に説明を加ふる必要を見ないと思ふ。而して其の我が國上代の教育の内容となつた所のものは何であるかと云ふことは、即ち我が國太古の文化は何であつたかと云ふことに歸さなければならぬ。而して我が國の『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』等に傳へられて居る所の記事に據つて見ると、我が國の太古には農業及び工業に關する文化内容は相當に發達して居つたやうに思はれる。農業にあつては稻とか、麥とか或は稗、大豆、小豆、藪などともあつた。又織縫の道も備はつて居り、麻を植ゑたり、穀の種を植ゑたりすることも神代よりあつた、中にも農業と云ふものは最も重んぜられ、又比較的能く發達して居つたやうに思はれる。『日本書紀』には保食神ウケモチノカミに關して次の如き記載がある。

既而天照大神ニシテ在於天上マシク、テアンニ曰聞葦原中國有保食神ウケモチノカミ宜爾月夜見尊ニシテ就候之ウケモチノカミ月夜見尊ウケモチノカミ受勅而降ケテ、ミコトノリヲクヨリ、マシス、フニリ、ユフウケモチノカミ、ノモトニウケモチノカミ、チメ、クワシナカワ、ベ、アムカヒシカ、ヘ、ニシテ已到于保食神ケテ、ミコトノリヲクヨリ、マシス、フニリ、ユフウケモチノカミ、ノモトニウケモチノカミ、チメ、クワシナカワ、ベ、アムカヒシカ、ヘ、ニシテ許保食神乃ウケモチノカミ廻首ウケモチノカミ嚮國ウケモチノカミ則自口出飯ウケモチノカミ又嚮ウケモチノカミ

海。則鱈廣。鱈狹亦自口出。又鬻山。則毛龜毛柔亦自口出。夫品物悉備。貯之百机而嚮之。是時月夜見尊。忿然作色曰。穢矣。鄙矣。寧可以口吐之物敢養我乎。迺拔劍擊殺。然後復命。具言其事。時天照大神怒甚。之曰。汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊。一日一夜隔離而住。是後天照大神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化爲牛馬。顯上生粟。眉上生蟹。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆。小豆。大熊人悉取持去。而奉進之于時。天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生。可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定天邑君。卽以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握。莫莫然甚快也。又口裏含蟹。便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。保食神此云宇氣母。知能加微。顯見蒼生。此云宇都志枳阿烏比等。久佐。

此の記事は勿論神話に屬するものと解すべきものと思はれるが、斯かる神話の存する限り、此處に擧げられたる各種の産物は、久しく我が國上代に存在して居つたものと見るべきである。

工藝に關して亦神代より相當に發達して居つたかのやうに思はれる。

工藝

所謂天安河原の會合として傳へられたる傳説の中に、諸々の神々が集つて居られるのであるが、其の中には或は木工、或は工、或は鍛工、或は玉工、或は織工等を家業として居られる神々がある。之に依て見れば、矢張り當時既に此の種の文化が存在して居つたものと見なければならぬ。天安河原の會合の有様を古語拾遺には次の如く寫して居るのを見て、前に述べたことが分るであらうと思ふ。

太玉神以下の諸神

愛思兼神深思遠慮。議曰。宜令太玉神率諸部神造和幣。仍令石凝姥神。天糖戶命。遠祖也。取天香山銅以鑄日像之鏡。令長白羽神。衣服謂之白羽。此緣也。種麻以爲青和幣也。古語爾。令天日鷲神以津咋見神。殺木種殖之。以作白和幣。是木綿也。已上二。令天羽槌。伎氏。織文布。令天初機。姬神織神衣。所謂和衣。伎多倍。令櫛明玉神。作八坂瓊五百箇。御統玉。令手置帆負彥狹知二神。以天御量。大小斤雜器。伐大峽小峽之材。而造瑞殿。古語美豆能兼作御笠及矛盾。令天目一箇。神作雜刀斧及鐵鐸。古語佐。其物既備。掘天香山之五百箇眞賢木。自能彌居。而上枝懸玉中枝懸鏡。下枝懸青和幣。白和幣。令太玉命。捧持稱讚。亦令天兒屋命。相副祈禱。又令天鈿女。

本邦教育史概説

命アキ古語天乃於須女其神強悍猛固故以マサキ以眞辟葛シカツラ爲シカツラ以羅葛シカツラ爲シカツラ手シカツラ續シカツラ以竹葉シカツラ爲シカツラ名今俗強女謂之於須志此緣也シカツラ飲アケ慈木葉爲シカツラ手シカツラ草シカツラ久シカツラ佐シカツラ手持着鐸之ホコラ矛而於石窟戸シカツラ前シカツラ覆シカツラ誓シカツラ槽シカツラ古語字氣布シカツラ擊シカツラ庭シカツラ燎シカツラ巧シカツラ作シカツラ俳シカツラ優シカツラ相シカツラ與シカツラ歌シカツラ舞シカツラ

尙此の外に武術に關する所の器具があつたやうである、即ち弓、箭、刀、劍、矛、鞆、楯の類もあり、其の外瓊矛、廣矛、神劍もあつたやうに思はれる、尙又天鈿女命が天岩戸の前に立つて舞を舞つたと云ふこと、又素戔鳴命が出雲八重垣の歌を作つたと云ふやうなことに依て見れば、歌舞音曲のこともあつたと言はなければならぬ。

尙此の外大己貴命が稻羽の白兔の瘡傷を療せられたと云ふやうなことを以て見れば、醫藥のことも幾分開け、其の他占とか、禊とか、祓とか云ふやうな宗教的の作法も備はつて居つたのである。而して此等の業は皆夫れ々々家々に世襲せられたもので、玉作氏は世々玉を作ること業とし、鏡作氏は其の業を世襲して居る。例へば天忍日命の子孫は所謂大伴宿禰の祖先であつて、其の家は代々武藝を世襲し、天太玉命は齋部の宿禰の祖先であつて

世々祭祀のことを掌り、天兒屋命は中臣朝臣の先祖であつて、是亦祭祀のことを掌り、神武天皇が橿原に都を奠め給ふに當つては手置帆負命（説岐祖）彦狹命（紀伊祖）をして正殿を構造せしめ、櫛明玉命（出雲祖）天日鷲命（阿波祖）の子孫をして夫れ々々造殿の業に従ふことを命ぜられた。其の他耕作に關する事柄も夫れ々々神々の世襲とする所であつたのであつて、我が國の太古に於ては、自然的社會組織の何れの地方に於ても見るが如く、職に依て貴賤を分つが如きこともなかつたやうに思はれる。而して鞆とか秤とか云ふものなども存在して居つたのを見れば、餘程工藝に於て發達せるものがあつたばかりでなく、思兼命は天安河原の會合の指揮者であられたなどを以て見れば、當時既に精神的方面の文化も尊ばれたことが分るのである。

第三章 本邦上古の教育

本邦上古の教育と云ふのは、漢字の渡來してから學制の定まるまでであつて、凡そ應神天皇の御代より持統天皇の御代に至るまでの教育の狀態を

述べんとするのである。

本邦に文字の傳達された時期に關して確實なることは斷定し難いと思ふ。『日本教育史略』の五十五頁には次の如く記してある。

吾國上古ハ文字無シ外國ニ交通シテ始メテ文字ヲ用キルコトヲ知ル開
化崇神兩帝ノ時ニ任那ノ人來ル文字ノ傳ハル此時ニ始マルト云フ……
書籍ハ仲哀帝ノ九年神功皇舟師ヲ率キテ三韓ヲ討伐ス因リテ其文書ヲ
携ヘテ還リシヨリ始マル云々

又同書の七十四頁には次の如く之を再説して居る

開化帝ノ時ニ大加羅ノ人來リ始メテ文字ヲ傳フト云フ其後崇神帝ノ時
ニモ同國ノ人歸化ス是ヨリ文字ヲ用キタリト云ヘリ當時同帝ノ六十五
年其國王始メテ使ヲシテ入貢セシム六十八年王子來朝ス會帝崩シタル
ヲ以テ留マリテ垂仁帝ニ仕フ因リテ特ニ國號ヲ任那ト賜フ是外國朝貢
ノ始ニシテ是ヲ文字ノ傳來セル起因トス然レトモ史書ニ其明徴ヲ見ス
但肥人書五卷アリテ後ニ存ス其傳フル所一兩字ニ過キス肥人或ハ曰ク

開化崇神時
代

垂仁時代

高麗人ナリト其説皆未精確ヲ得ス

同書は文部省の刊行に屬して居るが大槻修二編那珂道高訂となつて、兩人
共博學の人であるからして、決して根據のない説を述べたものではなから
うと思ふ。又同書の七十四頁より七十五頁に亘つて次の如く記してある。

神功皇乃自三韓ヲ伐チテコレヲ降ス……皇后新羅ノ都城ニ入り其府庫
ヲ封シ圖籍文書ヲ收メテ還リ内官家ヲ任那ニ置キ三韓ヲ鎮撫セシム號
シテ日本府ト云フ是ヨリ諸國ノ朝貢常ニ絶エス文字書籍ノ用漸盛ナリ
尙又『漢學紀源』收籍第三に次の如く書いてある。

皇后傷帝逆神教崩益欲徵福親將舟師征伐新羅新羅乃降進入于鄗封重寶
庫收圖籍文書中略海西書籍之入國朝蓋應首于皇后親征新羅所收還本也
然るに佐藤誠實氏が文部省の『日本教育史略』を修訂して、『訂修日本教育史』
を同じく文部省より刊行するに際しては、苟くも出典の確實でないものは
大抵これを省略した形跡がある。従つて文字の渡來に關しての如上の正
史に見えざる推測は、全く之を取除いて單に次の如く記して居る。

神功皇后時
代

神功皇后新羅を征伐して新羅、高麗、百濟の國、皆吾邦に服従し、常に工物を貢して彼此相通ぜしかば、知識を交換して大に文明に向ひしかど未だ文字と稱すべきものは有らざりしに、應神天皇十六年に百濟より王仁^{ウニ}を貢し、并に論語十卷、千字文一卷を進れり。吾邦に文字ある實に此に始り、文學漸く起る(二八頁)

是は普通に歴史として教へられて居る所の事實であつて、兎に角正史に明記せられてある所に依れば、應神天皇の御代に王仁が文字を我が國に傳へたと云ふことになつて居るのである。併ながら其の以前に我が國と朝鮮及支那との間に交通のあつたことは、恐らく今日の歴史家の等しく認むる所であらうと思ふ。尙又傳説として傳へられて居る所のものに依て見ても、『晋書』其の他には周の世に吳の太白が本邦に渡來して我が國の初祖となつたと云ふことが見える。徳川時代の儒者の中にも之を信じた者があつたのである。尙又『文献通考』及び歐陽公の『日本刀歌』等には、秦の時に徐福仙を求むるに託し海上に浮び我が國に來つたと云ふ傳説もある。此の外

應神天皇の御代

漢字普及の方法

『後漢書』には、後漢の光武年中に我が國に使節を送つたと云ふやうな事などもある。甚しきに至つては黃帝の時或は帝堯の時に使を通じたと云ふやうな傳説さへもあるのである。是等は勿論荒誕無稽の臆説に過ぎざるものであらうと思はるけれども、兎に角我が國と朝鮮及び支那との間に交通のあつたと云ふことは、地理的事情を考へて見ても想像し得られる事柄である。既に然らば文字の如きも應神天皇の時代に既に多少我が國に傳へられて居つたであらうと推定せざるを得ない。

併ながら余が茲に述べんとする所は、漢字が何時の時代に我が國に傳へられたかと云ふ事實を詮索するに非ずして、傳へられたる漢字が如何にして我が國內に普及したかと云ふことを明かにせんとするのである。此の事に關しても同じく歴史上の事實の詮索に屬することであるが、大體の有様及び我が國太古以來職を代々にするの風習に従つて、傳へられたる漢字を其の家々に於て世襲したと云ふとは注目すべき事實と思ふ。即ち三韓及び支那の歸化人が文字を齎したと共に、其の文字を家職として子孫に傳

へたのである。即ち王仁の子孫は文氏と唱へて河内國に居り、世々文筆の事を掌つて居た。又漢靈帝の遠孫であつたと稱せられる所の阿智使主は、其の子供の都加使主と共に三韓より其の黨類十七縣を率ゐて歸化したのである。これは應神天皇の二十年の時であるが、其の子孫は大和に居つて、代々文筆に従つて居つた。故に王仁の子孫を西文氏と言ひ、阿智使主の子孫を東文氏と言つて居た。斯くして此の兩氏族を東西史部と言つた。史部と云ふのは文人の群の意味である。此の如く職を代々にすると云ふ我が國太古以來の風習が、文字を學ぶ人々の上にも行はれたと云ふことは注目すべき事實であると思ふ。併ながら此の間の教育法と云ふものは極めて不確實のものであつたと見え、又職を代々にする間には自ら才能の足らざる者も出て來たものと見えて、次第に學力などが低下したやうに思はれる。是も歴史に傳へられて居る事であるが、敏達天皇の元年に高麗が表を奉つたことがある、然るに諸史即ち東西史部の者なども之を讀むとが出来なかつた。幸に王辰爾が之を解することが出来たので、大に王辰爾を賞せ

家職世襲の弊

菟道稚郎子

られたと共に、東西史部の者を責められたことなどもあつたと見えて、『日本教育史略』の七十五頁より七十七頁に互つて左の記事がある。

菟道稚郎王ハ應神帝ノ少子ナリ幼ヨリ讀書ヲ好ム帝尤コレヲ鍾愛シ立テ、太子トス帝ノ十五年百濟ノ王子阿直岐入貢ス能ク經典ヲ讀ム太子コレニ從ヒテ學フ帝嘗テ問ヒテ曰ク汝ニ勝ル博士アリヤト阿直岐答フルニ王仁ヲ以テシテ曰ク一國ノ秀ナリト帝即王仁ヲ徵ス明年王仁入朝シテ論語及千字文ヲ獻ス太子コレヲ師トシテ博ク典籍ニ通ス之ヲ以テ高麗朝貢スルニ及ヒ太子其表文ノ無禮ナルヲ見テ使者ヲ詰責シ其表ヲ壞ルニ至ル王仁終ニ留マリテ朝廷ニ仕フ是學術ヲ傳習スルノ始ニシテ博士ノ號ノ由リテ起ル所ナリ王仁ノ後ヲ文氏トス文或ハ書ニ作ル阿直岐ノ後ヲ史氏トス兩氏ノ子孫繁延シテ大和河内ノ兩國ニ居リ世々文筆ヲ主ルコレヲ東西史部ト云フ大和ハ東ニ在リ河内ハ西ニ在ルヲ以テナリ降りテ繼體帝ニ至リ帝室ノ支族ヲ以テ入りテ大統ヲ嗣キ心ヲ政事ニ用キ七年百濟ニ勅シテ五經博士ヲ召ス百濟乃博士段揚爾ヲ貢ス十年高

繼體帝

安茂來リテコレニ代ル是博士ヲ召シテ學業ヲ講習セシメタル始ナリニ十四年ニ至リテ廉節ノ士ヲ擧ケ大道ヲ宣揚シテ教化ヲ流通セシメヨトノ詔アリ是貢擧ノ始ニシテ教化ヲ敷クノ基本タリ既ニシテ五經博士固德馬丁女百濟ヨリ來リテ高安茂ニ代ル欽明帝十五年五經博士王柳貴又來リテコレニ代ル其後王仁五世ノ孫王辰爾世業ヲ承ケ文學ヲ以テ敏達帝ニ仕フ時ニ高麗上表ス諸史皆讀ムコト能ハス辰爾其文義ヲ釋ク帝大ニ讚美シテ宮中ニ近付セシム因リテ東西史部ヲ召シテ責ムルニ學業ノ成ラサルヲ以テス

東西史部の者が其の職を世々にしたと云ふことは、大寶令の學令に入學者の資格を規定して居るのであるが、其の中にも特に東西史部の子に對しては入學の權利を與へて居るのである。尙又其の註釋には次の如き文句がある。

謂居在皇居左右故曰東西也前代以來奕世繼業或爲史官或爲博士因以賜姓總謂之史也

履中天皇國史の職を置く

とある、履中天皇の世には諸國に國史の職を置き、言事を記述せしめられたと云ふことがある、さうして既に諸國にとあり、又國史とある所を以て見れば、其の前に朝廷には既に史官と云ふものがあつて、言事を記録せしめられたと云ふことも想像されるのである。而して是等は皆三韓及び支那の歸化人の子孫が職を世々にして傳へたものと思はれる。

此の如く初めは歸化人に依て我が國に文學が傳へられたのであるが、それらは主として學者の子孫であつた。然るに推古天皇の御代に佛教が渡來してから、僧侶が文學のことに携はるやうになつた。其の理由は佛教の經典は勿論もと印度に於て起つたものであるが、漢文に翻譯せられて我が國に傳はつた、又中には支那に於て出來たものもあつたと云ふやうな有様であるから、僧侶は漢文を解しなければならなかつた。のみならず推古天皇の御代より隋との交通が開くるに至つて、愈々漢文の必要が加はつたのであるから、それに就ても學者の子孫たる俗人及び僧侶が専ら外國との文書の往復に關係するやうになつたのである。我が國に於て漢文を學んだ

文學と僧侶

留學生

者は、初めは俗人であつたのであるが、佛教渡來以來僧侶も亦之を學ぶやうになつた。而して我が國に於ける我が邦人の手に成つた漢文の最も古きもの、一として傳へられてあるのは聖德太子の憲法十七條である。聖德太子は自ら勝鬘經とか維摩經とか或は法華經とかの註疏を書かれたと云ふ程の漢文の達人であつたのである。之に依つて見ても如何に漢文が我が國に於て當時發達したか分る。尙文學の事に當つた者は大體に於て歸化人の子孫又は歸化人であり、而して次第に僧侶が多く加はつたやうに思はれる。推古天皇の十六年に小野妹子を大使として隋に送られた際に、妹子と共に留學生として渡つた人々は次の八人である。

倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向玄理、新漢文大國學問僧新漢人僧旻、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣齊、福因は阿智使主の子孫であり、玄理は魏の文帝の後であり、惠隱は後漢の獻帝の後であると傳へられて居る、何れにもせよ秦と云ふ姓を持つて居るのは歸化人の證據である。又大和とか奈良とかの地名を冠して居るのは、所謂東西史部の一族であることを思はし

留學生と大化の革新との關係

むのである。兎に角如何に僧侶が當時の文學に携はることになつたかと云ふことは、之に依つても分るのである。是等の留學生の彼地に到るや、間もなく隋滅びて唐の世となつたのであるが、僧旻、請安、玄理などは尙久しく唐に留まつて學問を研究した。僧旻は彼の地に在ること二十五年、請安及び玄理は三十三年にして歸朝したが、我が國の大化の革新なるものは實に直接間接に是等の人々の献策に據つたもの、やうに思はれる。大化元年に旻及び玄理が國博士となつと云ふことは決して偶然のことではないのである。而して彼の地の制度を模倣すると共に、是等の人々は又彼の地に於ける文教を我が國に輸入したのである。斯くして我が國に於ける教育制度が出来上ることになつたのである。大化の革新と言ひ、大寶令の制定と言ひ、何れも皆是等の人々の献策に基くと見るべきであるならば、我が國の大化大寶の制度特に其の教育制度を理解する爲には、先づ支那上代に於ける教育の狀況を瞥見するの必要がある。

文字以外の文化の傳達

尙文字以外の他の文化の傳達受授の狀況に關しては、本邦の太古に於け

る場合と同じやうに、人々其の職を世々にするの主義に依つて行はれて居つたのである。唯、此の時代に於て三韓及び支那との交通が開くるに従つて、次第に文化の内容を豊富にし、而して各方面に廣き意味に於ける教育が行はるゝに至つたのである。けれども其の教育としての主義方法に關しては、別に異なる所はなかつたと思ふ。而して其の詳しき叙述に至つては、之を文學史若くは文藝史に委ねたいと思ふ。

第四章 支那上代の教育

支那上代に於ける教育は蓋し本邦固有のものと相近きものがあつたであらうと思はれる。元來支那の民族は我が民族と同じやうに自然的生活を樂むことを主義となし、家族的社會的組織を持つて居つたのであつて、幾分か其の職を世々にすると云ふやうな制度もあつたやうに思はれる。唯、支那は其の土地頗る廣く、其の間に同姓の者が相集つて邦をなし所謂萬邦となり、其の長は所謂群后である、其の中より元首たる者が天命に依て定ま

るとして居つた。而して實際は後世に於ける選舉の主義に依て選ばれたものであつたと思ふ。それ故に我が國の如く萬世一系の君主と云ふものはないのであるが、社會組織に於ては大體彼我相等しいものやうに思はれる。

支那は世界に於て最も早く開けた國の一つであつて、文字の如きものも極めて古く始まつた國である。傳説に従へば黃帝の時に蒼頡が文字を作つたと云ふことである。是實に西曆紀元前二千五百年代に當ると言はれて居る。尤も此の如き傳説が、果して歴史的事實なるや否やに關しての確證を得るとは困難である。併ながら古くから文字があり、それを何等かの形に於て後世に傳へたと云ふことは事實である。のみならず古い時から教育に關する官職が置かれてあつたと云ふことは、注目すべきである。舜の時に、契に命じて司徒となり、五教を布かしたと云ふことが記録に見えて居る、五教とは父義、母慈、兄友、弟恭、子孝で、是は正しく家族道德の醇なるものを理想とし、之を國中に行はしむるが爲めに司徒と云ふ役を置いたものと

見るならば、又此の如き社會組織に於ける理想的教育施設があつたものと見ることが出来る。併ながら是が如何なる程度に於て施行せられたかと云ふことは不明である。又舜は伯夷に命じて禮を典らしめ、夔をして樂を典らしめた、即ち禮樂と云ふことも廣い意味に於ける教育の一部分であつて、此の方面にも意を用ゐたと云ふことを以て見れば、餘程教育に力を盡したと云ふことが分る、而して是は西曆紀元前約二千五百年前にあつたとすれば、實に驚くべき發達と言はざるを得ない。舜の後に出了た禹も亦八政の中に司徒と云ふ官を置いて教育を掌らしめたと云ふことがある。

支那の教育制度は、周の世に至つて大に定まつたのである。其の以前のことは莫として明かでないが、多少それに關する傳説はある。即ち禮記王制には、次の如く載せてある。

有虞氏養國老於上庠、養庶老於下庠。

又

夏后氏養國老於東序、養庶老於西序、般人養國老於右學、養庶老於左學。

周以前の學制

又孟子には次の如くある。

庠者養也、校者教也、序者射也、夏曰校、殷曰序、周曰庠、學則三代共之、皆所以明人倫也。

『文獻通考』の學校考一太學の所に註釋を施して、國老は卿大夫の役を罷めたもので、庶老と云ふのは士及び庶人にして猶官に在る者を言ふのである、而して註釋に國老を養ふ者は大學で、庶老を養ふ者は小學であるとある。之に依つて見ると有虞氏即ち舜の時には卿大夫の役を罷めた者を上庠、即ち大學に於て饗嚩をし、庶老即ち士庶人の役にあるものを下庠、即ち小學に於て饗嚩したのである。兎に角大學及び小學の設けが此の時代にあつたものと云ふことは明かである。學校が國老又は庶老の饗嚩の場所であつたと云ふことは、今日より考へると少しく理解に苦しむ所であるが、恐らくは一方に於ては老人を尊重すると云ふ道徳上の主意に基くと共に、他方に於ては支那に於ける學校は昔から官吏と關係を持つて居つたと云ふ一の證據ともなし得る事柄と考へる。

周の初めに當つては、尙殘存する所の國が千八百もあつた。武王は周公旦の援けを以て、國を滅すこと五十、多くの臣籍を封建して周の藩屏とした。斯くして武王の兄弟で國を有する者が十有五、姬姓の者で國を有する者が三十八、異姓にして封を得て居る者が十有八あつた。是等は皆諸侯と云ふのであつて、周室は是等の諸侯を公侯伯子男の五爵に列したのである。而して公侯の國は封百里であつて、之を大國となし、伯の國は封七十里で、之を次國となし、子男の國は封五十里で、之を小國となした。尙五十里に達せざる者は附庸と言つて、諸侯に附屬せしめたものである。尤も齊とか魯とか、衛とか云ふ國は、特別の事情があつて大封を受け、又外に附庸を加へて居つた。但し支那の百里は我が十里内外であるといふことである。

王には三公、九卿、士大夫、諸侯も亦卿大夫を持つて居る。九州(冀州、兗州、青州、徐州、荊州、揚州、豫州、梁州、雍州)五服(甸服、侯服、綏服、要服、荒服)等は大概禹の定めた所に従ひ、其の中に洛陽の地方東西百五十里、南北五六十里を方千里と稱し、之を官の采邑に充てた。而して周の官職には六卿と云ふのがあつた

が、其の中の一に司徒と云ふのがあつて、邦教のことを掌つて居つた。即ち文教の官で今日の文部大臣とも言ふべき者である。而して其の中には大司徒、卿一人、小司徒、中大夫二人、卿師、下大夫四人等がある。是が中央に於ける監督官廳の役人であつた。又諸侯に於ても之に倣つて夫れ々、教育に關する行政機關を設けて居る。大國、次國には三卿と云ふものがあつて、其の中の司徒は即ち教育を掌るのであるが、家宰(邦治を掌る)を兼ねたとある、之に依つて見ても如何に教育の機關が整頓して居つたかと云ふことが知られる。是れ實に西曆紀元第十二世紀のことであつて希臘の文化の未だ殆ど見るべきものゝなかつた時代に於ける制度である。

周の學制に就ては禮記王制に次の如くある

周人養國老於東膠、養庶老於虞庠

又一説には周は四代の學を併せ設けたと云ふことである。辟雍は中央にあつて、是即ち成均であり、東序は左にありて即ち東膠であり、瞽宗は右にありて即ち西學である。是は右學であつて、殷の大學である、成均にては樂を

小學

教へ、東膠にては舞を教へ、瞽宗にては禮を教へたと云ふことである。又一説には辟雍と成均とは別のものであつて、成均は南に在り、辟雍は中央にあつたとある。何れが正しいか知らないが、兎に角大學の規模の大なりしことを知るに足るのである。而して虞庠と云ふのは小學のことである。

禮記の學記の中に次の如き記事がある。

古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學、比年入學、中年考核、一年視離經辨志、三年視敬學樂羣、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、強立而不反、謂之大成。

家と云ふのは閭と云ふのと同じであつて、閭と云ふのは二十五戸である。黨とは五百家を謂ふ、又術と云ふのは州のことであつて、二千五百家を一州としたと云ふことである。學とは大學のことであつて、國々に大學の設けがあつたのである。而して大學の教師となる者は、一たび官職に就きて、罷めたる者が之に當るのである。大學以外の塾、序は皆郷學である。而して學校に入る者は、大抵は貴族の子弟である。殊に大學に至つては、貴族の如き

大學

者に限られて居た。禮記の學記に、

入學者、王太子、王子、群后之太子、卿大夫、元士之適子、國之俊選云々

周時代に於ける就學の年限はどんなになつて居つたかと云ふと、是亦明確ではないが、尙書大傳には次の如く載せてある。

公卿之太子、大夫元士之適子、十有三年、始入小學、二十入大學。

又同書に次の如き記載もある。

年十五始入小學、見小節、踐小義焉、十八入大學、見大節、踐大義焉。

然るに漢書の食貨志、白虎通等は、孰れも八歳にして小學に入り、十五歳にして大學に入るとあり、大學の章句は此の説を採つて居るのである。何れにもせよ此の時代の入學年齢、並に其の在學年限の如きは、餘り嚴格に規定されては居らなかつたやうに思はれる。即ち時に依り所に依り、又同じ時と場所に於ても窮屈な劃一的規定は定めなかつたものと思はれる。

周の時代から既に後世に於ける選舉と云ふが如きものが行はれて居つたと見えて、禮記の王制に次の如き文句がある。

選舉

命卿論秀士、升之司徒、曰選士、司徒論選士之秀者而升之學、曰俊士、升司徒者不征於卿、升學者不征於司徒、曰造士、(中略)大樂正論造士之秀者以告于王、而升諸司馬、曰進士、司馬辨論官材、論進士之賢者以告于王、而定其論、論定然後官之

是等は初めは所謂俊髦を拔擢するの趣意に出たものと思はれるが、後世に至つては所謂科擧の制と稱し、非常に形式的の試験と化するに至つたのである。

然らば此の時代に於ける教育は何を目的とし、又如何なる内容を持つて居つたかと云ふと、大體に於ては官吏となつて立派に國を治むる人格を養ふと云ふことが窮極の目的であつたやうに思はれる。禮記の學記に、建國君民教學爲先、又教也者、長善而救其失者也とある。要するに支那の上代の考よりすれば、君子は人民を統治すると共に人民を教導するの天職を持つて居るものであり、役人は國家の政務に與ると共に、又國民を指導するの任に當るものとなつて居つたのである。従つて教育に依て立派なる人格を

立派の
教育の目的

造ると云ふことは、其の立派なる役人、即ち立派なる文教に當る人を造ると云ふことになるのである。従つて教科の内容の如きも六藝、六儀、三德、三行と云ふが如き半ば道德的であり、半ばは政務的のものである。六藝と云ふのは所謂禮、樂、射、御、書、數を云ふのであつて、それにも又五禮、六樂、五射、五御、六書、九數と云ふやうに分れる。六儀と云ふのは祭祀、賓客、朝廷、喪紀、軍旅、軍馬の容である。主に政務を執行する上の儀式であるやうに思はれる。三德とは至德、敏德、孝德を言ひ、三行とは孝行、友行、順行を指すのである。

之に依つて見ても周時代の大學は専ら治者即ち支配者階級の者を養成するにあつた。小學と云ふ方には多少被治者も加はつて居つたであらうけれども、一には大學に行くの階梯であり、又一には被治者の中に於ても他の人を教化指導する地位に立つ所の選拔せられたる少數の人を入れて居つたものと思はれる。

周の文教は、主として周公旦の計畫に依つて成つたものである。周の王室は八百餘年間繼續したが、其の後半は所謂春秋戰國の時代であつて、孔孟

支配者階級の養成

の儒學、老莊の荆楚學、楊墨の諸子の出でた文教勃興の時期である。其の後周に代つて天下を統一した秦の始皇帝は、自ら朕と稱し、皇帝と申した所の人であつて、西曆にすると紀元前二百二十一年、我が國の紀元にすると四百四十年で、即ち孝靈天皇の七十年に位に上つた人である。始皇帝は宰相李斯の言を用ひ、周末の封建制度を改めて郡縣の制度を敷いた所の大卓見家である。斯くして天下を三十六郡となし、所謂郡縣の制度を劃一せんが爲めに、諸生にして現政治を講議することを禁じ、史官をして、秦記にあらざるものは悉く之を焚き滅さしめ、博士の職に居らずして詩書百家の語を藏する者は亦之を焼かしめた。さうして若し法律を學ばんとする者があれば、官吏たる者をして師とせしめたのである。是は一方から見れば極めて亂暴なやり方であるけれども、又稀世の改革を敢てする爲には、幾分必要已むを得ざるものもあつたと認めなければならぬ。而して此の禁を犯せる者四百六十餘人を坑にしたと云ふが如きは、歴史上千古未曾有の出來事と言はなければならぬ。秦は僅かに二世十五年にして亡び、後漢楚の争となり、漢

秦始皇の政
策

漢代の學校

漢代選舉の
制

高祖に依りて再び天下が統一せられた斯くして周以來の文教が又茲に復活することを得たのである。漢高祖は武を以て天下を取つたからして、庠序を設くるの暇がなかつた、漢武帝の時に至つて初めて董仲舒の策を容れて大學を興さしめたのである。漢は天下を十三州に分ち、其の下に郡及國を置いたのであるが、郡國にも學校を設けしめた。其の制度の詳しきものを知ることは出來ないが、大體に於て周時代のものと相似たるものであつたかと思はれる、但し漢の世に至つて大に盛んになつたものは所謂選舉の制であつて、俊才を試験に依りて拔擢すると云ふ制度は此の頃より漸く盛んになつたのである。其の選舉の制には三種類あつた。一は賢良方正、一は秀才孝廉、又一は博士の弟子である。此の制度は時代に依て多少異なるが、後漢の光武中興の時には地方の學者が京都に集つて來たので、五經博士と云ふものを置くことになつた。それは周易、尙書、詩經、禮記、春秋の五經に通ずる者であつて、夫れ々、其の五經の中の一を専門として居るのである、總じて十四科あつたから、之を十四博士と呼んで居る。其の後一時學舎が

廢類したが、後又之を復興して一時は大學生三千人と稱する程の盛況を呈した。併ながら學生は次第に浮華を好み、章句の研究が漸く忽かになる傾を生じて來た。

前漢後漢の後、兩晋南北朝を経て隋に至り再び天下を統一して學校も盛んになつた。唐に及んで天下久しく泰平であつたので、又大に文教の隆昌を見たのである。唐の起つたのは、我が推古天皇の二十六年であつて、其の後二十九年間唐の世が続いた。即ち殊に我が國の文化に甚大なる影響を與へた時代である。

唐の高祖は即位の初め、即ち武徳元年に皇族及び功臣に勅して子弟の爲に特別なる小學を立て、武徳七年に諸州縣及び郷に學校を置かしめた。唐の世に在りては、全國を初めは十道に分ち、後十五道となし、其の下に州と郡とがあり、州郡の下に縣と郷とがあつたのである。即ち唐に於ては中央政府の下にも、亦各州縣郷にも夫れ々々學校を興さしめたのである。周公旦及び孔子の廟を國學に建て、自ら釋奠の禮を行つた、唐の太宗に至つては最

唐代教育の勃興

唐の學制

も熱心に教育を勵されたのである。

唐の學制は多くは隋の制度を採用したのである。國子監と云ふのがあつて、學制を統轄し、其の中には國子祭酒と云ふ役があつて、監事を總判した、其の下に司業と云ふ役があつて、國子祭酒を輔佐した、學館には國子學、太學、四門學、律學、書學、算學の六種類があり、國子學の學生は三百人あつて、文官三品以上の子孫を以て入學せしめた。太學の學生は五百人で、四品五品の子孫を入れ、四門學の學生は千三百人あつて、六品七品の子及び庶人の俊異なる者を入學せしめ、律學は五十人、書學生、算學生は各三十人であつて、八品以下の子及び庶人の其の事に通ずる者を以て學生としたのである。以上、合せて二千二百人であるが、學毎に博士助教を置いた、唯、算書の二學は助教を置かない。又其の外に別に門下省に弘文館を置き、其の學生が三十人、東宮に於ては崇文館を置き、其の學生二十人、是等は皇親、外戚及貴親の子を以て其の學生とした、是等は謂はゞ宮内省管轄の貴族學校とも言ふべきものである。前の國子學外五種のもは尙書省の下にあるものであつて、文部省

の管轄に屬する學校の如きものである。又地方の學としては、京都・都督府・州・縣等、夫れ々學を設けた、所謂國學と稱するものである、其の學生は多きは八十人より少きは二十人に至るのである、『文献通考』には左の如き記事がある。

唐制凡學六皆隸於國子監國子學生三百人以文武三品以上子孫若從二品以上曾孫及勳官二品縣公京官四品帶三品勳封之子爲之太學生五百人以五品以上子孫職事官五品并親若三品曾孫及勳官三品以上有封之子爲之四門學生千三百人其五百人以勳官三品以上無封四品有封及文武七品以上子爲之八百人以庶人之俊異者爲之律學生五十人書學生三十人算學生三十人以八品以下子及庶人之通其事者爲之京都學生八十人大都督中都督府上州各六十人下都督府中州各五十人下州四十人京縣五十人上縣四十人中縣中下縣各三十五人下縣二十人

唐時代の學校教育に於ける修業年限及び學科目はどうであるかと言へば、國子學にては十四歳以上十九歳以下の者を入學せしめ、其の學科目は禮

國子學の修
學年限及び
學科

記、春秋左氏傳を大經とし、各三載を限り、詩、周禮、儀禮を中經となし、夫れ々二載を限り、易、書、春秋公羊傳、穀梁傳を小經となし、易は三載を限り、他は一載半を限ることとして居る。孝經、論語は總ての者に之を兼修することとなつて居るが、それは共に一載を限りとして居る。又時々時務策として國語、說文、字林、三蒼、爾雅を讀ましめた。試験は考試と言ひて、句試と歲試とある。句試と云ふのは十日毎の休みがあるそれを句暇といふ。その句暇の前に博士が考試する。歲試と云ふのは、歳の終りに、一年の業を通じて口述試験を行ふのであつて、大義十條を問ふのである。其の八に通ずる者を上とし六を中とし、五を下とする、是れ即ち試験及び評點の方法である。

太學及び四門學の學科、貢舉の規定は國子學に同じ、書學生は二經に通じ、俊士州學等より登せる者は三經に通じ、既に及第しても尙留つて勉強せんと願ふ者は、四門學生は太學に入らしめ、太學生は國子學に入らしむるのである。

律學は十八歳以上二十五歳以下の者を入れて、律と禮とを學ばしめる。

太學四門學
及び書學

律學及算學

書學の學校は、石經三體は三載を限り、説文は二載を限り、字林は一載を限ることゝなつて居る。算學の學科は、孫子、算書、五曹、算書、共に一載を限り、其の他にも幾多の規定がある。

弘文館、崇文館の學科は、國子學と同一である。又地方の國學は、博士各一人あつて五經を教授し、尙吉凶の禮を兼修せしむることになつて居る。

唐に於ける科擧の制度と云ふものも亦盛んなものであつた。學館より出願する者を生徒と言ひ、博士が之を試験して擧げる。州縣即ち國學に據る者は郷貢と言つて、州縣が試験して之を送るのである。尙ほ尙書省に至つて、科擧の本試験に應るのである。其の科目は秀才、明經、進士、明法、明書、明算の種あり、尙ほ此の外にも種々のものがある。秀才には方略策五道を試み、文理通粗を以て上上、上中、上下、中上の四種を及第とする。但し是は後に廢絶した。凡そ明經には每經十帖を試験し、然る後經問大義十條を口試する。又時務策三道に答へさせる。是も成績を四等に區別する。又進士の試験には雜文二篇、時務策五道を課する。以上は歲擧の常選である。

唐代科擧の制

此の外に制擧なるものがある。是は漢の賢良に當るもので、數年に一度之を行ひ、非常の才を待つ所以として居る。試験の日には唐帝が親臨して之を見る、文策高き者は特に美官を授けられる。唐人は文事を尙び、進士に應ずる者が多く、擧人毎歲二三千に上つたと云ふことである。其の及第する者は凡そ二十人に一人の割合であつたが、制擧に至つては百人中僅かに一人の及第者を見るの割合であつた。

唐代教育の目的及び思想

唐時代に於ける教育の目的及び思想は、周時代のものとは變る所はない、所謂政教一致であつて、政治と教育とは離るべからざるものとなつて居る。孟子に「書曰天降下民作之君作之師」とあるが如く、支那にありては聖人は即ち君主であり、君主は聖人であつて、同時に有徳の士である。又孟子に「堯舜之道、孝弟而已矣」とあるが如く、政教は一致して離れざるものであつた。それ故に學校の如きは、主として君子を養成することを旨として居つた。即ち爲政者を養成することを目的として居つた、而も其の中には幾分職を世世にするの主意も加味して居るが故に、學館の入學資格の如きも、官等に依

て制限を設けて居る。蓋し初めは學業の優秀なる者を高官に拔擢するの趣意に出たものであらうが、周に於ても既にさうであるが、唐に於ては大に門閥を重んじて、高き官職に在る者の子弟をして長く學に就かしむるの風習を作つて居つたものと思はれる。兎に角政教一致と云ふことの當然の理として、學校教育と云ふものは一種の官吏養成と云ふ風に傾むかなければならぬ譯のものであると思ふ。而して又それにも初めの趣意に於ては大に尤もなる道理も存するものであるが、之を逆に用ゐて、高き官職に在る者の子弟を限つて特別の教育を施すと云ふことは、蓋し政教一致の餘弊と言はなければならぬ。而して此の制度が機械的に我が國の奈良平安朝時代に模倣せられたと云ふことは、一面に於て大に我が國の文化を助けたと共に他面に於ては又支那上古の封建的階級思想を人為的に馴致する原因ともなつたと思はれる。

第五章 奈良平安時代の教育

大化の官制
と唐制との
關係

奈良平安時代は、本邦に於ける學校教育の制度の初めて整頓した時代である。而してそれは主として唐制を模倣したものであるとは既に述べた通りである。大化五年に沙門旻法師及び高向史フキトに勅して、八省百官の制度を設けられた。是は大體唐の三省六部を參酌して作上げたもの、やうに思はれる。尤も唐の三省六部と、大化の八省とは全く同一ではない。唐の三省と云ふのは中書省、門下省、尚書省であつて、其中眞の行政事務を掌る所のものは、主として尚書省である。尚書省の下に左僕射即ち左司と、右僕射即ち右司とがある。而して左僕射の下に吏部、戸部、禮部と云ふのがある。右僕射の下に兵部、刑部、工部と云ふのがある。而して大化の改新では、どう云ふやうな省の分け方であつたかと云ふことは明かではないが、左大臣、右大臣と内臣と云ふのを置いてあるやうである。さうして其の後に置かれたものには治部、民部、兵部、刑部、大藏などと云ふのがあつた。又大寶令の時にあつては太政官と左辨右辨と云ふのがあつた、左辨には中務省、式部省、治部省、民部省を置き、右辨には兵部省、刑部省、大藏省、宮内省を置いてあつた、中

務省と云ふのは唐の制度にすると、中書省と云ふのに準じて居り、式部省は唐の制度の吏部に、治部省は唐の禮部に、民部省は唐の戸部に、兵部省は唐の兵部に當るのである。さうして唐の門下省及工部と云ふのは我が國に於ては之を缺いて居り、別に加はつて居る大藏省と云ふのは、唐の太府であつて、我が宮内省と云ふのは唐の殿中と云ふのに當るやうに思はれる。而して其の中で教育のことを掌つて居つたのは主として式部省である、尤も其の外にも教育に關する機關が全くないのでなかつた。式部省の中に大學及散位の二寮があつて、大學と云ふのは大學教育のことを掌つたものである、のみならず淳仁天皇の時には一時式部省を文部省と改めたことがある。惠美押勝の亂のあつた後に、再び今の式部省と云ふのに復したが、兎に角式部省と云ふのは大體文部省と見て宜からうと思ふ。但し其の散位と云ふのは、官に居らない者に對して位を授けることなども掌る職である。而して式部省には卿一人、大夫小夫各一人、大丞小丞各一人、其の他屬官があつた。要するに我が國に於ける組織立つたる學校教育は、歐羅巴の中世に

教育の主務
省は式部省

大學及び國
學

教師の報酬
と束脩

於けると同じやうに先づ大學教育より始まつたものである。而して初等教育の如きは大體に於て殆ど顧みられなかつたと言つて宜しいと思ふ。大寶令の中に學令と云ふのが、其の中には大學及び國學の二を擧げて、それに関する規定を示して居る、今大學及び國學の入學に關する規定を抜いて見ると次の通りである。

凡大學生取五位以上子孫及東西史部子爲之、若八位以上子情願者聽

此の中で大學の學生は、式部省に於て之を補し、國學の方は國司に於て之を補することになつて居る、前者を國立若は官立の大學の學生とするならば、後者は地方立即ち府縣立の大學とも言ふべきものである。而して入學の際には束脩の禮を行ひ、之を教師が分けて取ることになつて居る。此の點は餘程注意すべきことであらうと思ふ。若し官公立の學校であるならば、束脩を取つてそれを教師に分け與へると云ふことは、政府として如何なるものであるかと思はれる。然らば教師に對して何等の報酬を與へなかつたと云ふと、さうでないやうに思はれる、『日本書紀』の持統天皇五年の條に次の如

き文句がある。

賜大學博士上村主百濟大稅一千束以勸其學業也

又同七年の條に

賜大學博士勤廣上村主百濟食封三十戸以優儒道

之に依つて見ると、大學博士たる上村主百濟と云ふのは、立派に封祿を受けて居つたのである。大稅は正稅のことであつて、勤廣と云ふのは古い時の爵位であると云ふことである。之を以て見れば教師には矢張り相當の封祿があつたのであるが、何故に東脩と云ふやうなことが行はれたかと云ふに、是も蓋し支那の風習より生じたものであらうと思はれる。而して多くは支那の私學即ち私塾的の風習が元となり、斯かる習慣が出来たものと思はれる。尤も一方から考へれば希臘の時代に於ける教育の狀態の如く、教師は道を傳へると云ふことが主で、特別に月謝を取つて教へることを業とするにあらざる場合に於ては、之に謝意を表する爲に東脩其の他の方法で物を送ると云ふことが行はれたことも或はさう云ふ意味より起つたもの

東脩の由來

かも分らない。併し既に官公立の學校となつた以上は、斯かる風習は廢すべきものである。けれども沿革的に尙支那に於て長く行はれ、我が國にも輸入されたこと、思はれる、兎に角學令には次の如き規定がある。

凡學者在學、各以長幼爲序、初入學皆行東脩之禮於其師、各布一端、皆有酒食、其分東脩三分入博士、二分入助教

之に依て見れば公然東脩と云ふことが行はれたのは勿論、又酒食を持參して教師に饗すると云ふこともしなければならぬ譯であつたが、要するに一種の寺子屋式の習慣が官公立の學校にも當時行はれたとは注目し値する。

大學寮

大學寮の在つた場所に關しては古い所は明瞭でないが、京都に都を奠められてから二條大路の南、神泉苑の西に置かれたと云ふことである。之にも多少の異説があるやうであるが、是が正しいと思ふ。而して其の規模の如きも稍大なるものであつた。其の有様は圖に依て見ることが出来る。地方の國學の位置に關しても、明かになつて居るのは少いが、最も今日明かに知られて居るのは太宰府の學業院である。太宰府は當時九州及び壹岐

太宰府の學業院

對馬等の監督官廳の在つた所であつて、其處に此の地方の總國學とも謂ふべきものが置かれたのである。而して地方にありては一般に國司の居る所に國學を置いたものと思はれるが、詳しいことは傳はつて居らない、唯、下野の足利學校は國學の後であると言ふ説が最も有力である所を以て見れば、地方にも幾分國學の設けのあつたことは事實と思はれる。

大學寮の分科及び官制

大學寮には種々の分科があつた、大寶令の職員令の中の大學寮の部を見ると次の如き職員がある。

頭一人(掌簡試學生及釋奠事)助一人(大允一人小允一人大屬一人小屬一人)博士一人(掌教授經業)課試學生助教二人(掌國博士)學生四百人(掌分授經業)音博士二人(掌教音書)博士二人(掌教書算)算博士二人(掌教算術)算生三十人(掌習算術)使部二十人直丁二人

之に依つて見れば大學寮の中に經學部、音部、書部、算部の四部があつたことが明かである。而して音部は經學部の學生も亦全部之を學んだからして人數を限つて居らないのである。又大寶令の方に據れば、紀傳法律は大學

大學の學科

博士が經學と共に之を教へたのである、後世に至つては文章博士、明法博士と云ふものも別に出來た。尙又別に紀傳博士と云ふものも置かれるやうになつたのである。尙詳しく言へば聖武天皇の神龜五年に文章博士が置かれた。又延喜大學式には明經博士、明法博士、文章博士と云ふのが並び存して居る。而して大寶令時代の大學職員の官等に就て見ると、大學頭は從五位、大學助及び大學博士は正六位、助教、醫博士、陰陽博士、天文博士は正七位、音博士、書博士、算博士、呪禁博士は從七位である。後に文章博士を從五位の上として明經博士の上に置いた。何れにもせよ當時の大學教授の官等は割合に低いものであつたと言はなければならぬ。

次に大學の學科に關して次の如き規定がある。
凡、經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋、左氏傳、各爲一經、孝經、論語、學者兼習之。

而して是等の經書は、一定の註釋を基として講讀せられたのである。例へば周易は鄭玄、王弼の註に依り、尙書は孔安國、鄭玄の註に依り、左傳は服虔、杜

預の註を用ゐ、禮記は鄭玄、何晏の註に據つたものである。是等も大體は唐制を模倣したのである。又大經中經小經を區別し、學習の範圍を定むることも唐制と同様である。後紀傳博士が起るに及んで、史記、漢書、後漢書、三國志、晉志を各一史となし、爾雅、文選も亦一科の書となし、史記、漢書、後漢書の三種及文選は大經に準ぜられて居る、明法道にありては主に本邦の律令を修めた。法律だけは特に我が國の律令を修めることにしたのは、蓋し實際の必要に出でたものであらう。算術の教科書も大體は唐の算學に於けるものと大差ない、即ち孫子算經、五曹算經、九章算經等を擧げて居る。

國學の方は前にも述べた如く、國毎に之を置くこと云ふのが原則である、蓋し太宰府には學業院と云ふのがあつて、兩筑、兩豐、兩肥六國の國學を兼ねて居る、而して一般の國學に關しては職員令に次の如く規定してある

凡國博士醫師、各別各一人、其學生大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人、醫生各減五分之二

又太宰府には太宰博士一人を置き、從七位に叙せられて居る、延喜の頃に至

國學の完成

つて諸國の國學士を明法より取り、國府の斷獄に便したこともあるが、大寶令に依れば大學及び國學にては毎年春秋二仲の月に孔子を祀り、釋奠の禮を擧げ、又國學の學生中より拔擢して大學生となすと云ふ規定も設けられてある所から見ると、國博士と云ふのは矢張り明經を主にしたものであつたやうに思はれる。

修業及び學生生活に關しても大體は唐制を模倣したものである、即ち十日目毎に試験があつて、一年の終りに大試験がある、是は唐の制度の旬試、歲試に倣つたものである。又在學九年にして貢舉に堪へざる者は解退せしむると云ふ規定もある。

貢舉の法も亦唐制に倣つて居る。其の中には秀才、明經、進士、明法の四科がある、斯くして秀才の上上第、即ち上上の首席を以て及第した者は正八位上に叙せられ、上第は正八位下に、明經上上第は正八位下に、上第は從八位上に、進士の甲第は從八位下に、乙第及明法の甲第は大初位上に、明法乙第は大初位下に、又明經秀才の中にて上中以上を得て、殊に孝悌の行のある者は本

修業及び學生生活

貢舉の法
(官吏任用
試験)

第一階を加へて叙せられることになつて居る。之に依て見れば貢擧の法と云ふのは、全く官吏の任用試験である。又明經にして二經以上に通ずる者は、一經を加ふる毎に一等を加ふるものとして居る。但し延喜式等に於ては、右の選叙方法に変更を加へられて居る。而して貢擧の中に大學擧人と、諸國貢人との別のあるのも唐制に同じ、即ち大學より擧げられる所の者と、國學より擧げられる所の者と二種類あるのである。

式部省所官
外の教育機
關

以上は式部省に屬して居る所の教育機關とも言ふべきもので、即ち大學寮に關係の規定である。而して此の外に宮内省に屬する所の典樂寮は醫育を掌り、中務省の陰陽寮にては天文、曆數の教育を掌り、治部省に屬する雅樂寮にあつては、音樂に關する教育を掌つて居つた。

典樂寮

典樂寮には醫博士一人、醫生を教授す、醫生四十人、針師五人、針博士一人、針生を教授す、針生二十人、按摩師二人、按摩生十人、呪禁師二人、呪禁博士一人、呪禁生六人、藥園師二人、藥園生六人を置いて居る。又養老元年よりは女醫を置き、女醫博士なども置かれるやうになつた。兎に角特殊教育が此の時代

陰陽寮

に於て斯くまで進歩して居つたと云ふことは注目すべきである。陰陽寮には陰陽博士一人、陰陽生を教授す、陰陽生十人、曆博士一人、曆生を教授す、曆生十人、天文博士一人、天文氣色を伺ひ、天文生に教授す、天文生十人、漏刻博士二人を置いて居る。

雅樂寮

雅樂寮には歌師四人、歌人、歌女を教ふ、歌人三百人、歌女百人、舞師四人、雜舞を教ふ、舞生百人、笛師二人、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、樂生を教ふ、樂生六十人あつた。尙此の外に中務省に畫工司と云ふのがあつて、畫師四人、畫部六人を置いてある。之に依ても如何に美術教育の制度の調うて居るかを知らるべきである。

官立大學の
性質

此の如く奈良平安時代に於ける官立學校の制度が非常に能く、寧ろ時世に合せては進み過ぎた程に整頓したる制度を有したのにも拘はらず、尙此の外に多くの私立大學の簇出したと云ふことも頗る注目すべき出來事である。大學及び國學は、大體に於て門閥を主にしたものと言ひ得るのである。即ち其入學條件に依て見ても、高き位を持つて居る人であるとか、或は

地方の役人であるとか云ふ者の子弟が入つて學ぶ場所になつて居る。併ながらそれらは上流社會一般の子弟を平等に入學せしむるのであつて、長き間我が國の習慣となつて居つた所の、同族の者の間に其の家の職を傳へると云ふ精神とは全く反して居るのである。大學及び國學は、貴族主義であるとは言ふものゝ、一般に郡縣の制度を背景として居るが故に、氏族本位の制度ではない。茲に於て職を世々にすると云ふ我が古來の長い習慣と、全然一致せざる所があつたのである。思ふに此の長き習慣の勢力は一朝一夕にして滅び去ることが出來ないので、茲に自ら氏族制度本位の私學の物興を見るに至つたものと思はれる。尤も唐に於ても、弘文館、崇文館と云ふやうな特別の學校はあつたけれども、是は皇親外戚及び貴顯の子弟を教育すると云ふ風になつて居るのであつて、一般臣下の同族の子弟を入れる學校ではない、然るに我が國ではそれと異つて、臣下の一族の子弟の爲に特別の學校を興し、此の監督を其の一族の掌中に收めたのであつて、是は實に他に類例のない現象と言はざるを得ない。又一方に於ては唐制を模倣し

私學簇出の理由

たにも拘はらず、他の一方に於ては尙我が國上代の氏族制度の勢が滅し去らなかつた證據となすべきであると思ふ。

弘文院

私學の中に於ても古きものは和氣氏の弘文院である。和氣廣世が清應の遺志を紹いで、同族の爲に設けた所の學校が即ち是れである。創立の年月は明かでないけれども、桓武天皇の延暦十八年以後であるとは確かである。即ち大寶令の發布以後、約百年の後に出來たものである。大學の南なる和氣氏の私宅を以て校舎に充て、内外の經書數千卷を藏し、壘田四十町を長く學料に充てた。廣世は教育熱心家にして、嘗て大學の別當であつた時にも、壘田二十町を大學寮に納めて勸學料としたことがある。『大日本史』には廣世に就て次の如く記してある。

廣世起家補文章生、中略爲大學別當、請納私田二十町爲勸學料、定明經四科會諸儒於大學、講論陰陽藥經大素簡書、以大學南私宅置弘文院、藏書數千卷、以壘田四十町永充學料、以終父志。

勸學院は左大臣藤原冬嗣が藤原家の親族の者の中で、窮乏して居る者の子

勸學院

弟を教育する爲に設けたものであつて、嵯峨天皇の弘仁十二年の創立に係るものである。冬嗣が自己の食封を割いて建てたものであるといふことである。而して其の別當には藤原氏にして辨官たるものを以て之に充てた。藤原氏の盛んな時には、勸學院も亦甚だ盛大にして、其の勢は大學の右にあつたと云ふことである。「勸學院の雀は蒙求を囀る」と云ふ諺の出たのも此の盛況を語るものである。場所は三條の北、大學寮の南、弘文院の隣に在つた。藤原冬嗣のことに關して大日本史では次の如く舉げて居る。

藤原冬嗣(中略)才兼文武(中略)爲春宮亮兼侍從帝嘗幸其第飲讌賦詩驩甚(中略)冬嗣置施藥院收養親援貧乏者又置勸學院教授子弟折封戶一千戶及置田給之薨後民欠輸納院稟不繼(中略)冬嗣嘗奉勅選弘仁格及內裏式又監修國史未成而薨

又拾芥抄には次の如き記事がある。

勸學院在三條北壬生西本冬嗣大臣家藤原氏學生肄業之所依長者官以氏辨爲別當又有六位有官無官別當有學頭有年舉

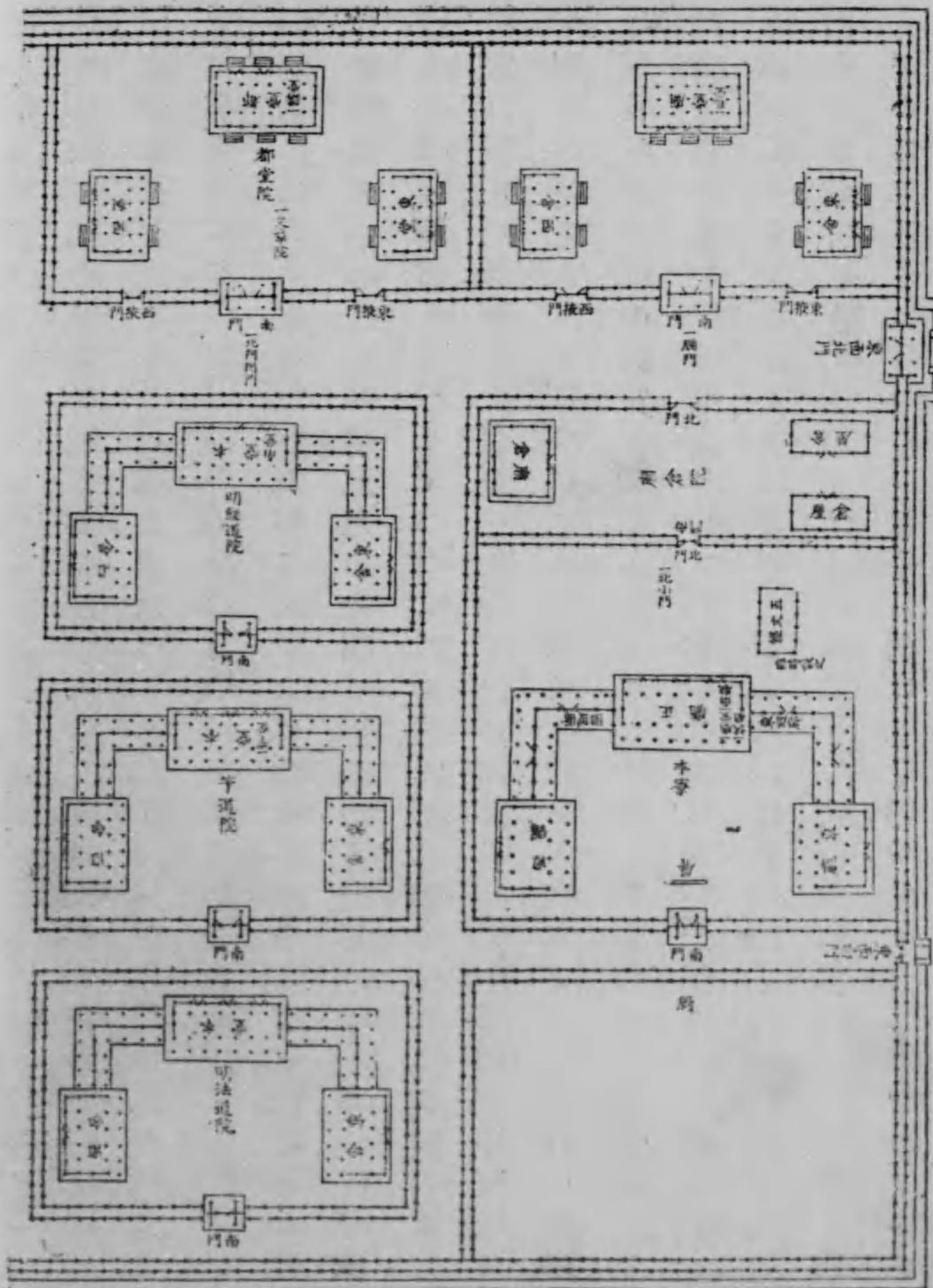
學館院

學館院は嵯峨天皇の皇后が其の弟右大臣橘氏公と議して設けたものであつて、橘氏一族の子弟を教ふる場所である。嘉祥三年の建設に係るもので、經史の教授を主とした。橘氏の衰へるに及んでは、藤原氏の人々が代つて之を司るやうになつた。其の場所は淳和院の隣であつた。

獎學院

獎學院は陽成天皇の元慶五年に設けられたものであつて、在原行平が建てたのである。行平は嵯峨天皇の皇孫であるからして、其の初めは嵯峨源氏の人が其の別當となつて居つたが、崇徳天皇の保延六年村上源氏なる中院右大臣雅定が鳥羽上皇の命に依つて之に補せられてから、代々中院家の人が別當に當ることゝなつた。中院家とは即ち久我家である。且つ獎學院の別當は淳和院の別當を兼ねることゝなつた。但し淳和院は淳和上皇の離宮であつたが、後ち寺となつて別當を置かれたので、學問所ではないと云ふ説が正しいと云ふことである。但し世には獎學院と共に之を王氏の學問所と言つて居る。王氏と云ふのは皇子の裔三世四世に至つて姓を賜はらざる者を言ふのである。行平は既に姓を賜つたのであるけれども、尙

王 朝 時 代 の 大 學



文章院

族子の爲に奨學院を設けたのである。
此の外文章博士菅原清公の創立に係る文章院と云ふのも一時勢力があつたと云ふことである。

大學寮の二曹

此の如く私立學校が盛んに興つたばかりでなしに、大學寮にも東西の二曹があつて、東曹は菅原氏、西曹は大江氏、代代曹公となつたので、學者は此の二家に従つて學ぶことゝなつた。東西二曹は菅原清公の獻議に依つて、増築したものであつて、仁明天皇の承和年中菅原清公が大江音人と共に之を分掌してから、此の如く菅原、大江兩氏が曹公となることゝなつたのである。斯様にして初めは大學寮が菅原、大江二家の私學の如きものとなつたのであるが、後には大學寮其のものが兩家の勢力の下に立つことゝなつた。斯くして本來の官立大學が嵯峨天皇の御代の弘仁年間より全く家學の有様を呈し、次第に官學の性質を失ふ有様となつた。

官立大學の維持法

抑、官立大學は如何様にして維持せられて居つたかと云ふに、所謂勸學田なるものがあつて、其の土地より生ずる所の米の産額と政府の補助金とに

依て維持せられたのである。然るにそれが段々十分でなくなつて、次第に大學生なども給料を受くことが殆ど出来なくなり、非常に困窮して居る、其の爲に遂に大學に入る者もなくなると云ふ有様であつたのである。即ち三善清行が封事を上つて時務を論じた中に「請加給大學生徒食料事」と云ふ一箇條があつて、當時に於ける大學生の困憊して居る状況を述べ、其の救済を建議したのである。此の封事は、能く大學の維持法を見るに足るものがあるに依て其の一部分を次に掲げようと思ふ。

伏見古記「朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道藝、親自傳授、即令學生四百人習五經三史、明法、算術、音韻、籀篆等六道、其後代々下勅給罪人伴家持、越前國加賀郡沒官田一百餘町、山城國久世郡公田三十餘町、河内國茨田澁川兩郡五十五町、以充生徒食料、號曰勸學田云々、尙日本教育史略の中に學田に關して次の如き記事が載せてある、是亦當時の大學の盛衰を知るに便なるものであるが故に次に記して置かう。

慶雲元年公廩祿ヲ以テ大學寮ニ給ス天平寶字元年詔シテ曰ク上ヲ安シ

公廩田

勸學田

出舉稻

民ヲ治ムルハ禮ヨリ善キハナシ風ヲ移シ俗ヲ易フルハ樂ヨリ良キハナシ是禮樂ノ起ル所惟大學雅樂二寮ニ在リテ門徒ノ苦ム所ハ衣ト食ナリ又天文陰陽曆算醫針等ノ學モ國學ノ要トスル所ナレハ並公廩田ヲ置キ應ニ諸生ノ供給ニ充ツヘシト乃大學寮ニ三十町雅樂陰陽典藥ノ三寮ニ各十町ヲ置ク其後大學ノ生徒漸多クシテ費用ノ給セサルヲ以テ延暦十三年越前ノ水田一百二町ヲ加ヘ前ト通シテ一百三十二町アリ名ツケテ勸學田ト云フ時ニ大學別當和氣廣世モ亦私田二十町ヲ奉シテ學資トス後又常陸ノ稻九萬束丹後八萬束及近江越中備前伊豫各一萬束ヲ以テ國司ニ付シテ百姓ニ貸下シ其利稻ヲ收ム是ヲ出舉稻ト云フ其息ヲ以テ學寮ノ雜費ニ充ツ又新錢ヲ鑄造スル毎ニ左右京ニ分貸シ其利子ヲ以テ學生ノ菜料ニ供ス天長元年山城ノ地五町九段ヲ給シ四年河内ノ荒間ノ地五十町ヲ給シ七年近江ノ荒田三十七町間地二十町ヲ給シテ悉學徒ノ費用ニ供ス當時學校ノ大ニシテ學生ノ盛ナルモ亦以テ想フヘシ其他陰陽典藥ノ二寮モ地ヲ賜ヒ田ヲ給シテ生徒ノ學料ニ供スルコト大學ノ例ニ

准ス天長三年河内ノ間地二十町ヲ陰陽寮ニ給シ承和四年京北ノ地ヲ典藥寮ニ賜ヒ六年東鴻臚院ノ地ヲ以テ御藥園トス貞觀五年又河内ノ間地ヲ陰陽寮ニ加フ學田ヲ給シ諸寮ノ供用ニ充ツル者世々其恩典ヲ下ス斯クノ如シト雖年代ノ久シキ事皆其例ニ沿フコト能ハス荒地間田或ハ開墾ニ付セス或ハ水災ニ損スル者少カラス舉稻新錢モ亦主司ノ交代スル毎ニ事多クハ差闕ス京中ノ新錢利子モ天長以後絶エテ納ムル者無シ故ニ元慶八年大學頭藤原佐世ノ請ヲ以テ更ニ新錢二十三貫ヲ左右京ニ分賦シ其子錢ヲ納メシム然レドモ勸學田ノ如キハ穀倉院ニ移シテ道路修復ノ料ニ充テ其他或ハ他寮ニ分割シ遂ニ昔時盛大ナリシ學寮ヲシテ鞠マリテ茂草タラシムルニ至ル延喜中式部大輔三善清行論列シテ其弊ヲ奏ス故ニ再舉稻學料ノ舊例ニ復スルコト大學式ニ見エタリ

學問料ヲ生徒ニ特賜シテ其業ヲ專攻セシムルハ蓋桓武帝ヨリ始マル帝學ヲ好ミ諸王タリシ時皆テ大學頭トナレリ位ニ即クニ及ヒテ菅原古人ヲ侍讀トシ常ニ左右ニ置キテ師トシ事フ古人卒シテ後其舊勞ヲ念ヒ四

子清公等ノ寒苦家學ヲ傳フルコト能ハサルヘキヲ憐ミ延暦四年衣食ノ料ヲ賜ヒテ學ニ就カシムコレヲ穀倉院ノ月料ト云フ學問料ヲ賜フコト是ヲ始トス但是ヨリ五十餘年前天平二年ニ太政官奏ス大學ノ生徒既ニ歲月ヲ經レトモ習業庸淺ニシテ猶博ク達シ難シ是家道困窮ニシテ資給スルニ物無ク業ヲ好ムノ徒アリト雖志ヲ遂クルニ堪ヘサレハナリ望ミ請フ性識聰慧ニシテ藝業優長ナル者ヲ選ヒ衣食ヲ給シテ精ヲ學問ニ專ニセシメン又陰陽醫術曆學ノ類ハ國家ノ要道ニシテ廢闕ス可カラス但諸博士ヲ見ルニ年既ニ衰老セリ今ニ當リテ業ヲ習ハシメスハ恐ラクハ其傳ヲ絶タン因リテ生徒ニ衣食ノ料ヲ賜フコト大學生ニ准セント詔シテコレヲ許スト史ニ見エタリ然レトモ意フニ當時未勸學田ヲ置カス學生皆資給ヲ自家ニ取ルニ似タレハコレヲ以テ始トスヘカラス故ニ特ニ學問料ヲ賜フヲ桓武帝トスはヨリ以後菅原氏世々業ヲ傳ヘテ大江氏ト共ニ文學ノ世家ト稱シ其子孫必學問料ヲ賜ハリテ家學ヲ傳承ス大江氏ハ菅人ヲ始祖トス菅原氏ノ學問料ヲ請ヒシハ天曆十年ニ菅原文時其子

惟熙ノ學料ヲ乞フノ狀ニ曰ク此料ノ始ハ當家ヨリ起ル高祖父從三位清公朝臣其兄弟四人一時共ニ賜ハル者是ナリ夫箕裘ノ業ヲ輔翼スルハ好文ノ君ノ惠ニシテ能ク書籍ノ道ヲ遺傳スルハ實ニ成業ノ子ノ任スル所ナリ伏シテ乞フ特ニ天恩ヲ蒙リ穀倉院ノ月料ヲ賜ハリテ彼ノ勤學ヲ資ケンコトヲト後康保二年又次子輔照ニ學料ヲ乞ヘリ大江氏ハ長保四年ニ匡衡其子能公ヲシテ六代ノ業ヲ繼カシメンカ爲ニ上奏シテ學料ヲ乞フノ狀ニ曰ク大江菅原兩氏共ニ文章院ヲ建立ス其門徒トナリテ文學ヲ講習スル者世々絶エス故ニ兩家ノ子孫ハ才否ヲ論セス弱齡ニ拘ハラヌ其家學ヲ傳ヘテ常ニ出身スルコトヲ得タリ菅原爲紀ハ七代ヲ以テ舉ニ應ス其時ニ高岳相如賀茂保胤等學才ニ富メル者ナリト雖敢テコレヲ爭ハス大江定基ハ五代ヲ以テ任ニ當ル當時田口齊名弓削以言等アリ文章ヲ巧ニスレトモ敢テコレニ競ハス夫累代ノ業ノ重セラル、コト斯クノ如シ伏シテ乞フ前例ニ准シ男能公ニ學料ヲ賜ヒ早ク世襲ノ業ヲ繼カシメヨト是ナリ後大江匡房モ亦學料ヲ賜ハレリ

而して延喜式の卷二十の大學式と云ふのには初めに専ら釋奠の事を説いて居るが終りの方に大學教育の狀況を述べて居る是亦大學教育の内容の變遷を見るに參考となるものがあると思ふに依て次に少しく拔萃して置かうと思ふ。

凡應講說書籍者先錄講書並博士名申省始日本司設座於堂上省輔已下學生已上各著座諸博士皆集講場相共論義終日儀若有不通義者講畢之日注其所疑申省

凡應講說者禮記左傳各限七百七十日周禮儀禮毛詩律各四百八十日周易三百一十日尙書論語各二百日孝經六十日三史文選各准大經公羊穀梁孫子五曹九章六章綴術各准小經三開重差周牌共准小經海島九司亦共准小經

凡博士講說者依日數給食新日米二升酒一升鹽一合東臘二兩雜膳講說訖准經賞錢大經卅貫中經廿貫小經一十貫論語孝經共一十貫其三史文選律各准大經令孫子五曹九章六章綴術各准小經三開重差周牌共准小經海島九

司亦共准小經

凡講書博士已下、座新、黃端茵四枚、折薦、茵四枚、長疊廿八枚、並隔三年申省請受、凡學生入學經九年不成業者、錄名送省、但雖過年限、才近成立、量狀聽留、

凡得業生者、明經四人、文章二人、明法二人、算二人、並賜夏冬時服、人別夏、純一疋、布一端、冬、純二疋、綿四屯、布二端、申省給之、食法見大膳大炊式

凡漢語師並生、並賜時服、人別夏、絕四丈五尺、冬、純一疋三丈、綿四屯、食法見大膳大炊式

凡得業生者、補了更學七年已上、不計前年、待本道博士舉、錄可課試之狀、申省、准此

凡學生入學者、惣錄名簿、每日點檢、勸道習業、

凡試舉學生者、初日官人一人、奉受試學生、向省、後日不須、

凡遊學之徒、情願入學、不限年、多少、惣加簡試、其有通一經、聽預學生、但諸王及五位已上子孫、不煩簡試、

凡須講經生者三經、傳生者三史、明法生者律令、算生者漢晉、律曆志、大衍曆議、九章、六章、周髀、定天論、並應任用諸國、博士、被任之後、所給公廩十分之一、每年

割留隨國、所出、交易、輕物、付貢、調使、送察、令充本受業、師、若有未進、拘使、返抄、

但諸道博士得業生等、兼國、並非受業、不在此限、

凡擬文章生、每年春秋簡試、以下第已上者、補文章生、縱落第之輩、猶願一割聽任舉之、

凡學生、補食口者、令得業生、文章生等、各隨其業、試之、五條之中、通三以上、爲及第、音生書生、但明經、明法、算等生、先奉遊學、試、紀傳、學生、歷察、試者、不更試之、

凡諸博士學生等、計宿給燈油、新錢、明經、博士、夜別、各廿文、餘、博士十五文、先生十文、後生五文、用越後國、墾田五十町地子物充之、

凡諸博士卒死、無資、殯葬、賻物之外、殊給官物、但其數臨時處分、

凡常陸國、稱稻五萬四千束、近江、越中、備前、伊豫等國、各一萬束、預國司出舉、以其息利、春米、並交易、輕物、每年附貢、調使、送納、充於察家、雜用、若有未進、移主計察、拘使、反抄、

凡丹後國、稻八百束、預國司每年出舉、以其息利、交易、味物、送察、充學生等、菜料、凡越中國、礪波郡、墾田、地壹拾捌町肆段貳佰步、就中熟田十三町二段四十步、

未開地五町二段百六十歩、播磨國印南郡、墾田地壹拾漆町佰捌拾歩、就中熟田五町二段二百八十八歩、未開地九町七段二百五十二歩、荒田一町九段三百廿四歩、山城國久世郡七町。

右田准郷價賃租、以充學生食、

山城國久世郡、白田一町、永爲菜圃、其在京中國地者、任令得業生等居住、若有餘地者、種殖雜菜、以充食糶、

學生等、年中食料、鹽者、仰備前、國司、每年出舉正稅一千束、以其息利、交開令進、大寶令に規定せられたる大學寮と云ふ者は、其の後種々なる變更を加へられたることは前にも述べた通りである。尙序に家學の系統を擧ぐれば、明經道の經學は清原家及び中原家の專有となり、紀傳道の史學及び文章學は菅原家及び大江家の專門となつた。又明法道の法律學は中原家及び坂上家の專門となり、算道は三善家及び小槻家に屬し、其の外醫術は加茂家の手に歸した。加茂家は吉備眞備の子孫である。天文は阿部晴明の子孫である。土御門家が其の職を代々にし、醫學は和氣家及び丹波家の專門となつた。

家學の系統

大學の衰微

而して村上天皇の天曆四年の大火には大學寮も其の災を被つて燒失する所が少くなかつた。更に一條天皇の永遠年間に震災があつて、一旦は之を修復したが、次第に頽廢した。更に降つては高倉天皇の治承元年の大火に大學寮は他の私學と共に悉く燒失した。併ながら尙大學頭以下の職名は残つて居つたので、大學頭の藤原敦光が大に大學の衰微を嘆息したとなどもある。又大學の試験なども形式だけは残つて居つたものと見えて、近衛天皇の仁平三年に藤原賴長が學生を東三條の私邸に於て考試したと云ふやうなこともある。

上來述べ來つた所の官學及び私學は、共に高等教育又は專門教育とも言ふべきものであつて、初等教育には及んで居らなかつた。又共に儒學を主としたものであつて、佛教には關係を持つて居らなかつた。然るに之に反して、教育としては初等教育にも着眼し、教としては佛教の主義に基いて上下に通じ、平等に教育を施さんとしたのは、實に僧空海の綜藝種智院である。如何にも寺院と文教との關係は、それは以前にも全くなかつた譯ではない。

初等教育

が既に大化の革新の如きは、佛教關係者に依て立案せられた有様であつた。又寺院の中にも學問所と云ふものを設けて居る。聖德太子の指導に依て建てられた法隆寺は、一名法隆寺學問寺とも稱せられたのであつて、其の金堂の後には別に講堂を設けて講學の道場としたのである。是亦一種の學校であつたに相違ない。歐羅巴の中世に於て大伽藍に附屬して基督教の専門學校が興つたと比較すべきものであると思ふ。又法隆寺の講堂の周圍に室と稱するものゝ存在するのは、學校寄宿舎とも見るべきものと思はれる。けれども此の學問所は主として僧侶の修業所であつたのであつて、謂はゞ宗教學校であつて、未だ一般庶人に開放せられたものとは思はれない。又地方の國分寺などにあつては、多少庶民教育にも關與したと稱せられたのであるが、公然庶民を教育する爲に學校を設くると云ふ企ては實に空海の綜藝種智院を以て嚆矢とすべきである。

綜藝種智院

綜藝種智院は淳和天皇の天長五年に、左京九條堀川通東方二町餘りの土地を開いて建てたのである。これ實に我が紀元千四百八十七年であつて、

西暦の八百二十七年である。而して其の目的は一方に於ては宗教を弘めると云ふこともあつたけれども、一方に於ては又唐の閩塾の制に倣つて俗人にも初等教育を授けんとするにあつた。随つて其處に備ふる所の圖書或は佛書の外廣く經書を備へ、教師にも僧侶と俗人とを併せ用ひ、僧俗の學を授けることにしたのである。入りて學ぶ者も獨り貴賤貧富を問はず、しのみならず、僧侶も自由に外書を読み俗人にも自由に内典を學ぶことを得しめた。空海の自筆と稱せられる綜藝種智院の式並に序と云ふものゝ中には次の如き文句がある。

人難曰國家廣開庠序勸勵諸藝薛靈之下蚊響何益答大唐城坊々置閩塾普教童稚縣々開鄉學廣導青衿是故才子滿城藝士盈國今是華城但有大學無有閩塾是故貧賤子弟無所問津遠坊好事往還多疲今建此一院普濟童蒙不亦善云々

又曰く

師有二種一道二俗道所以傳佛經俗所以弘外書真俗不離師雅言

人難曰 固家廣
 開序序勸勵諸藝
 震之下致響何益
 若大唐城坊之置閑
 塾善教者作縣
 開鄉學廣導者於
 是故才子滿城藝士
 盈國今見華城但
 有一大學並有閑塾
 是故有幾子弟各其門
 津速坊好事注運多
 夜々建此一院普濟堂
 蒙不之善手維者曰

空海の筆と稱せられたる綜藝種智院の式位の一の部

綜藝種智院と云ふのは式並に序の中にも説明して居る通り兼綜衆藝と云ふ佛書の文句より出たものである。此の如き珍しい教育機關が空海に依て建てられたのであるが、間もなく空海が歿し、其の志を繼ぐ者がなかつた爲に、久しからずして荒廢に歸し、仁明天皇の承和十二年には其の土地は東寺の領となつた所を以て見ると、綜藝種智院の開かれて居つた間は三十年に達しなかつたやうである。

以上述べた所の者は専ら漢籍を授くる所の學校教育であつた。而して是等の教育の影響は當時の上流社會には相

當の勢力を示し、又其の結果を擧げたことは此の時代に作られた所の文章、詩歌、若くは經文の寫などに依つても知ることが出来る。併ながら此の外に此の時代に興つた所の國文、即ち昔からあつた所の和歌の教育も大に勃興して來たのである。而して是等は如何にして學習せられたかと云ふに關しては、蓋し太古及上代に於けると同じく、其の道に堪能なる者が家學とし、家職として之を子孫に傳へ學ばんとする者は家々に就いて教を受けたものであつたやうに思はれる。

此の時代に於て初めて發明された所の片假名及び平假名の起原に關しては前者を吉備眞備の發明と言ひ、後者を弘法大師の作とせられて居るけれども、それらは寧ろ傳説であつて、確實に其の起原を知ることが六ヶしからうと思ふ。併ながら既に此の種の簡易なる文字の發明のあつた以上は容易に之を上流以外の人々にも傳はり得たと云ふことは考へられるのである。唯、其の文字を書くに必要な紙とか、墨とか、筆とか云ふものゝ容易でない時代には今日考へるが如く、容易に文字を書くこと云ふことが行はれ

ざりしは勿論である。それ故に是等の平易なる文字と雖も、未だ一般庶民が之を學ぶには至らなかつたらうと思はれる。空海の如きは、いろは歌の作者であると言はれて居るが、此の如き而して空海の足跡が殆ど全國に普しと稱せられる所を以て見れば、幾分か此の種の簡易なる教育は全國に傳はつたものであらうと思はれる。併しその最も多く行はれたのは矢張り上流社會であつて、實に平假名、片假名、殊に平假名は女子の文字として専ら婦女子の學ぶ所となつたと云ふことは、土佐日記などを見ても知らるゝのである。奈良平安時代に於ける女子の教育は、少くとも其の初めには男子と多く異ならざるものであつたと思はれる。即ち男子が學ぶ所の漢文字も學び、歌を作るとともに詩を作ることとも學んだものと思ふ。少くとも男子と同じやうな學問を勉強することは別に不思議とはせられて居らなかつたやうである。清少納言の『枕草子』などの中に、獨り漢文漢字が引用せられて居るばかりでなしに、随分活潑なる舉動も見えるのである。又紫式部の源氏物語などに於ては、全然國文を本體として居るのであるが、其の中

女子の教育

實語教と童子教

上流男子の教育

に記されて居る事柄に就て見れば、是も決して宗教の教に基く女子と云ふ窮屈なる教育に據つて居るものとも思はれない。兎に角平假名、片假名を學ぶと云ふことが次第々に女子の仕事となり、男子は専ら漢學を學ぶと云ふことに考へられて居つたやうである。それ故に弘法大師の作と傳へられる所の實語教、安然和尚の作と傳へられる童子教の如きも皆漢文で書いてある。而して實語教の中には「猶不忘農業、必莫廢學問」とある所を以て見れば、多少地方にも行はれたものと想像される。少くとも農業に従事する者にも之を學ぶ者があつたと云ふことは察せられるのである。安然上人は陽成天皇の元慶八年に元慶寺の座主となつた人である。

要するに奈良平安時代の教育は、唐制を模倣したる漢學の教育であつて、大體に於て上流社會の男子に對するものであつた。而して一般庶民、下流の女子は、大體に於て學校教育には與ることが出来なかつた。而して學校教育に與ることの出来なかつた者及び特別に其の方面の學校のなかつた者は、我が國の太古及び上代に於ける風習を承繼ぎ、其の職を世々にする

家があり、而して其の家に就て稽古したのである。

第六章 鎌倉室町時代の教育

鎌倉室町時代は教育の極めて衰頹した時期である、殊に學校教育としては殆ど見るべきものがない。先づ大學教育に就て見れば、大學は治承元年の大火以後、遂に舊に復するに至らなかつた。けれども形だけは尙存在して居つたので、貢擧のことなども行はれ、菅原大江兩家にて考試のことを掌つて居つた。『訂修日本教育史』には其の狀況を次の如く述べて居る。

後鳥羽天皇の世に源頼朝府を鎌倉に開き、國家の大柄を總攬してより、朝廷にては頼朝に威權を失ひ、益々文學教育に従事すること能はず。大學の設けありと雖も、學生の此に住することなくして、大學頭、博士の類も、僅に其の員に備はれるのみ。課試のことはありしかども、又昔日の比にあらざりしなり。當時の人謂ふ、記傳、明經、明法、法令、尙未だ全く亡びずと雖も、其存在せる者幾ど希なりと、中原氏は、明法の家なり、大江氏は文章の家なり、

大學教育の衰微

三善氏は、算術の家なり、皆世々大學の官人なりしが、中原親能、大江廣元、三善康信の輩、皆朝廷を去りて、幕府の爪牙となれり。(二七二頁)

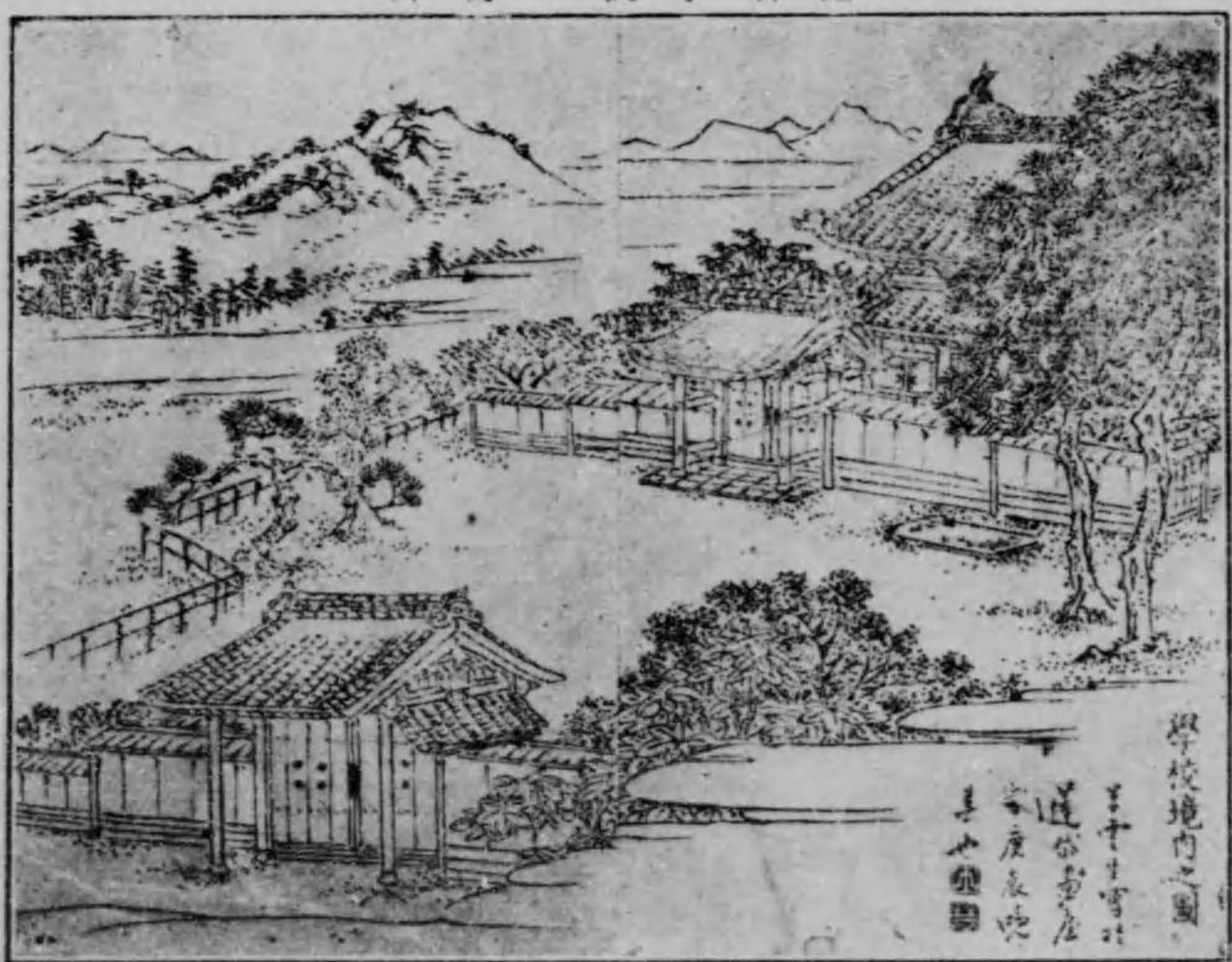
尙同書に次の如き記事もある。

當時の學校のことを概説せんに、北朝光明天皇の頃には、大學も既に亡びて再び建つること能はず、孔子、顔子の像をば花園天皇の持佛堂に安んぜり。又淳和、獎學兩院も、足利幕府は、義滿の時に至り、久我氏より傳へて、代々多く其の別當に補したれど、唯源氏長者の稱に副へんが爲に、其の職に居たるのみにて、其の院の存せしにはあらず。大學にして既に此の如くなれば、國學は、地を拂ひて皆亡びしなり。(一九〇—一九一頁)

此の時代に於て、稍、教育機關として見るべきものが二つある。其の一は足利學校であつて、他の一は金澤文庫である。尤も是等は學校と言はんよりは寧ろ圖書館と云ふべきものであつて、多くの書籍を藏して研究に便を與へたのである、けれども其の間に幾分講學のことも行はれ、稍、教育機關としての職能をも盡して居つたやうに思はれる。

足利學校と金澤文庫

足利學校の境内



足利學校は其の創立のことは判明しない、文部省の『日本教育史略』には次の如く記してある。
『或ハ小野篁ノ建ツル所トシ或ハ足利義兼ノ設クル所トス共ニ史ニ明徴ナシ但シ永享十一年上杉安房守憲實ノ狀ニ本朝州學ノ存スル者僅ニ數アリ僧ヲ以テコレカ主トス野ノ學ヲ最トスト言ヘハ昔時國學ノ遺制タルハ疑ナシ』
尙明治十三年に出版になつて居る所の川上廣樹氏の『足利學校事績考』には、詳しく小野篁説、足利義兼説、國學説に關する出典を挙げ

て考證研究を遂げ、同じく國學説を以て最も正當であると論斷をし、次の如く述べて居る。

廣樹案するに、諸書いふところ已にかくの如く、一定ならずとも、篁卿の創建といふのは、鎌倉大草紙にいふ所なれど、柳菴氏の論ぜしごとく卿は陸奥の太守となられしことはあれども、上野の國守たりしことはなし、五代一覽、國史略、和漢三才圖會等の書は、最も誤謬多き俗書にて、信を取るにたらず、日本史、篁卿の傳にも、足利學校を創立せられし事の、正史になきゆゑ、其事を正書せず、分註に相傳下野足利學校、篁嘗讀書處、上杉憲實創爲學校、聖廟、傍有一室、安篁、木主、今見存焉といへるのみなり、然れば東海談等にいへるがごとく、篁卿の創立にはあらざるか、されど足利氏、また藤原秀卿などの草創する所といふは、信じがたし、足利の地に古くより口碑に傳るは、いかにも篁卿の創建に相違なきよし、語り傳へたり、かつ學校舊領の地には、今に至るまで、篁卿に隨從して來りし者の遠裔なりといふが、十二
大手、神田、細内、宮本、阿部、木村、
龜田、兩家、石内、兩家、牧野、兩家、あり、大政維新前、僧侶の持なりし頃は、學校租

税のうちにて、其十二氏の者をば賑救し來りし事などありとなむ、これを以て見れば、古書に明證なしと雖ども、卿の創建と定むるも、妨なきに似たれども、廣樹つらく、おもふに、こは國學の遺制なるべくなむ、そは何を以て知るといふに、本朝通鑑に所引、上杉憲實の狀に、本朝州學存_レ者僅_レ有數焉、以僧爲_レ之、主_レ野之學、爲_レ最_トといへり、前に見ゆまた集古十種印章之部に、足利學校の印を載たり、これには野之國學の四字を刻せり、又鎌倉大草紙には、此學校もと政所にありしよしをいひ、書籍目錄には、舊_レ在國府野ともいへり、國學はいづれも國府に建られしものなり、さて下野國の國府は、都賀郡なれば、上古其地にありし國學を、足利將軍の因縁ある、この足利の地に移せしならむ、小野篁卿は、國學の國府にあるものを、陸奥守になられ、下向の時寄て何くれの沙汰せられし事もありしにやとぞおもはる、抑、本朝學校の起原を考るに、『懷風藻』序、并に『日本紀』天武天皇四年の詔、また善相公、意見封事などに見えて、天智天武の朝に始まり、文武天皇の大寶年中には、盛に行はれしと見えて、大寶の學令には、凡、大學國學每年春秋、二、仲之月上丁、釋奠_ス於

先聖孔宣父、云云の文も見え、三代實錄に、貞觀二年十二月八日、新修、釋奠式、下七道諸國、といふことあり、菅家文章には、仁和二年正月十六日、任讚岐守られし時、州廟釋菜有感の詩を載たり、されば篁卿在世の頃は、京の大學はもとより、國學も盛なりし事とぞおもはる、それより數百の星霜を経て、擾亂の世となり、隨て學校も衰へ、大學をはじめ國學といふもの、何處も廢絶したるが、幸に下野の國學のみは、其跡残りたるを、上杉氏の殊勝にも、再興せられしものなるべし。

兎に角足利學校と云ふのは、鎌倉貞和年中に足利義氏鎌倉管領となつて、之を興隆し、のち、上杉憲實が同じく關東管領となるに及んで、學校を再建し、多くの書籍を納れ、學田を寄附し、京都五山の一である建仁寺の僧快元を校主として之を管理せしめた。憲實の子の憲忠、孫憲房相繼いで兵馬佐惣の際にも拘はらず、心を文學に用ひ、足利學校が益、盛になり生徒は常に滿ちたと云ふことである。足利學校の校主は第一世快元和尙以來、代々建仁寺から出て、之に任ずることとなつたのであるが、第七世の九華和尙の時に學業

も盛んで、生徒の数が凡そ三千と唱へられて居る。それより二十二世の謙



文亨三年の金澤文庫略圖

北條泰時は貞永式目を定め、時頼は其の子の頼嗣に文武を講ぜしめ、貞観政

堂まで連綿として傳はつて居つた。其の間に盛衰はあつたこと、思ふが、徳川幕府以後にあつても、特に優遇を受けて居つた。第九世の校主の閑堂三要是常に徳川家康の左右に侍して、學田百石と數部の書籍及び數萬の活字版とを賜はつたと云ふことである。而して其の遺跡は今尙存して居る。金澤文庫は北條顯時に創ると言はれて居る。尤も前より土臺はあつたらしい。北條氏は代々文學を好み、政子は菅原爲長に囑して國學を以て貞觀政要を譯さしめ之を政務の助けとしたと云ふことである。

金澤文庫

要を寫して之を進めた。而して泰時の孫の實時越訴奉行となつて鎌倉の土地を領するに至つた。顯時は實時の子である。それ故に金澤文庫の基礎は、實時が開いたらしいのであるが、顯時の時に至つて完成したものゝやうに思はれる。而して金澤文庫は北條氏の子孫及び諸將の子弟が此處で學習したと云ふことである。顯時の子の貞顯は父の志を繼いで學問を好み、清原教隆を京都より招いて群書治要を講ぜしめ、左傳を中原師光に就て學び、金澤文庫の爲にも大に力を盡したのである。然るに其の子貞將に至つて北條氏が亡び、金澤文庫も衰頽したのであるが、上杉憲實再び學校を修理し、多くの書籍を納めて學徒の講習する場所としたと云ふことである。尙金澤文庫に就ては、近藤守重の『金澤文庫考』と云ふものがある、其の中に次の如く文庫の沿革を述べて居る。

守重曰金澤ノ文庫ハ北條實時カ設ル所ニシテ其地ハ武州久良岐郡金澤郷ト云フニ依リ後ニ字シ文庫ヶ谷ト云フ即チ實時カ采地ニシテ別業ノ在ル所也實時ヲ稱名寺ト號ス顯時ニ至テ梵字ヲ建テ金澤山稱名寺ト云

金澤本

フ其文庫ノ草創文献ノ徴スベキ無ト雖モ竊ニ實時ガ履歴ヲ詳ニシ亦後其本ノ題跋ニ據リ參稽互察スルニ建長四年四月一日宗尊親王下向其卅日實時清原教隆ト共ニ引付衆ニ列ス意フニ教隆此時親王ニ扈從シテ鎌倉ニ淹留セシヨリ實時モト學ヲ好ムト雖モ今マタ良師友ヲ同僚ニ得特ニ磋琢ノ功アリシナルヘシ故ニ凡ソ金澤本ノ跋尾ハ多クハ建長五年以後ノ題署ニ係ル顯時貞顯ノ記アリト雖セ實時ノ跋尤モ多シト又教隆未タ没セサル際ハ多クハ教隆ヲシテ題跋セシメ既ニ没スルノ後ニハ實時親カラ題署スルモノ多シ其本又文永ノ火災ニ罹リテ再ビ繕寫アリシモノモ少カラスト聞ユ然レハ實時ヨリ以前ニ藏書ノ富アラサルコト知ヘキナリ、彼此參攷スレハ實時閱閲ヲ以テ幼弱ヨリ出身シ機務ノ重任ニ當リ勢位ヲ極ト雖モ然モ又ヨク恬退シ其金澤ノ別業ヲ經營シ書史ニ耽リ風月ヲ愛シ勢位ヲ以テ屑トセス老ニ至テ學ヲ好テ倦ズ其中必大人ニ過タルモノアラン此ニ據テ之ヲ觀レハ實時中年教隆ノ教授ヲ得テ學彌長進シ其好ノ篤キ遂ニ藏書ノ美富ヲ致シ仙院縉紳佛刹ノ舊藏ニ至ル

マテカラヲ竭シテ搜訪鈔寫シ當時宋朝ノ往來宋舶ノ貿易又常ニ宋本ヲ購藏シ繕竣ノ樂ミ儲蓄ノ富ミ其末年火災ニ罹リタルヲミレバ此ニ懲リテ僻地ヘ文庫ヲ建シモ知ルベカラテ遂ニ文庫ノ設アリシナルベシ鎌倉大雙紙ニ金澤ス金澤ヘ退居ハ建治元年也蓋北條氏累葉學ヲ好ミ書ヲ愛シ能ク經傳ヲ建ト云フハ無稽ノ臆說ナリ建ト云フハ無稽ノ臆說ナリ尊ミ記録ヲ重ニス故ニ武州ノ遺書ヲ聚メ東鑑貞永二年十二月ニ見文庫ヲ構ル東鑑承元二年正月ニ見ユ全文下ニ載スノ類コレミナ當時良弼ノ同ク心ヲ用ユル所ニシテ實時マタ其遺法ヲ取ルナルベシ顯時貞顯ヨリ祖武ヲ履ミ家學ヲ墜サス其題署ヲ見ルニ貞顯尤モ好學俊才トミヘタレハ其六波羅ニ在ルトキ新收マタ少カルベカラズ正慶二年五月鎌倉一殲ノ後其文庫ハ僻在セルヲ以テ儼乎トシテ廢セズ守僧モ亦實時ノ遺徳ヲ荷テ遺書ヲ愛護セシナルベシ其後諸國兵燹ニヨリ學ヲ好モノハ此文庫ノ衆書ノ在ルコト有ヲ以テ遂ニ一所ノ書院トセシト聞ユ今援引スル法然語燈錄ノ跋義堂空華集ノ詩鎌倉大雙子ノ記ソノ建武應安永亨ノ際ナホ廢圮セサルノ一斑ヲ見ルニ足ル一説ニ上杉憲實鎌倉ニ居テ上州足利學校ヘ藏書ス京都諸國ヨリ轉搬ノモノ曾

スト此ニ置ンカ爲ニ文庫ヲ再興 太田道灌カ幕景集ニ二月釋菜金澤文庫ニテ
 行フ由云々アレト文庫ニ聖像ヲ置シコト未タ聞カズ幕景集ハ偽書ナレハ是説信スルニ足ラス
 ソノ典籍ノ在ヲ以テ浮屠蘋蘩ノ奠アリシニヤステニ文庫ト書シタレバ
 文明ノ頃ナホ現存シテ又釋菜ノ禮アレハ其未タ盡ク衰ヘサルコト知ル
 ベキ也是ヨリ其後文庫ノ興廢典籍ノ存佚得テ詳ニスヘカラス或ハ云フ
 慶長ノ初年猶存スルモノ有リト。

此の如く鎌倉室町時代ニ於テハ學校の見るべきものが殆どなかつたの
 であるが、其の間に於て如何にして我が國の文教が其の命脈を保持し得た
 か、又其の方法は如何なるものであつたかと云ふと、是は奈良平安時代に於
 て形を作つた所の所謂家學として公家の間に傳へられたものと僧侶殊に
 禪宗の僧侶に依て、僧侶竝に武家の間に傳へられたのである。

鎌倉室町時代は所謂武家の時代であつて、政治の中心は公家の手より武
 士の手に移つたのである。従つて京都市は政治の中心でなくして、或は鎌倉
 とか、或は室町とか云ふ場所が政治の中心地となつて居つた。それ故に京

都に居残つた公卿の間には和歌の如き軟かなる文學が盛んとなり、而もそ
 れも家學として代々子孫に傳授せられたのである。又有職故實の學問も
 同じやうな状態に於て、家學として傳へられた。又詩文、經學の如きものも、
 或は菅原家、或は清原家等の家々に於て代々之を傳へたのである。而して
 家學としての文學と云ふものは、鎌倉室町の亂世時代にも絶えず持續して
 居つたと云ふことは、教育上忘るべからざる事柄である。花園院の御記と
 して現存する所の記録に徴すると、花園院が十四歳の御時よりの御日記に
 著はれて居る所の御學問の有様を見るに、菅原家、清原家などよりして交々
 參内し史記、漢書、後漢書、尚書、孝經、文選、貞觀政要、帝範、臣軌などを御學びにな
 つたことが見えて居る。例へば其の早い所の一二例を擧げて見ると、延喜
 三年十月の條に

三日丙午 今夜從三位具範始侍讀。參朝餉緣予在長

押上。卷簾。讀孝文本紀。

又應長元年五月の條に次の如きことがある。

六日壬寅 今日種範被付侍讀之後初參。讀孝文本紀。

二十三日甲午 天晴本日種範朝臣授臣軌。

又同年六月の條に次の記事がある。

五日丙巳 天晴今日賦夏月有清涼。在輔卿出題也。

十一日辛亥 天晴以在兼之說。讀始皇本紀。

又正和二年一月の條に次の記事がある。

九日庚申 晴政始也。上卿權中納言親房。又今日密々連句在輔卿以下

祇候。俊範朝臣始候讀書。文選第九 又俊範朝臣獻十首題。雪峯各賦之。

如法密儀也。不可及披構。

御記には缺けて居る所もあつて、悉く備はつて居るのでもない。又此處に抜載したのも、唯、其の一例として最初の部分の數箇所を拾集めたに過ぎない。後になればなる程御日記に詳しく事情を寫されてある。而して其中最も多く見えて居るのは歌合、連歌等である。又屢、僧侶を召して經文などを講ぜしめられて居るやうであるが、前に拾上げた所の僅かの御日記に

依つても、當時菅原、清原等の家に於ては、能く其の家學を傳へ、之を主上に御講議申上げたと云ふ事實が判明するのである。獨り是等の公家が家學を傳へて居つたばかりでなしに、幕府の人々にも亦之を教へたやうである。前にも挙げたやうに頼朝が鎌倉に幕府を開いた時にも、京都の公家の人々が行いて學問を傳へ、顧問の役に立つたのであるが、足利時代に於ても此の事は行はれて居つた。例へば清原業忠が足利義正及び管領細川勝元に經學を教授したと云ふことが傳はつて居る。義正は業忠より連歌を學んだ。業忠は博學の人で、大學中庸に關しては新註を用ひ、論語孟子に關しては古註を用ひたと云ふことであるから、新註古註共に研究をして居つたと思はれる。而して此の當時にあつては書籍を得ることも極めて困難であるから、自然の勢ひとして親子相傳と云ふことが行はれたのである。即ち學問をするには先づ書物を用意しなければならぬ、而して其の書物の中には又夫れ々々訓點を施して、それに就て讀むのである。それ故に其の訓點に關しても、家々で種々なる違つた點がある、それを知らなければ自然讀むこと

が出来ないと云ふ譯であるから、訓點を施した書物を藏して居るが、家が代
代それを讀むことを傳へる道理である。尤も此の頃よりして版本も行は
れたのであるが、多くは寫本である。兎に角鎌倉室町時代に於ける學問と云
ふものは、學校は殆どなかつたのであるが、公家の家學として後世に傳へら
れた爲め、全く此の時代に滅亡せざることが出来たのである。

此の時代に於ける文化の一大維持者は、亦僧侶であつた。殊に禪學が此
の時代に我が國に入つたのである。『漢學紀源』宋學第二十に次の如く書い
てある。

本邦緇徒之學宋也。道元、聖一、大明、大應、月林等相繼遊宋。道隆、普寧、正念等歸
化自宋。逮至元世祖元一、山子曇等歸化自元。皆宋儒說盛行于世之後也。
奈良平安時代に於ける文化の淵源であつた唐が亡びて、宋の世となつた
のは村上天皇の應和元年である。尤も菅原道真が建白をしてから、我が國
より使節を唐に出すとは止まつたのであるが、宋の代になつても未だ公然
と交通が開けた譯ではないけれども、僧侶は密かに彼の地に往來を絶たな

かつたのである。殊に鎌倉時代に於ては多くの僧侶が彼の地に赴き、又彼
の地より我が國に歸化した僧侶もあるが、宋は後宇多天皇の御代に於て終
りを告げ、元の代となつた。斯くして彼の地より移住する者なども殖えて
來たやうに思はれる。元來宋に於ては大に文學を尊んだのである。其の
理由は、唐の末にあつては藩鎮が甚だ重く、臣が強く、上が弱いと云ふ有様に
懲りて武官より文官を重く用ゆると云ふ方針を採つた。斯くて大に文學
を尊んだのである。宋の太祖が國子監の學舎を増修して先聖十哲の像を
修飾し、七十二賢及び先儒二十二人の像を東西廊之板壁に畫き、又屢國子監
に行幸せられて、自ら進士の試験も行はれた。是より帝王視試と云ふこと
が定式となつた。此の如くにして文學を奨励した結果、大に學術の發達を見
たのである。教育の制度としては、別に新しきものを作らない、大體は唐の
制度を繼承して居る。唯、貢舉のとは、唐、五代の制に就て仁宗の世から間歲、即
ち隔年に行ふこととし、英宗の代よりは三歲に一度之を行ふこととした。
而して宋の代に最も盛んになつた所の程朱の學が鎌倉時代に我が國に傳

宋學の由來

はつたのである、而も之を傳へた者は禪僧であつた。

宋學の由來に關しては諸説があるが、其の中最も有力であつた人は僧玄慧であつて、『元亨釋書』の著者である。北畠親房は玄慧に就いて學問をしたと云ふことである。併ながら其の以前から宋に渡つた高僧は頗る多いのであつて、例へば禪宗の榮西禪師の如き、又其の弟子の道元禪師の如き、皆彼の地に渡つて修業したのである。其の外鎌倉及び京都五山の僧侶等は皆學問をして、直接間接に武家及び公家に文化を傳へたのである。此の如く當時に於ては宋時代の文化が傳はつたのであるけれども、それが直接に大化若くは大寶の時の如く教育制度の上に影響を及ぼさなかつたのは、一には其の時代が所謂亂世であつて、制度法律等を定むるの暇がなかつたと云ふことにも由るであらうが、又一には自己の專攻の傍ら、學問を傳へると云ふに過ぎなかつた爲に、制度文物を調べると云ふことに直接の興味を持つことが少なかつた爲めだらうと思はれる。兎に角僧侶の勢力は武家の間に精神的の教化を及ぼしたことは明かなる事實である。斯くして所謂武

武士教育

士教育と云ふ一種のものを作上げたのである。

鎌倉室町時代の教育は、歐羅巴に於ける騎士の教育に比較すべきものがある。歐羅巴の中世に於ける騎士は、一方に於ては基督教を遵奉すると共に、他方に於ては武藝に勵んだのである。我が國に於ける武士も、亦一方には佛教を信じ、三寶を尊んだのであるが、他方に於ては亦熱心に武藝を勵んだ。而して歐羅巴に於ける武士は、大體に於て無學であつたが、我が國に於ける武士も大體から言ふと學問は不十分であつた。承久の役に院宣を北條泰時に賜つた時に、泰時は之を讀む者を五千人の中に求めた、所が藤田三郎唯、一人だけが之を讀み得たと云ふことである。之に依て見ても如何に武士の學問の不十分であつたかと云ふことが分る。けれども段々後世になるに従つて、武士の間にも學問を尊重するの風が傳つたやうに思はれる。斯くして所謂武士道と云ふものの中には、一方に於ては佛教の思想も入つて居るやうであるけれども、主として儒教の精神が染込んで居るやうに思ふ。此の點よりすれば我が國の武士は、歐羅巴中世の武士よりも道德的の根柢

が深いと言へると思ふ。而して是等は又主として僧侶の手を経て傳はつたものゝやうに思はれるのである。尤も其の中には公家の人の中で學問を家職として居つた人を通して傳へられたのもあることは前に述べた通りである。

武家の家訓

當時の武士は如何なる心懸を持つて居つたかと云ふことは、武家の家訓及び其の當時に出來た武士の心得たる貞永式目、其の他のものに就て考へることが適當であると思ふ。而して延元三年に菊池武茂が子々孫々まで固く守るべきものとして定めた起請文は、能く當時の武士の心術を見るに足るものがあると思ふ。即ち一方に於ては何處までも君の爲め家の爲めと云ふ現世的道德を重んじ、又五倫五常を遵守すると云ふ儒教的の精神にも満ちて居ると共に、一方に於ては深く佛教を尊崇して居つたと云ふことも見える。今其の全文を参考の爲に此處に擧げて置くこととする。

菊池武茂の起請文

敬奉對三世常住、一切三寶、殊者鳳儀山護聖寺七佛五十餘代佛祖、并滿山

在家正直の願

護法善神、天龍八部、當國鎮守阿蘇大明神、御前所發願起請文事、

一 武茂弓箭の家に生て、朝家に仕ふる身たる間、天道に應て、正直の理を以て、家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三寶の御ゆるされをかうぶるべく候、其外私の名聞己欲のために義をわすれ、恥をかへりみず當世にへつらへる武士の心をながく離べく候、

一 己欲のため、親疎によりて、五常の道にそむくべくば、世にあるべからず候、それも愚闇の身にて候間、正理を不辨してあやまり候はん時は、御いさめに應じて、やがて正路に本づくべく候、

一 己前の二箇條の道を守候はん事は、當世難義の事に候と雖も、釋迦牟尼佛の正法を護持し奉、その志至誠に存候間、條々發願に、若あやまりおかし候罪過に依て、天罪を受候と雖も、末代當正法破滅之時、たとひ一日一夜にても、正法を護持し奉らん信心を、此身におこし候、功德を隨善し候に依先在家正直の願を立候所也、此願あきらかに三寶龍天の照鑑あをぎ奉候護法之志より、ほかは尺尊正法至于慈尊出世、斷絶なくして、法界衆

五常の道

生を濟度して、同證法性之身、

一 正法を護持し奉る發願者、今生の名利榮花をながくすて、後世菩提の
みちを筋一すぢにもとめたてまつらん僧侶を、清淨の信心おこして、守護
歸敬申候べし、

一 公法出仕、或私の交衆等の外は、心をおこして名聞榮花をたしなみ好
むべからず候。爲在俗之身間、聊徒然をなぐさめんために、俗塵のわざ所爲
を行せんをばのぞく、當世不實の者の振舞、并文武二道にはづれ、佛法興
隆の爲ならずして、法にもれて國家のついでたらん事をば、爲護持正法
かたく停止之、

正法護持

一 尺尊正法壽命をつぎたてまつらんがために、自殺生并於領内六齋日の
殺生をながく禁斷せしむべく候、
一 舍兄肥後守子々孫々まで、いましめを定置れ候て、正法護持之志至誠に
まし、候は、武茂隨喜仰信の心を發候て、子々孫々までに誠を定置
候て、且爲君爲家、眞俗同心に正路を守て、如來正法を護持し奉べく候、

新田左中將
義貞教訓書

一 聽聞正法の深恩を爲奉報謝、生々正法紹隆しまし、候はん時は、必一
世生むまれ值奉て、正法に信心を起し、結師弟之縁共可奉護持正法候、仍發
願起請文如件、

若壞斯起請文之旨候者、三寶佛祖、天龍護法善神冥罰を武茂が八萬四千毛
孔ごとに罷蒙て、今生には白癩黒癩の病を受、當來には七世まで佛法に不
可奉、值候、伏願三寶證明隨喜護念、龍天納所願成就、

延元三年八月十五日

藤原朝臣武茂華押

尙又義田左中將義貞教訓書と稱せられて居る所の、義貞が子孫を戒めた
長い文書を見ると、其の起筆に次のやうなことが書いてある。

一 昔より今に至るまで文武二つにわかれ、その徳天地の如し、一もかくと
きは即ち國を治むることあるべからず、これによりて公家には文を以て
先とす詩歌管弦の藝これなり、當道には武を以て先とす、弓術合戰の道こ
れなり、然るにわれらの苟くもやうしの身とむまれて、なまじいにいるろ
の名をつく尤も道をたしむべし、かたの如く驗るしてかうきにそなへ、か

く筆を取りておもひを述ぶる、これひとへに親疎のあざけりを顧みず唯、
 子孫の心をはげまさんがためたり
 斯く言つて多くの簡條を擧げて居るのであるが、之に依ても武士は武道を
 主とすると云ふことが分る、其の簡條の中には

武士は武道
 を主とす

- 一、武士のまづあらんすべき事
- 一、大將軍のもつべき心ねの事
- 一、かたきをうつべき月日並方角の事
- 一、ちんをとるべき事
- 一、よろいを着すべき次第の事
- 一、兵具の事
- 一、馬場の戦の事
- 一、運命うんめいは天然てんねんなければ聊も身をおしむべからざる事
- 一、正直も時によりて敵きにしたりがふべき事
- 一、兵つものは普通ふつうにちがひたる振舞ふるまひをして名譽あるべき事

武藝につき
 たるみちを
 きうかふべ
 き事

- 一、親おやのかたきをうつべき用心の事
 - 一、自害じがひの事
 - 一、當座たうざの口論の事
 - 一、用心あるべき事
 - 一、旅のやうじんの事
 - 一、みちにまよはん時の用心の事
 - 一、奉公のやうじんの事
 - 一、外には弓馬合戦を家として、内には因果の道理をおそるべき事
 - 一、武藝につきたるみちをうかふべき事
- である。其の中に最後の「武藝につきたるみちをうかふべき事」と云ふ條
 は能く此の當時の武士の心構へを窺ふに足るものがあるに依つて、これを
 左に記して置く
- 一 武藝につきたるみちをうかふべき事
 當道は善惡ともにこゝろえて、ぜんをばしやうし、あくをばこのむべから

す、さらにしらの事はとりて、ふかく有べし、まづばくゑきをせんに、一には心、二にはもの、三に上手、四にはせい、性五にはち、力六にはろん、七にはぬす人、八にはがひなり、かの八を一もかけてはかつ事あるべからず、さればかつものはまれなり、先一に心とは、まくるを大事におもふべからず、二にもとは、もちぬるをうたて、まけぬれば、うたて、十まけぬれば、甘たて、かくのごとくするに、一度かきおとさぬ事なし、三に上手とは、手だにもへたならば、かつ事あるべからず、四にせいとは、手は上手なりとも、せいかしこからずば、かつ事有べからず、五にちからは、餘にまけたらん時はうばひとるべし、ちからになくはかのふべからず、六にろんとは、其日の場はさむるとも、ろんにまくべからず、七にぬすみとは、人のめをくらましてぬすみをする也、八にがいとは、先のみちになはざる時は、がいしてとるべしと也、さればうちにはがいのつみふかく、外には五常をそむきけり、古人こじんのはく、かちぬればかたきをまふく、まけぬればかなしびおほし、能々つゝしむべし、つぎに雙六すころくの事、さすべき時は其人のうしろをさし、引べき所

にはきぬを引、さればあひ手のかたはらに人をおかす、又かうがいななどにたゝみをさしわがあしを引、又さし引にかけて、さもじひもじのかしらのことばなどをゑいじ、又めをうつといふ口傳これあり、つぎに馬の事、馬にのるものは、一騎成とも、ふつうの十騎にも、たやすく切もおとされず、くみもせられず、尤此藝をならふべし、つぎにむまかいの事、ならびに弓いる事はつねの事なれば、是をかるんぜず、つぎに管弦はんげんの事、およそうじやうのみならず、こゑあるものは、必きう、宮しやう、商かくち、角うの五音をはなれず、あるぶんにはく、世間のせいすいをはかり、人畜の生死を知る事、盛衰かくに過たるはなしといへり、ふかき事はたやすく人しりがたければ、先と戦呼きのこゑ、あるひはいくさよばひのこゑにて、合戦の勝負をしるべし、中略つぎにはうちやうれうりの事、べちにつたへ有べし、なにとなく大和ことばにもたづさわりて、やさしかるべし、古今の序にも、たけきぶしのこゝろをもなぐさむるは歌なりといへり、殊當道はなさけふかくして心をかうにもつべし、たうじはちやうみやう六十五、ながしといへども七十八十に

過す、そのうへ老少不定にして、電でんくわうてうろのごとく也、命をおしみてながく我が名をうしなふのみならず、家にきずをつけん事、なげきの中忠のなげき也、さいごの時じんじやうにしては、君のため家のため、孝かうな忠に事かこれにしかん、露よりもあだに、まぼろしよりもはかなきは、唯此道の命也、いつをごしてかはげまざるべき、なにをしりてかなげかざらん、しかるにいづれのしうにてもあれ、つねに心をかけ、是をわするべからず、尤一大事のさいえうなり

尙足利中世以後の作であらうと言はれて居る所の多胡辰敬家訓には、手習學文の事、弓の事、算用の事、馬乗の事、醫師の事、連歌の事、庖丁の事、亂舞の事、鞠の事、シツケの事、細工の事、花の事、兵法の事、スマフの事、碁將棋の事、鷹狩の事、容儀の事等に就て訓戒をして居る所を以て見れば、當時の文化内容を知ることが出来る。而して是等は前に述べた所の家傳に依て、其の業を代々にする者に就て傳へられ、又一方に於ては僧侶の手に依て教育をせられたのである。

多胡辰敬家訓

武士僧侶に教育を受く

僧侶に依て武士が教育をせられたと云ふことは、歴史上の顯著なる事實である。殊に足利の末にあつては、當時の名將は多く僧侶に就て學問をしたのである。織田信長の如き、徳川家康の如きも幼少の時には夫れ、寺に於て學問をし、太田道灌などは鎌倉五山の中で無雙の學者となつたと言はれて居る。其の他徳川時代の初めの儒者も、多く僧侶に就て學問をした。林羅山の如きは京都の五山で學問をしたのであるし、藤原惺窩なども矢張り僧侶に就て學問したのである。而して此の時代は所謂寺子屋と云ふことも行はれて居つたと言はれるのであるが、大體は尙依然として武士階級の者の間にのみ文化が行はれて居つたものと思はれる。但し鎌倉時代に於ては賣買の證文までも割合に下層の者にあつたと云ふことが言はれるのであるから、畿分かは下級民の間にも文字を解する者があつたかも知れない。けれども大體に於ては武士階級及び公家階級の人々の間にのみ限られて居つたやうに思ふ。訂修『日本教育史』にはこれに就て次の如き記事がある。

當時一般の
教育法

本邦教育史概説

一一四

さて當時一般の「教育法」と言へば下等の人は、多くは一丁字をも知らず。其學に就く者も十歳より始め、十五歳頃まで單に書を學び、其手本を讀みて別に讀書せず。其手本は、以呂波歌、童子教、實語教、庭訓往來等の數部に出でず。其稍高尚なるものは朗詠集の詩文等を以て手本とせしなり。さて此の時往來といふもの盛んに行はれて、明衡往來、石素往來の類數部あり。往來とは書簡往復のことにて皆之を習字に用ひたるものなり。其習字は下等の人は、皆寺院に入り僧より受けしのみならず、上等の人にも亦然りし者あり。云々

如何にも鎌倉室町時代には、後世に於て寺子屋教育の教科書となつたものものが多數に現はれて居る。其の中の古きものは、既に平安朝時代にあつたかも知れない。例へば「實語教」は弘法大師の作と言はれ、「童子教」は安然和尚の著と言はれて居る。又「雲州消息」と云ふのは、一名「明衡消息」と言はれて居つた。出雲頭藤原明衡の著である。明衡は冷泉天皇の御代に大學頭文章博士となつた人である。而して最も通俗に知られて居る「庭訓

寺子屋教育
の教科書の
出現

僧侶と一般
庶民の教育

往來」は玄慧法師の著で、「遊學往來」「喫茶往來」等も玄慧法師の著である。又「石素往來」と云ふのは藤原兼良公の作である。此の如く所謂往來ものと稱するものも、既に鎌倉時代にあつたとは事實であるけれども、これらの内容に鑑みても、是は一般庶民の教科書と云ふよりは、寧ろ武士階級以上の者の教科書と云ふべきである。但し室町時代の末頃にあつては、多少一般庶民も僧侶に就て學問をしたものがあつたであらうと思はれる。「大日本西教史」の中にワリニヤンと云ふ天主教の僧侶が有馬國主に向つて、領内に基督教學校を設くることの必要を説いて居る言葉の中に、「兒子ハ其父ノ業ヲ繼ク者ナレハ宗教及ヒ國ノ幸福ハ子ノ教育ニ由リ生ヌ」と又曰く「貴介等ノ内基督信者タル少年ヲ佛教ノ學校ニ出入セシムルハ極メテ危難ノ事ナリ」とある所を以て見れば、當時既に佛教の學校があつたとも思はれる。又或る所には次の如き文句もある。「信長ハ歸途ニ於テ有名ノ一強賊屋張ニ侵入シ夥多ノ米ヲ掠奪シ之ヲノクシンニ運輸セリト聞ク此地ハ佛僧ノ著名ナル學校ヲ設ケタル所ナリ」

前篇 明治以前に於ける教育の發達

第六章 鎌倉室町時代の教育

一一五

是等の記事に依て見れば、多少佛教の學校らしきものがあつたやうに見える。けれども歐羅巴にあつては、基督教の僧院と學校とは密接なる關係を持つて居るが故に、此處に謂ふ學校とは、果して特別の學校であつたか寺であつたか明瞭ではない。何れにもせよ室町時代の末には、所謂眞の寺子屋とも言ふべき寺で、教育を施すと云ふことは、幾分行はれて居つたものと思ふ。けれどもそれは主として武士の階級の者に對する教育機關であつたに違ひないと思はれる。

當時の女子教育に就ても、特に記すべきことはない。既に男子の學校がないのであるから、女子に對する特別の學校のあらう筈がない。是等は夫れ、家庭に於て師匠を取つて學んだものであらうと思はれる。而して一般庶民の女子には、教育らしい教育といふものが行はれて居つたとは思はれない。併し公家の人々の間には、多少教育が行はれて居つたと思はれる。鎌倉室町時代に於ける貴族の教育の一般を窺ふに足るべきものとして引用せられるのは、『乳母のふみ』と『めのとのさうし』と云ふのである。『乳

女子教育

阿佛尼の
「乳母のふみ」

母のふみ』は阿佛尼の著である。阿佛尼と云ふのは順徳天皇の皇后安嘉門院に仕へた人で、權大納言藤原爲家の夫人となつた人である。其の娘に紀内侍と云ふのがある。『乳母のふみ』と云ふのは、多分其の紀内侍に與へられたものであらうと云ふのである。『めのとのさうし』と云ふのは、足利氏頃のものであらう。其の『乳母のふみ』の中には、女子の心掛とも言ふべき事が書かれて居る、而して大體の調子は寧ろ儒教主義と思はれる。貴族の女子の教科書とも言ふべきものは、矢張り平安時代に於ける文學書であつた『源氏物語』とか、『伊勢物語』とか云ふ類のものである。即ち女子教育に關しても貴族の間には尙平安時代の風が残つて居つたやうに思はれる。『乳母のふみ』の初めに次のやうなことが記されてある。

可憐美 徒 有
らうたくうつくしき人の、そのかたちの、うきよにならびなく候とも、心さ
だまらずなど候へば、いたづらごとよと、おんこゝろをそへて、いかにあら
まほしくおぼしめす御ことありとも、をのづから人ももり聞て、もどきそ
しりぬべからんこと、は、御心にこゝろをかたらひて、おぼしめしわすれ候

言少く

へ、心のまゝなるが返々々あしきことにて候、たとへひとのいみじうつらき御事候とも、いろに出て人に見えんは、はづかしかりぬべきこと、おぼしめして、さらぬがほにてはありながら、さすがにうやとは覺えて、ことすくななるやうに、御もてなし候へ、またうれしう御心にあふ事候とも、こと葉に、うれしやありがたやなど、おほせごとあるまじく候、うきも、つらきも、うれしきも、御心に能おぼしめしわきて見え候はんぞ、また人のこゝろのうちなどをとこそありけれ、かゝる心のしてなど、人にもおほせられ、さたする事あるまじく候、御心のうちばかりにて、よくおぼしめとめて、我心身のうへをも、人の事をも、おぼろげのひとにうちかたらひ、色見ゆる御ことなど候はで、大かたに何事をも、御心のうちばかりに、おぼしめしわき候へ、あさはかに物などおほせられ候はんは、あしき事にて候ぞ、さればとて、あまりに上ずびて、にくいけしたるもわろく候へば、そのほどはわきまへふるまはせ給ひ候へ

何事も心のうちばかりに

又其『乳母のふみ』の中には容姿舉動の事、詠歌の事、習字の事、遊藝の事、讀物の

「めのとのさうし」

事、言語の事、信仰の事などを舉げて居るが、その中に源氏物語、古今集、新古今集などの書名を挙げ、遊藝に關しては琴、琵琶、和琴、箏などを舉げて居る。尙又『めのとのさうし』の初には次の如く記してある。

むかしより、女の心づかひ、身もちなどのこと、もろこし日のもとにも侍りつれども、中比は女のこゝろばせ、おきふしたちゐまで、むげにしなくだり侍りしにより、たか松の女院に女院ふん紫式部など、ふかくなげきたまひて、上たるひとは下をあはれみ、下たるものはかみにつかへ、家をおさめ身をたて侍るべきことをこま／＼とかきとめてたまひしなり、このことがきを御らんじて、御心をたしなみ給ふべし、女の御身にて、あめがしたをしろしめし給ひしこと、ひとりふたりにてもなし、それは心のすぐれたるによりての事なり、みめかたちはさる御事なれども、かたちよりは、心なんまさりたる侍れば、女はこゝろのたしなみを、ほん本とせよとなり、

おとこ女によらず、心もち大事にて候、ことに女は、まづ上下によらず、のどやかにらう／＼しく、おもふことをしのび、あらまほしきことかんにんし

かたちよりは心

て、さすがにうきをも、またうれしきをも、ふかうおもひしりて、そのこと、なく、ことのあらんおりに、^分けじめみせて、ひとの御わすれなきとおもふばかりあはたしからず、さすがにはへん、しく、おほどかならんこそ、よき人とは申べき、あまりうつしきかたにひかれて、いふかひなきも口惜、あまりきもちすぎ、かどく、しきもあしく候

尙『めのとのさうし』には額の事、目の事、鼻の事、口の事、衣裳の事、御ものねたみの事、人に應對する時の事、特に男子に對する心得の事から、武術の事より日常の起居動作に關して細かに記されてある、其の中には次の如き記事も見える。

女も男も、たゞあけくれぎりをおもへば、我家のみちをたしなみ、人にをとるまじく候、よしなき物いひも、^本ざりをしらぬものゝわざなり、源氏ものがたりにも紫式部はざりをほん^本とたて、候へまづ女は、ふたりのおつ^夫のかほを見ず、はしからず、しづくと、いへるかしくくすみなし、にくき人のあしからん事を、心におかしく、または嬉しくおもふとも、しらすかは

義理をほん
とたてて

にもてなさせ給へ、
などと云ふこともある。

藤原兼良公が足利將軍義政の御臺所の爲に記して進められたるもの、と言はれて居る『小夜のねざめ』の中にも色々のことが記されてあるが、其中

「小夜のね
ざめ」

大かた女といふものは、わかき時は親にしたがひ、ひとゝなりてはおとこにしたがひ、老ては子にしたがふものなれば、我身をたてぬ事とぞ申める、いかほどもやは^柔らかに、なよびたるがよく侍ることにや、大かた此日本國は、和國とて、女のおさめ侍るべき國なり、天照太神も女體にてわたらせ給ふうへ、神后功皇と申侍りしは、八幡大菩薩の御母にて、わたらせ給ひしぞかし、新羅百濟をせめなびかして、此あしはらの國をおこし給ひき、ちかくは鎌倉の右大將の北のかた、^{政子}尼二位殿は、^{頼家實朝}二代將軍の母にて、大將ののちは、ひとへに鎌倉を管領せられ、いみじく成敗ありしかば、承久のみだれの時、も、此二位殿の仰とてこそ、義時、もろくの大名には下知せられしか、さ

女とてあな
づり申べき
にあらず

れば女とて、あなづり申べきにあらず、むかしは女體のみかどの、かしこく
わたらせ給ふのみぞおほく侍しか、今もまことにかしこからん人のあら
んは世をもまつりごち給ふべき事也

とある。之に依て見れば當時の女子は矢張り家庭の間に於て自然の教訓
を受けて居つたものであり、大體に於ては儒教の心得も入つて居つたので
あるが、尙武家の妻としては雄々しき心構へも養はれたやうに思はれる。
最後に足利時代の末に基督教天主教の輸入と共に、基督教の學校も起り掛
けたと云ふことを一言して置きたいと思ふ。其の事は佛蘭西のゼシュキット
教會のジャン・クラセと云ふ人が十七世紀の終りに編纂した所のものを明
治十一年に太政官で翻譯刊行して居る日本西教史の中に所々に見えて居
る。當時の基督教は主として九州に榮えたのであつて、基督教の學校も亦
九州殊に有馬及び大友の領内に多く起つたのである。『日本西教史』の八五
一頁に次の如き記事がある。

基督教の學
校

千五百七十九年アレキサンドル・ワリニヤン師ハ印度ヨリ再ビ來リカブ

ラル大師ニ次デ日本全國ノ師長トナリ越巢港ニ於テ會議ヲ開キ教會友
ノ師父等大抵皆此ニ集合セリ其時日本全國ニハ五十九人ノ宣教師アリ、
其中二十三人ハ眞ノ僧官ナリ此會議ニ於テ決議スル所ハ日本語ヲ教ヘ
又職ヲ奉セント欲シテ印度ヨリ來ル者等ノ必要ナル學術ヲ教授センカ
爲メ學校ヲ建テ又上帝ノ指揮ニ從ヒ基督教會友トナラント欲スル者ヲ
入學セシム可キ學校及ヒ幼年ヲ教ユル爲ノ小費ヲ設立セントノ事ナリ、
尙又有馬に學校を建てたと云ふことに就て、ワリニヤンと云ふ基督教師
が、有馬の國主に向つて、基督教の學校を建てないと、基督信者が佛敎の學校
に入つて困るから、是非基督教の學校を建てることは必要であると云ふこ
とを説き、其の言葉の中に次のやうなことがある。

上帝ノ榮譽ト其寺院ノ幸福ノ爲メニハ歐羅巴ニ於テスル如ク教僧所ト
學校ヲ有馬領内ニ設ケルコト緊要トナス此等ノ學校ニ於テ兒童ニ聖教
ノ原理文學ヲ教ユ可シト國主(有馬)ハ此言ヲ玩味シ遂ニ大師ノ説ニ從ヒ
不日ニシテ善美ナル花園ノ近傍ニ於テ大ナル地ヲ與ヘ此ニ學校教僧所

學校教僧所

ヲ建テ以テ士大夫ノ少年輩及ヒ一般ノ小兒ヲ教育セリ、
尙大友氏も基督教の學校を府内と白杵に建てた。それに就ては『日本西

(上)豊後國臼杵の「カサ・テロフエッサ」の圖 (下)同國府の「コレジオ」の圖



教史』に次の如き記事がある。

國主ハ約言ヲ保證スル
爲ニ府内ノ學校建築ノ
用ニ供セントシテ師父
等ニ與ヘタル一區地ヲ
以テ更ニ與ヘタリ、前國
主フランソアールハ國主

ノ大師(アレキサンドル)ヲ厚待シ且ツ之ニ信ヲ示セシコトヲ
聞キ大ニ喜色アリ、國主モ亦白杵ニ於テ學校ヲ建立セント欲シ一區ノ地
及ビ其費用金ヲ供給セリ、是ニ於テ一時ニ兩校ヲ經始シ一校ニハ「ノウイ

安土の天主
教學校

ース見習十六人ヲ置キ其半ハ印度ヨリ來ル者ニシテ半ハ日本人ナリ、又
他ノ一校ニハ生徒十六人ヲ入レ之ニ神人ノ兩學ヲ教授セリ此ニ學校ヲ
譬フレハ兵學校ト一般ナリ精良ノ兵士ヲ教育シ以テ魔鬼及ヒ佛徒ヲ擊
破ス可キ勇兵ヲ得タリ、幾クモナクシテ此ノ勇兵大功ヲ奏シタルコト實
ニ言語ヲ以テ盡ス所ニアラス千五百八十年ニ當テ府内及ヒ其近傍ノ諸
市又白杵ニ於テ貴臣ノ洗禮ヲ受クル者三十餘人ニ及ヘリ平民ニシテ洗
禮ヲ受クル者幾許ナルヤ其數ヲ知ル可ラス、故ニ之ヲ前ノ數ニ算入セス
此外信長も安土町に天主教の學校を建てることを許したやうに思はれ
る。同じく『日本西教史』には次の如き記事がある。

アレキサンドル・ウリニヤン大師ハ信長カ宣教師等ヲ保護スル確實ナル
ヲ見ルヲ以テ信長ニ請フテ曰ク、公若シ我カ教ヲ以テ善ト爲サハ有馬ニ
在ル如キ學校ヲ安土ノ市街ニ設ケ貴人ノ子弟ニ文學及ヒ修身學ヲ教授
セハ如何ト信長此言ヲ悦ヒ安土ノ市街ニ於テ學校ヲ建ツルニ最モ好キ
區ノ地ヲ以テ師父ニ與ヘ速カニ此ノ舉ニ從事セシメ費用ハ莫大ナリト

雖モ愛惜スル所ナク之ヲ與ヘタリ
大師ハ此ノ恩惠ヲ感謝シ直チニ安土ニ至リ建築ヲ始メ信長ノ京師ヨリ
歸ル頃マテニ竣功セント欲シテ勉強シタリ信長モ亦其規模ヲ見テ大ニ
稱賛シ其速カニ落成センコトヲ欲シ大師ノ出發ノ前ニ此校ニ入學セシ
ムル所ノ貴官ノ子弟二十五人ヲ託セラレ其校長ハ京ニアルオルガンタ
ン師ヲ其任ニ充テ其ノ代リニハフロエー師ヲ京ニ送遣セリ
と云ふことがある。尙又次の如き記事も見える。

安土ノ學校落成シタルヤ貴人ノ子弟ヲシテ之ニ入ラシメタリ嘗テ信長
ノ此校ニ來ル時日向國主ノ公子音樂ヲ奏シケレバ信長之ヲ聽キ大ニ欣
喜ノ色ヲ顯ハシ宮殿ニ歸レリ

尤も信長自身は基督教を信じなかつたやうであるけれども、之に保護を與へたと云ふことは事實である。斯かる記事に依て見れば、此の當時にも幾分基督教の學校が起り、それには士族の者も平民の者も入つて居つたやうに思はれる。此の事は基督教の禁止と共に其の跡を絶つたのであるが、兎

我が國西洋
の學校の初
め

に角我が國に於て西洋の學校を設けたのは是が初めてである。

第七章 江戸時代の教育

江戸時代教
育の概観

江戸時代と云ふのは徳川時代のことであつて、通常後陽成天皇の慶長五年、即ち關ヶ原の戦後より明治に至るまでを言ふのである。年代で言ふと西暦千六百年より千八百六十八年に至る間であつて、歐羅巴にありても我が國にありても、最も教育の進歩した時代である。江戸時代は我が國の學校教育の上から見れば、初めて組織立ちたる教育の行はれたる時期であつて、大學程度の教育は勿論、小學程度の普通教育に至るまで大に進歩發達を遂げたのである。而して徳川幕府及び諸侯が設立經營した所の公の學校教育は、其の中の高等教育、即ち大學程度の教育であつて、それは又専ら儒學を主としたものであつた。此の點よりすると江戸時代の學校教育は、奈良平安時代の大學及び國學を復興したものと見ても宜いのである。従つて其の教育の理想に於ても、亦教授の方法手段に關しても、古の大學國學と極め

て近いものである。併しそれ以外の一般庶民の教育は、所謂寺子屋教育と云ふのであつて、彼の僧空海が創めた所の綜藝種智院と其の類を同じとするものであると云ふことも出来るのであるが、江戸時代に於ける寺子屋と云ふのは、必しも僧侶の經營に係るものばかりではないのであつて、俗人が一般庶民の爲に開いた所の普通教育の教場もある。而して其の内容は大體に於て支那の閩塾の學とも言ふべきものであつて、儒教の主義に基いて日常生活に必要な読み書きを教ふことを旨としたのである。此の外所謂心學道話など云ふものもあつた。是は京都とか大阪とか、江戸とか云ふやうな都會地に主に行はれ、所謂町人の初等教育、社會教育と言ふべきものであつた。尙此の外に此の時代の末にあつては、外國の學問も入り各般の方面に於ける教育の發達を見るに至つたのである。

室町時代の末にありては、戰亂絶えざる有様であつて、教育のことは殆ど顧みられなかつた。尤も此間に於て尙學問を研究することの行はれた地方もあつたのであるが、其の中で最も有名なのは九州の菊池氏、島津氏及び

戰國時代の
教育

菊池氏島津
氏大内氏の
講學

中國の大内氏である。菊池氏は南朝の忠臣菊池武時時代より學問を重んじた。武時は大智和尚を師として學んだと云ふことである。又其の後京都より五條賴光と云ふ儒者西下して菊池氏に至つたと云ふこともある。惟ふに戰亂の爲に京都が秩序を失ふに及び、公家の學者の中で地方の諸侯に身を寄せた者もあつたのである。菊池武光は亦大方元恢禪師を崇信したと云ふことである。且つ又菊池氏は明との貿易をなし、此の間に自然彼の地の文物にも接し、學を講ずることも怠らなかつた。文明四年に菊池武運は孔子の像を掲げ、又其の父重朝の時に孔子堂を建てたと云ふことである。島津氏も亦夙に隋唐などと交通をし、後明韓とも貿易をし、海外の事情にも通じて居つたから、自然文物のことも必要に應じて講ぜられたことと思ふ。文明十年に有名なる桂庵を鹿兒島に聘した。又鹿兒島より足利學校に行つて學問をし、歸國の後儒學を鹿兒島に傳へた人もある。薩摩に於ては桂庵の勧めに依り、朱子の大學章句を刊行したことなどもある。戰國時代に於ける朱子學の一の中心地と言はれて居つた大内氏も、亦中國の西端を擁

して明韓と交通をし、又桂庵の影響を受けて居る。大内義隆は殊に文學を好み、聖經を尊び、兵馬倥傯の間にも文學を講じたのである。殊に小早川隆景は肥前二筑を領して立花の山城に居つて政治を見た時に、上杉憲實が足利學校を建てたのに模倣して學校を設け、聖廟を建て、士庶をして學に入らしめたと云ふ説がある。尤も之に就ては異説もあるが、兎に角大内氏が文學を重んじたこととは事實である。

此の如く戰國時代に於ても、諸侯の間に學を講ずる者があつたけれども、未だ天下を統一する者がなく、絶えず戰亂引續き、且つ一局部に勢力が限局されて居たから、文教も十分に發達することが出来なかつた。然るに關ヶ原の戰の結果、徳川家康が天下の權を握つてから、初めて文教の繁榮を見るに至つた。殊に徳川家康は、初めより學を好み、文教を重んじた人である。文祿二年秀吉の朝鮮征伐に隨つて肥前の名護屋に在る時に、藤原惺窩を陣中に招いて『貞觀政要』を講ぜしめたと云ふことがある。又關ヶ原の翌年に伏見に圓光寺を建て、田地二百石を寄附し、學舎を開き、足利學校の長老僧三要

を校主として、僧侶及び俗人の入學を許した。是は洛陽學校と稱せられて一時其名が高かつた。慶長十年に家康は林道春を二條の城に招いて、光武は高祖より何代隔つて居るかと云ふことを尋ねたと云ふことである。光武と云ふのは東漢の天子で、高祖と云ふのは西漢の高祖のことである。これに依ても家康は、漢の高祖又は光武に倣つて、儒學を以て天下を治めようと云ふ志があつたものと思はれる。又其の前慶長八年に征夷大將軍に任ぜられた時に、淳和獎學兩院の別當源氏長者となつた。其の翌慶長九年に藤原惺窩の高弟林道春を擧用することにした。又家康は慶長十六年に武家法度と云ふものを定め、其の中の第一條に次の如く書いてある。

第一條 文武弓馬之道專可相嗜事

又慶長二年に公家法度を作つたが、其の第一條にも次の如くある。

第一條 天子御藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未_レ有之也

家康は又駿府に隱退した後も、種々散逸せる書籍を蒐め、活字を以て古書を

印行したのである。例へば『孔子家語』であるとか、『貞觀政要』であるとか、『六韜三略』であるとか、『東鑑』であとか、『周易』であるとか、『群書治要』であるとか、『鄭玄注』、『孝經』等を印行したのである。此の如く家康は夙に學問を奨励したのであるが、未だ自ら學舎を設くる即ち學校を設けると云ふまでには至らなかつたのである。

此の時代に於ける學問は、矢張り室町時代の繼續であつて、家學として京都の公家の間に傳統連綿として傳はつて居つたのである。高辻、東坊城、五條、唐橋、桑原、清岡の六家は菅原氏より出でて、常に文章得業生、文章博士などとなり、舟橋、伏原の二家は清原氏より出でて、常に明經博士となつて居つた。併ながら江戸時代に至つて大に勃興したものは漢學であつて、それは藤原惺窩、林道春の後を承けて居る、朱子學を中心とする經學であつたのである。而して林氏は初には徳川幕府の御用學者として私塾を開き、後には徳川幕府の儒官として幕府の公立學校である昌平黌の教授となつた。而も代々其の職を繼いで居つたのである。而して此の昌平黌の教育の仕方は、江戸

家學の傳統

時代に於ける幕府及び諸侯の官立學校の標本として見るべきものであつて、其の實際を明かにすれば、他は是より推して知ることが出来る。概して言へば諸侯の建てた所の藩學なるものは、大體に於て昌平黌を模倣して作つたものであるから、徳川時代に於ける官立學校の教育、即ち大學程度の教育は、昌平黌の教育を以て代表的のものと見ることが出来ると思ふ。それ故に次に稍、詳しく昌平黌の發達と其の教育の狀況とを述べて見ようと思ふ。

寛永元年に林道春は三代將軍家光の侍講となつた。同七年忍ヶ岡に宅地五千坪及び金二百金を賜はり、書院塾舎を建てた。其の場所は江戸の東二里許りの所、即ち寛永寺の寺田である。今の上野公園の一部で、西郷南州の銅像のある所から西の方に廣がつて居つたのである。是れ即ち西暦千六百三十年のことである。同九年には尾張侯の徳川義直其の地に廟を營造し、聖像及び祭器を安置し、自ら先聖殿の三字を扁額に書して道春に與へた。即ち孔子の像と孔子の祭をする道具を尾張侯より賜つたのである。

昌平黌の沿革

弘文館の規約

弘文館の圖



十年二月初めて釋奠の禮を行ひ、四月には將軍自ら忍岡の孔子廟に行き道春をして堯典を講ぜしめた。斯くして林家の學校と孔子の像とが出来たのである。

寛文三年に四代將軍家綱が道春の子の鷲峯に弘文院の號を賜はつたので、それより林家の學校を弘文館と言つた。寛文六年に弘文館の規約を作つたが、其の中に經義、史學、詩文、博讀、皇邦典故の五科があつた、弘文館に分科に設けたのは是が

初めである。五代將軍綱吉の時に、林鳳岡に弘文院學士の號を賜はつた。此の時までは弘文館は依然として林家の私學であつて、生徒の數も四五百内外に止まつて居つた。又其の生徒の年齢は、十四歳より四十歳以上の者も入つて居つたのである。

元祿三年幕府に於て弘文館を湯島坂上六千坪の地に移し、而して此の坂を昌平坂と名づけた。惟ふに上野は寺院に圍まれて居つた爲めに、それより遠ざからしめようと云ふ主旨に出でたものであるやうに思ふ。元祿四年に廟宇落成して釋奠の祭を行ひ、此の日將軍綱吉自ら經義を此の所にて講じた、又綱吉は自ら大成殿の額を寫し、林家に賜はり、林氏をして代々此の學校の祭酒たらしめた。是が即ち昌平齋であつて、是より林氏の弘文館は昌平齋となり全く徳川幕府の學校となつた。而して林家は代々昌平齋の學長となつたのである、即ち此の頃に於ても尙職を世々にすると云ふ我が國の古風の命脈を保つて居ることが見える。併ながら學問のことは、必しも父子相傳と云ふことが十分に出来ないものであるから、幕府に於ては時々

幕府の學校

他の學者をも聘して昌平黉の教官となし、林氏にあつても亦養子を迎へて適材をして家を繼がしむると云ふことが行はれたのである。十一代將軍家齊の時に至つて、柴野栗山、岡田寒泉は入れられて昌平黉の儒員となり、林氏を援けた。是れ亦林氏が數世相繼いで昌平黉の祭酒であつた爲に、學政弛廢せし故である。後又尾藤二洲、古賀精里を召して昌平黉の儒員とせられたが、寛政五年に述齋が入つて林氏を繼ぐに及んで昌平黉は再び名聲を博することが出来た。

寛政五年に昌平黉の學制を詳細に規定して、初めて學規、職掌の二制を定めた。是れ實に此の時代に於ける公立學校の教育狀況を知るに足るものである。學規は五則ある、一曰入學、二曰行儀、三曰修業、四曰講會、五曰放繳、而して其の入學に關しては僧徒であるとか、商工であるとか、樂伎であるとか、優雜及び君父に離るゝ者、姓名を僞る者、郷貫に容れられずして密に他の國に籍を置く者などは入學を禁じて居る。但し商工にしても、本業を棄て、専ら學に志す者は生徒の末に加へられるのである。行儀に關しては篤實退讓

昌平黉學規
五則

にして信義を守り、禮讓を重んずることを旨とし、國政を議することは禁ぜられて居る。修業に關しては經史、作文等皆四書小學に依り、風俗を破壊する者、若は講師の教へに背く者、新奇怪異の説などは禁ぜられて居る。毎年試験があつて、三年で卒業の出来ない者は退校を命ぜられるのである。講會に關しては義理を討議する際に必ず典籍に基くべきものとして居る、無稽臆説を禁ぜられて居る。詩を作る際にも、先輩に就いて一々質すが宜いと云ふことになつて居る。放繳と云ふのは門限のことであつて、出入には必ず門鑑を以て姓名を明かにする、又卯の時に門を放けて、酉の時に閉ざす、病氣の外は外泊は許されない、又他所の者も此の學校に泊るとは許されない。是れ實に此の時代に於ける學校生活を窺ふに足るべきものである。尙昌平志に依て其學規の全文を擧ぐれば次の通りである。

一曰入學 僧道、商工、樂伎、優雜、及離絕君父、僞冒姓名、不道鄉貫、而竊籍他邦者、并不許入學。但如商工、棄其本業、奮志篤學者、許齒於生徒之末。

二曰行儀 學校是育材首善之地、而教化所由出焉、宜篤實退讓、必信必禮、勿

議國政、勿失成憲、切禁游惰驕傲妄誕虛誇之習、博奕玩戲、衣食豐美之風、長幼有序、先後有次、自非疾病、有故不數日、安起、質明開析必起
 三日修業 經史、作文、各因其材、而造就須由四書小學、尤禁敗俗非聖之書、新奇怪異之說、每歲準程試、其成否、三年不成、乃從黜去、
 四日講會 討論義理、講窮精微、須必有依據、切禁無稽臆說、作詩若文字句聲律、須就先輩質問、

五日放繳 學問啓闡、嚴限晨昏牌、具姓名出入必信、放於卯時、繳於酉時、自非疾病、有故不許出宿於外、外人亦不許留宿於內、

職掌は八條から成つて居る、即ち員長、司監、司講、司計、司籍、司漏、司記、司賓である、是は今日で言へば舎監とか、受持教師とか、書記とか、會計とか云ふ役に當るのである。尙昌平志に依て其の規定の原文を擧ぐれば

職掌八條

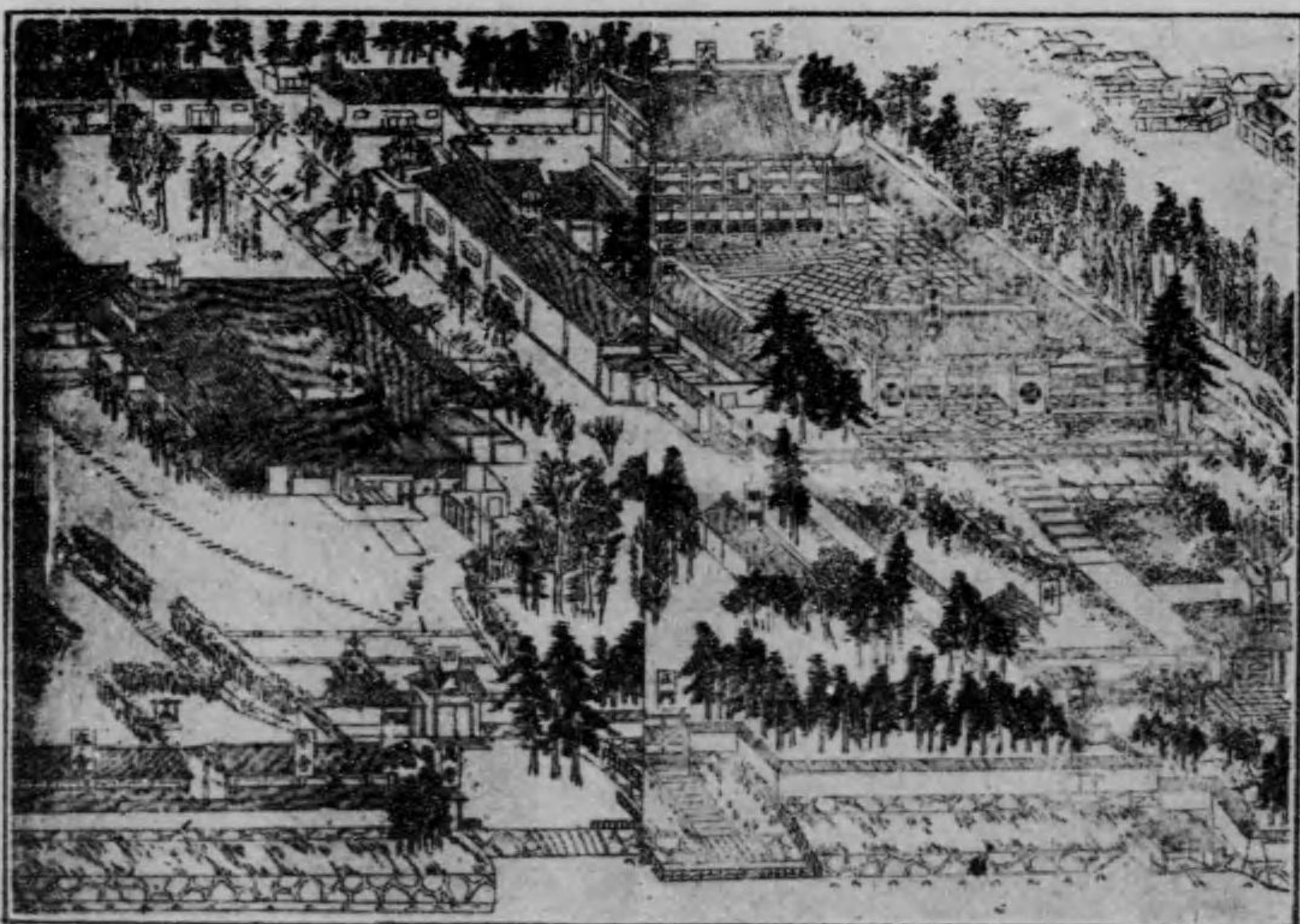
- 曰員長 二員、掌教育生徒、毎日一次、巡視學舎
- 曰司監 攝司儀、二員、掌勉勵遊惰、稽察勤怠、毎日二次、巡視學舎

職掌八條

童科の試験

曰司講 無定員、或爲講解師、或爲司塾講、或爲援讀師、
 曰司計 攝司器、二員、掌會計、
 曰司籍 一員、掌書籍、
 曰司漏 一員、掌日報時、
 曰司記 一員、掌簿錄、
 曰司賓 二員、掌應接賓客、及學門筭論名牌放繳、
 寛政五年に童科の試験を行つた。十五歳以下十一歳迄の者は四書五經に就て試験をし、十歳以下八歳以上の者は四書小學に就て試験をし、七歳以下の者は別に規定を定めず、各々の習つた所に就て熟否に就きて試験するのである。同じく六年二月に試験に應じた者は二百三十七人あつた。同九年三月には二百四十九人の受験者があつた。頗る盛んなものと云ふべきである。九年に至つて童科を改めて句讀科となし、四書、五經、小學等を試験することゝした。其の年齢は十九歳以下とあつたのを改めて十七歳以上十九歳以下の者も亦之を受くることを許すことゝした。

大成殿の全景



寛政九年十二月に學制を改革し、従来の制度を廢し、職員を罷め、改めて學問所と稱し、専ら大夫、士及び其の子弟を入學せしむることとした。元來昌平齋は忍岡の林氏の私塾に始まつたものであるから、昌平齋となつた後も尙ほ半私半公の趣きがあつた。従つて庶民の子弟をも入學せしむるの風があつたのであるが、此の改革はそれを改めて純然たる官學としたのである。同十一年には大に工役を起して新廟を建て、學

校を増築した。是は明の制度に倣つたと云ふことである。惟ふに明の亡臣朱舜水などに依りて、明の制度が紹介せられたものと思はれる。元來支那に於ては、元の後を承けて起つた所の明は大に學問を重んじたのである。明の太祖は國子學を建て、孔子を祀つた。而して高官の者の子弟に命じて國學に入らしめたのである。尤も人民の俊秀にして文義に通ずる者は入學を許したのである。次で郡縣にも勅して學校を建てしめ、府學に教授一員、訓導四員を置き、州に學正一員、訓導三員を置き、縣に教授一員、訓導二員を置くと云ふ制度を立てた。後洪武十四年に國子學を雞鳴山下に改築して、國子學を改めて國子監となし、祭酒、司業以下の役人を設けた。けれども明の時代に於ける教育の制度に關しては漢時代と甚しき相違を見ない。是れ我が國に於ても漢時代以後支那と交通をしても、特に學制上に變化を見ざる所以であらう。將軍家定の時、文久二年に學問所奉行と云ふものを置き、大名二人を以て之に當て、林氏の上官として學制を掌らしめたが、内外多事なりしが爲に、三年にして之を廢した。

聖堂講釋

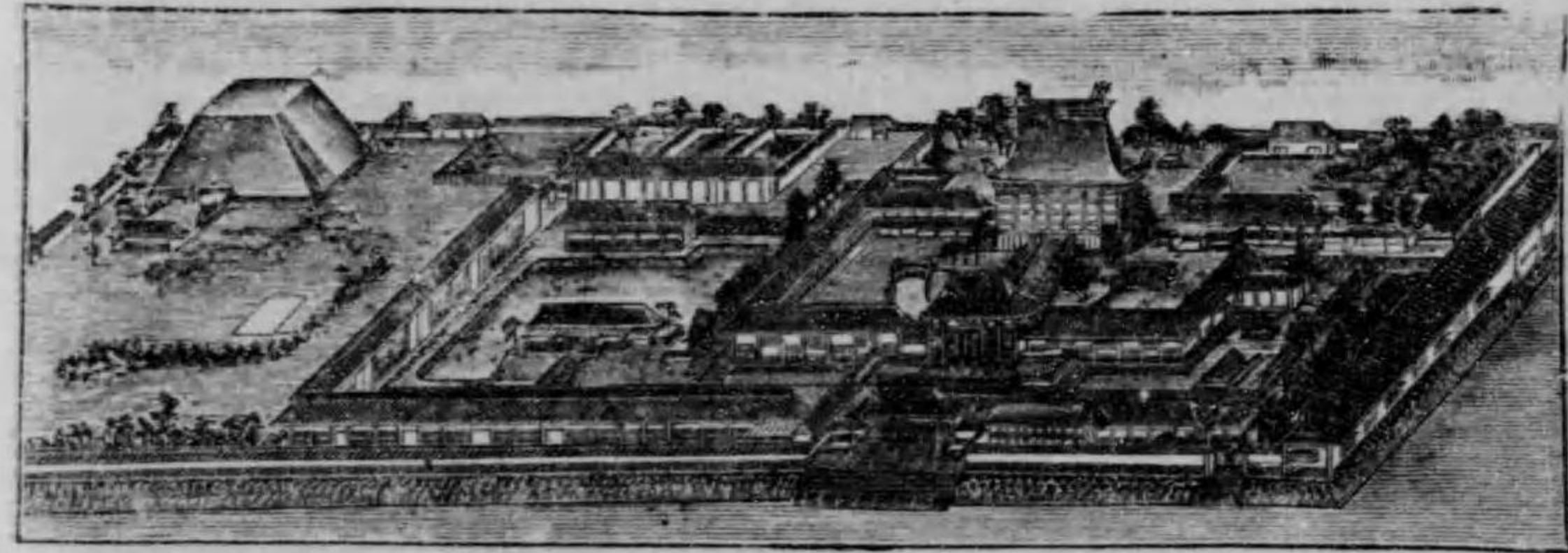


昌平覺の生徒には、寄宿生と通學生との二種類があつた。さうして束脩謝儀のことはない。是れ即ち官立學校の精神を徹底したものである。幕臣たる者でも、強制的に此處に入らしむることをなさずして、自由に學ばしめた。通學には二種類あつて、一は句讀生と言ひ、毎日稽古所に至り、教授方出役等の教授を受けた。其の讀む所のものは小學、四書、五經等であつた。又他の一は寄宿寮の南樓の房を與へられて通學する者であつて、是は寄宿竝南二階通稽古人と稱した。寄宿生にも亦二種類ありて、一を寄宿寮と云

ひ、一を書生寮と言つた。寄宿寮と云ふのは旗本及び家人の寓する所であつて、書生寮と云ふのは、諸藩の士及び處士の寓する所である。書生寮は儒官の官宅の塾生が漸く増加せしより、是等の者を容るゝが爲に、新に寮を設けたに始まつたものである。書生寮の生徒は、入學のときに試験を用ひなす。但し林氏の門人若は本屬の儒員の門人に限つて入寮せしむるのである。學科は四書、五經、史記、漢書、左傳、國語等であつて、一定の講義と一定の試験とあつた。

以上は幕府の官學たる昌平覺の有様であるが、此の外幕府の學校としては甲府の徽典館と云ふのがあり、駿府に明新館と云ふのがあつた。前者は寛政年間の創立にして、後者は安政五年の創立に係るものである。其の外日光學問所、佐渡の修教院、長崎の明倫堂などもある。皆漢學を主とする所であつて、其の生徒は幕臣の外に地方の庶人にも入學を許可して居つた。諸藩に設けた所の所謂藩學と云ふのは、其の数が非常に多い。其の中最も名高いものを擧ぐれば、加州の明倫堂、岡山の閑谷覺、尾張の明倫堂、水戸及

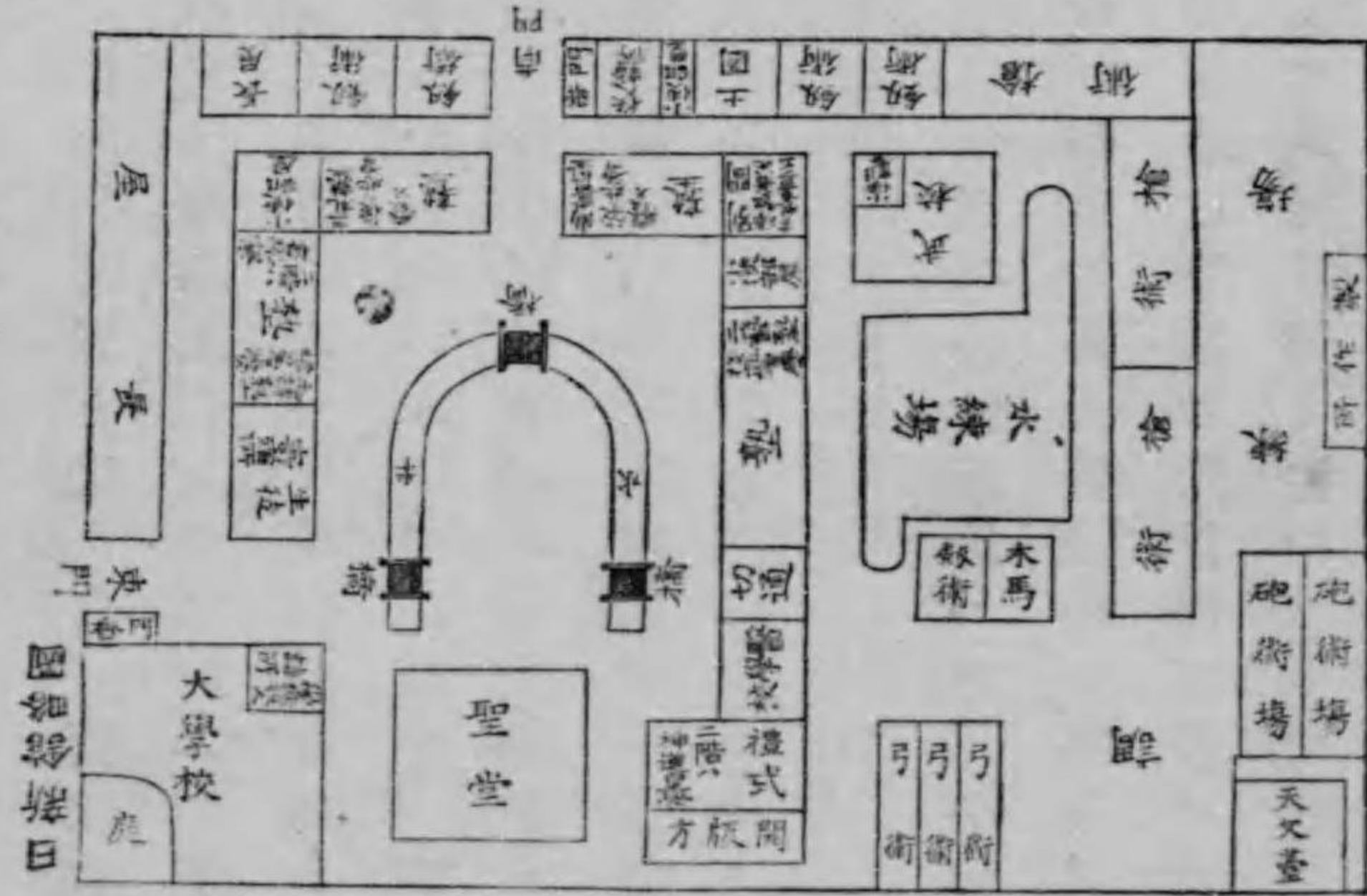
會津新館 (甲)



本邦教育史概説

び佐賀の弘道館、熊本の時習館、鹿兒島の造士館、仙臺の養賢堂、會津の日新館、米澤の興讓館、萩の明倫館等である。金澤の明倫堂は、寛政四年に金澤藩主前田治脩其の父重教の遺志を承けて建てたもので、士族の子弟十五歳に至れば必ず入學せしめ、二十三歳まで九ヶ年の間學修せしめた。而して卒族の者は必しも明倫堂に入らしめず、別に師匠を求むることを許した。明倫堂と共に又經武館と云ふものを建て、武學を教授せしめた。徳川時代にありては、文武兩道を學び習はしむると云ふことが一般であつて、水戸の弘道館にせよ、會津の日新館にせよ、一方に於て學を講ずるとともに、一方に於ては武を講ずる設備を持つて居る。昌平營の如きも、其の西隣は櫻の馬場と稱して武を

會津新館の平面圖 (乙)



前篇 明治以前に於ける教育の發達

講ずるの場所であつた。閑谷營は最も有名なるものゝ一であるが、寛永十八年に岡山藩主池田光政が教場を設け、寛文六年に假學館を建てたのであるが、同九年に其の規模を擴張して學校を建て、後に至つて之を閑谷學校と併合したのである。但し岡山藩にあつては、藩士と雖も必しも此の學校に入つて學ぶことを必要として居らない、父兄の志に依つて或は私學に學び、或は他方に遊學しても妨げがない。但し藩士の宗子は八歳にして入學を許し、十一歳に至れば必ず學に就かしめ、十六歳より十九歳までは講習に従

事せしめた。又平民の子弟の爲に學校中に一塾を設け、此處に歸屬せしめた之を書生部屋と呼んだ。徳川幕府の世になつて、諸藩の建立に係る學校は凡そ二百以上に上つたが、其の教育の仕方は大體に於て昌平黌と同じである、又地方に依つて多少相違のある所は、金澤の明倫堂、同山の閑谷學校等であるからそれにいつて其の一斑を知ることが出来る。

此の如く官立學校が頗る隆盛であつたが、其の割合に漢學を教ふる私塾は多くない。平安時代に於ては私塾が大に起つたのであるが、江戸時代にはそれに並行するものはない。是れ蓋し徳川幕府と諸侯とに依て、全國が整然と組織せられて居つたからであらうと思ふ。私塾の中で最も有名なものは京都の伊藤氏の堀川學校、豊後の廣瀬淡窓の塾、大阪の中井氏の懷徳書院、福山の藩士菅茶山の塾などである。殊に堀川學校は伊藤仁齋より子孫相承け、五世の間教授の任に當つて居た。大阪の懷徳書院も亦中井氏が代々教授の任に當つて居つた。伊藤氏の堀川學校のことに就ては『日本教育史略』の中に次の如く記してある。

漢學の私塾

伊藤氏の堀川學校

伊藤仁齋

享保中文學ノ士多キハ林木二門ヲ推スト雖モ、上ノ好ム所下焉ヨリ甚シキ者アリテ、國トシテ學ヲ唱ヘザル所無ク、家トシテ書ヲ讀マザル者少ク、京都ニ伊藤仁齋父子アリ、江戸ニ物徠アリ、一時ノ冠冕タリ、徠ハ荻生氏總右衛門ト稱ス、柳澤吉保ニ仕フ、吉保寵ヲ將軍綱吉ニ得タリ、綱吉其弟ニ臨ム毎ニ徠常ニ經書ヲ講進ス、其門ニ安藤煥圖、山縣孝孺、服部元喬、平野玄中、大宰純ノ徒アリ、相共ニ其說ヲ主張シ、聲名籍甚ナリ、仁齋ハ名ヲ維禎ト云フ、私塾ヲ京師堀川ニ開キ生徒ヲ教授ス、スルコト四十餘年、海内ノ學者飛驒佐渡壹岐ヲ除クノ外其門ニ入ラザルノ國無ク、謁ヲ執ル者三千餘人ニ至ル、肥後國主細川綱利其名ヲ聞キテ聘スルニ祿千石ヲ以テス、仁齋辭シテ仕ヘズ、寶永二年歿ス、年七十九、著ニ語孟及周易古義、春秋經傳通解、童子問、古學文集等アリ、五子ヲ生ム、長ヲ長胤ト云フ、原藏ト稱ス、家ヲ嗣ク次ヲ長英ト云フ、重藏ト稱シ、福山侯ニ仕フ、其弟長衡ハ正藏ト稱シ、高槻侯ニ仕フ、長衡ノ弟長準ヲ平藏ト稱ス、久留米侯ニ仕フ、季ハ長堅ト云フ、才藏ト稱ス、紀伊藩ニ仕フ、皆家學ヲ以テ諸侯ノ聘ニ應ス、世ニ仁齋ノ五藏ト

云フ、其中長胤長堅最顯ル故ニ首尾藏ノ稱アリ長胤著書最多シ古學指要、古今學變經翼通解、學問關鍵等アリテ其他ニ經史博論、制度名物六帖、官制沿革圖、盡管錄、三韓紀略凡五十餘種ヲ著ス、皆有用ノ書ナリ、別ニ紹述文集アリ、元文元年六十七ニシテ歿ス、東涯先生ト號ス、當時文學ノ盛ナルコト此ノ如シ

又中井氏の懷德書院のことに就ては堀川學校のこと、共に同書に次の如くある。

懷德書院ハ中井登庵ノ建ツル所ニシテ堀川學校ハ伊藤維禎ニ始マレリ、維禎少ニシテ宋儒ノ說ヲ奉シ、心學原論、性善論等ヲ著ス、後程朱ノ學ヲ以テ古義ヲ失フトシ、始メテ一家ノ學ヲ立テ家塾ヲ古義書院ト號ス、其堀川ニ在ルヲ以テ世人稱シテ堀川學校ト云フ、子長胤善ク家聲ヲ繼ク長胤歿シテ其子善韶尙幼ナリ、因リテ叔父長堅紀伊ヨリ歸リ家學ヲ維持スルコト十年ニシテ善韶ニ至ル、善韶モ亦能ク其業ヲ墜サス爾來子孫世々相繼キ以テ天保十三年ニ至ル、官特命アリテ學校ノ地子ヲ免除ス、維禎ノ始メ

中井氏の懷
德書院

廣瀬塾

テ建テタル時ヨリ殆九十年ニ至ルト云フ、懷德書院ハ舊大阪ノ市學ナリ、登庵享保十一年ヲ以テ官ニ請ヒ官ノ允可ヲ得テ建テタル所ナリ、當時三宅正名ヲ推シテ教授トシ、五井純禎ヲ助教トス、正名ハ石庵ト號ス、觀瀾ノ兄ナリ、歿シテ純禎コレニ代ル、純禎ハ南州ト號ス、其父守任特軒ト號ス、伊藤父子及具原益軒等ト友タリ、大阪ハ商價通貨ノ地タルヲ以テ、人々文教ヲ意トスル者無シ、登庵此舉實ニ創業ニ屬シテ正名純禎皆其任ヲ得タリト謂フ可シ、既ニシテ純禎去リテ江戸ニ往ク、是ニ於テ登庵教授タリ後數年ヲ經テ純禎再來リ教授ス、尋テ登庵純禎皆歿ス、登庵ノ子積善コレニ代ル、積善ハ竹山ト號ス、博學ニシテ文ヲ善クス嘗テ徳川家康ノ事ヲ撰集シテ逸史十三卷ヲ著シコレヲ幕府ニ獻ス、幕府金ヲ賜ヒテ書院ヲ修メシム文化元年七十五ニシテ歿ス子孫其業ヲ繼キテ今猶教授タリト云フ。

尙又廣瀬淡窓私塾のことに就ては、『日本教育資料』九卷附録に次の如く書いてある。

塾主廣瀬求馬幼年學ニ志シ家ヲ其弟某ニ讓リ筑後隱士松下某ニ從學シ

授業大概

十七歳筑前ノ龜井道載父子ニ從ヒ一年ニシテ歸郷獨學二十四瓊林壯學舎ヲ市東ニ開キ童兒ヲ教フ生徒日ニ集ル乃遷テ堀田村ニ居リ塾ヲ開ク名ヲ咸宜園ト云フ生徒年ヲ逐テ益進ス毎年新ニ門ニ入ルモノ百人内外トス年老ルニ至ツテ無子門人矢野範治ヲシテ家姓ヲ承シメ扶テ門人ヲ教育ス生來多病ナルヲ以テ足郷ヲ出テス但肥前大村侯豊後府内侯ノ招聘ニ應シ一タヒ其國ニ至ル又一タヒ長崎下關ニ遊フ其學敬天ヲ本トシ處義制數ヲ用トス經ヲ解ク新古ニ拘泥セス唯本文ニ折衷ス書ヲ讀ム古今和漢内外ヲ問ハス唯其適用ヲ取ル人ヲ教ル偏固狹隘ニ陥ラス務メテ其材ヲ達スルヲ主トス年七十五ニシテ歿ス

尙廣瀬塾の授業大概と題して次の如き記載があるから参考の爲に併せて載せて置く

授業大概 生徒ノ階級ヲ十級ニ分チ最初等ヲ無級トシ無級ヲ除クノ外每級上下二段ニ區別シ合計十九段トシ四級上以下ヲ下等生トシ五段下以上ヲ上等生トス上等生ノ内七級以上ヲ上ノ上トシ六級以下ヲ上ノ下トス而シテ下等生ハ専ラ輪讀

輪講會講等ニ從事セシカ每會會頭上等生ヲ以テ之ヲ充ツヲ置キ其優劣ヲ判シ之ニ相當ノ點ヲ與ヘ其點數ニ因テ階級ヲ進ム上等生ハ一月ノ内二日ヲ書會トシ階書シテ七行十六字三日ヲ句讀切トシ二日ヲ詩會トシ二日ヲ文會トス名ツケテ試業ト云ヒ香三線ヲ限リテ之ヲナサシム每會監督アリ以上ノ生徒之ニ充ル之カ取締ヲナシ師匠自ラ其巧拙ヲ評シ又相當ノ點ヲ付シ其點數ニ因テ昇級セシム而シテ上等生ニ限リ別ニ消權ト云フモノアリ經書ハ講セシメ歴史ハ暗記セシム各級豫定ノ書籍アリ尤モ五級生ハ都講之ヲ檢シ六級以上ハ師匠之ガ審査ヲナス譬ヘハ六級ヨリ七級ニ進ムニ其進ムヘキ相當ノ試業點アルモ該階級ニ當ル書籍ノ講義或ハ暗記ヲ了セサレハ之ヲ權トス故ニ其講義暗記ヲナスヲ以テ權ヲ消スト云フ已ニ權七級下ニ進ムモ尙消權ヲナスシテ又七級上ニ至ルトキハ二權トシ又八級下ヘ達スルトキハ三權トス三權以上ハ試業即チ前ノ諸會ニ臨ムヲ許サス消權ヲ專務トセシメ其權ヲ消却スルノ後再ヒ試業ニ臨マシム林外(註、淡窓)ノ晩年四級下ヨリ四級上ニ移ルトキ下級生共蒙求ヲ暗記スル

ノ一科ヲ加ヘタリト云フ

尙廣瀬塾に於ける飲食の規定、出入の規定、門外の規定、用財の規定等があるが餘り繁雜であるからこれは省略する。

江戸時代に於ける教育は主として儒學に關係したものであつたが、其の他の方面の教育も次第に發達した。殊に徳川吉宗の享保年間に至りては西洋學術も大に進歩し、和學の研究なども起つた。而して西洋の學問の研究は江戸時代の末に於て益々隆盛を見たのである。獨り徳川幕府に於て直接に洋學の研究を獎勵したばかりでなしに、諸藩に於ても次第に西洋人を聘して洋學を學ばしむることになつた。

和學所は寛政五年に塙保己一の設くる所である。保己一は武藏國兒玉郡の人で、幼少の時失明し、後江戸に出で南條氏に就て學問をした。強記博識であつて、本邦の古書を好み、既に散逸せる所の書籍を攻究すると數十年であつたが、五十五歳の時江戸の番町に官地を請ひ、其處に始めて學舎を建て、和學講談所と名けた。寛政五年に幕府に於て之に學田を附し、昌平臺の

儒學以外の
教育

和學所の沿
革

和學の沿革

所管とした、即ち幕府の官立學校となつたのである。保己一は此所に於て『群書類從』及び『續群書類從』を刊行した。文化二年に舊校の地域が狹隘を告げたので、更に其の東方の空地を賜はつて大に學舎を建て、和學所と稱した。保己一は文化四年に年老いたるを以て職を辭し、其の子忠實繼いで校主となつたが、明年保己一は年七十六歳で歿した。それより和學所は塙氏の所屬に歸した。元來我が國に於て、和學を特別に研究すると云ふことは行はれなかつた。從來の學問は主として漢文に依つたのであるから、和學の研究は極めて振はなかつた。尤も平安時代にあつては尙文法なども正しかつた、又假名遣等に關する著述などもあつたが、漢文の盛んになるに従つて、それを研究する者が全くなつた。藤原定家は詠歌を以つて家學としたのであるが、其の假名の用法の如き一家の説を立て、古の用法に據らざるのみならず、古書を以て却つて正鵠を得ざるものとなして居る。それが段々に傳はつて、之を正す者がなかつた。斯くして五十年も経過したのであるが、延寶年中に難波に僧契沖と云ふ者があり、國學を好み、古書に詳しか

つた。水戸光圀の爲に『萬葉代匠記』二十二卷を著した。後又『私字正濫鈔』を著はし、從來の假名遣の誤謬を正した。是に於て假名の音韻が初めて古に復するを得たのである。當時又京都の稻荷の祠官荷田春滿と云ふ者があつて國學を研究し、中古以來言詞の發音の誤れるを嘆き、『萬葉童蒙鈔』八十卷を著はして古語の正否を辨じた。遠江の人加茂眞淵は享保十八年に都に遊んで春滿に就て古學を學び、寛延二年に江戸に來つて田安中納言宗武に仕へて盛んに國學を唱へ、又弟子を集めて教授をした。其の著書には『萬葉考』、『冠辭考』、『祝詞考』、『國意考』、『御意考』等がある。明和六年七十三歳にして没した。本居宣長、加藤宇萬仕、其子千蔭、村田春海、荒木田久老、伊藤魚彦等其門より出で國學を唱へた。中にも宣長は最も力を此の學に用ひ、『古記傳』四十八卷を著はした。宣長は伊勢松坂の人で、醫を業として居つた。宣長の子の春庭太平の二人其の業を承け繼いだ。當時宣長の外に富士谷成章と云ふものもあつて、國學を京都に唱へた。其後平田篤胤、伴信友、橋守部など相繼いで起つた。是等の人々は弟子に教授をしたこと、思はれるが、

洋學の由來

未だ學校を開いて教授すると云ふまでには至らなかつた。塙保己一の私學所の如きは江戸時代に於ける唯一の國語學校と言ふべきものである。

洋學の研究も亦吉宗以後に於て大に盛んになつた。洋學は徳川氏になつて耶蘇教を禁ぜられると共に、之を研究することも禁ぜられた。寶永六年に伊太利の羅馬の傳道師が大隅に來たので、徳川家宣を召して江戸に至らしめ、之を小日向の切支丹屋敷に置き、新井白石をして其の由來を究めしめ、又地理風俗を問はしめた。白石は西洋語に通じなかつたから、和蘭人をして通辯せしめた。白石の『西洋紀文』と云ふのは、此の時の問答を記したものである。其の後白石は和蘭の使者に就いて幕府に藏する所の輿地圖に依り各國の形勢を論じ、『萬國地誌』を編し、『采覽異言』と名づけた。是より西洋のことが次第に我が國に知られるやうになつた。尤も是より前にも長崎の人西川如見が『華夷通商考』などの書物を著はした。長崎は和蘭人の爲に開かれたる唯一の港であつて、商館を建て、通商貿易を許されて居つた。従つて和蘭人も斷えず往來をし、又毎年一度使者を江戸に送つて將軍に謁

見をすることになつて居つたのである。けれども單に通譯を通してのことであつて、西洋の文字を學び、書物を讀むと云ふことは許されなかつた。將軍吉宗が天文曆數のことを學ぶに至つて、初めて和蘭に於ける此の學の進歩せることを知り、西川如見を召して親しく其の事を尋ねた。是に於て、通譯の西善三郎等相謀つて蘭文を學び其の書を讀まんことを乞うた。享保中に遂に其の許可を得、初めて和蘭の書を研究することゝなつた。是れ中御門天皇の享保五年である。吉宗は更に蘭書を求め、之を見て其の圖の精密なるに感心し、是が説明を聞かんことを望んだ。其の當時青木文藏と云ふ者があつて、學問を好み、特に官庫の書を見ることを許された。文化四年に吉宗は文藏を幕府の儒員となし、蘭學を研究せしめた。文藏等は和蘭の使者の江戸に至る毎に就いて其の言語を聴き、又通譯を通して其の意味を尋ねた。けれども使者の來るのは一年一回に過ぎなかつたから數年を経ても僅かの文字の數を知るに止まつて居た。依て延享年中に初めて命を奉じて長崎に赴き、西善三郎等と蘭學を研究し、漸く其の端緒を窺ふことを

蘭書の研究

蘭語和譯

得た。善三郎は後學の爲に譯語を撰輯せんことを欲したが、遂に果さずして歿した。文藏は遊學すること數年にして四百餘りの文字の體制及び呼法語路などを了解して江戸に歸つた。其の時吉宗は既に薨じて、事情が前と違つて居つたばかりでなく、同學の士も少く、書籍にも乏しいので、僅かに『和蘭文字略』『和蘭語和譯』等の著述を爲すことが出來たのみであつた。當時豊後中津藩の醫者に前野良澤と云ふものがあつた。蘭書の殘片を見て之を讀まんことを欲し、文藏の門人となつた。文藏は其の篤志に感じて、十分に之に指導をした。併ながら其書の解し難き爲に、日夜勤勵しても、僅かに其の一端を知るに過ぎなかつた。中津侯は良澤の志を嘉して長崎に遊學せしめた。そこで更に言語五六百を暗記して歸國したが、後再び長崎に遊んだ。けれども通譯の人は唯、單に言語を知るのみで、讀書譯文に通ずる者がなかつたので、要領を得ることが出來なかつた。依て良澤は再び譯辭及び醫書數部を求めて江戸に歸り、暗記せし所の譯語に依り、彼れ此れ參考して六七年を経、初めて自得する所があつた。斯くして翻譯の業に着手し、

醫書

『和蘭譯語略』『蘭譯筌』『助語參考』『古言考』『點例考』の數部を著はしたが、享和三年年八十一歳で歿した。世人呼んで蘭化先生と言つた。是より先き桂川甫三も亦青木文藏の門に入り、蘭學を學んだ。甫三の子甫周又其學を攻究せんと志し、杉田玄白と共に前野良澤の弟子となり、講明舎を設け、相携へて勉強した。桂川氏は洋醫和蘭外科の術を以て幕府の醫員となつて居つた。又玄白は小濱侯の醫員となつて居つた。其の父甫仙初めて和蘭外科を西宗春に學んだ。宗春の父玄甫は長崎の通譯であつたが、後醫術を以て幕府に仕へた。玄白、良澤等が如何に苦心をして、『解體新書』を編纂したかと云ふことは、修身書にも傳へられて居る名高き話である。これより先き仙臺の人大槻茂質は杉田玄白が和蘭の『人身書』を翻譯するの舉ありと聞き、江戸に出でて玄白の門に入り、其の舎員になつた。後長崎に遊び、益々攻究に努め、再び江戸に歸つて、『蘭學階梯』を著はした。之に依て人々初めて和蘭文字を讀むことゝ、其の意を解することを得るやうになつた。當時此の書を見て志を蘭學に起した者が極めて多く、津山藩の醫宇田川玄隨、鳥取の醫稻村三

蘭學階梯

蘭書翻譯

伯、土浦藩士山村才介、伊勢の人安岡玄真、大阪の人橋本宗吉等皆江戸に至り、大槻茂質に従つて學んだ。文化四年に北邊に露西亞の亂あり、明年西海に英吉利の變あり、幕府大いに兩國の事情を探らんと欲し、茂質に命じて蘭書に就て其の事情を調査せしめ、幕府は毎歳銀二十枚を給して蘭書を翻譯せしめた。文政五年中月給を賜ふことになつた。是れ幕府が洋學を開く初めである。茂質の著書は頗る多く、嘗て玄白の志を紹いで、『重訂解體新書』を著はし、其の他多くの著述がある。文化十年年七十一にして歿した。其の子玄幹能く其の業を繼ぎ、又蘭書の翻譯に従事した。當時蘭學を以て家を立つる者は外にも少くなかつた。青地倫宗は究理學即ち理學を研究して、『氣海觀瀾』を著はした。是れを我が國に於ける理學の初めとする。河本幸民は即ち其の門人であつて、『氣海觀瀾廣義』の著がある。安岡玄真は宇田川玄隨に續きて、『醫範提綱』を著はし、又人體内外部の作用を説いた。其の子榕庵は『含密開宗』を著はした。是が我が國に於ける化學の初めである。箕作阮甫は玄真と同藩である所からして、之に従つて其の學を承け専ら地誌、歴史を

蕃書調所

研究し、『泰西春秋』、『八絃通法』の著がある。其の子の省吾も亦『坤輿圖儀』を編纂した。玄白の子の伯元も亦家學を傳へ、其の子の成卿も亦其の業を承繼いで幾多の著述がある。

此の如く洋學の研究が或は官府の手を藉り、或は私人の努力に依て次第に開けたが、安政二年に初めて校舎を九段坂下に置き、蕃書調所と稱した。是れ後の大學中西洋學研究の端緒である。其の講習する者は和蘭學に止まり、古賀増を以て講師とした。安政三年に小濱藩士杉田成卿、津山藩士箕作阮甫を教授に任じ、明年始めて生徒を容れて教授せしめた。けれども當時の生徒は唯、幕府の諸臣に止まつて居つたが、後門戸を開放して其の他の者も入學を許すことゝした。萬延元年に至つて本校を小川町に移し、英吉利佛蘭西語の學科を設け、又更に加ふるに德意志、魯西亞二國の學科を置き、別に化學の一科を設けた。是に於て歐羅巴諸國の學術が大方備はつた。文久二年新に校舎を一ツ橋門外に立て、洋書調所と改めた。三年に昌平疊の所管となし、開成所と名け。此の年初めて生徒をして英吉利に留學せしめ

漢法醫の學校

又數學局を設けた。慶應元年に和蘭人をして理學、化學の教師としたが、此の時英佛德の三學目に盛んなるを以て、更に學則を改め、範圍を擴め大に教授の法を盛んにならしめた。

醫學に關しては、久しく幕府に於て官立の醫學校を持つて居つたが、明和二年に幕府の醫員多紀元孝なる者が、醫學館を立てた。元孝は丹波氏の子孫で、代々朝廷の典藥であつたが、其の子が幕府に仕へ、元孝に至つて大に著はれた。次で外神田に地を賜ひ、私に校舎を設け、躋壽館と命じ、醫員の子弟より諸藩市井の醫者に至るまで其の學を攻究することを許した。明年元孝歿し、其の子元徳館主となつた。明和九年に校舎が火災に罹つたので、元徳は自費を以て再び之を建てた。天明六年幕府が春夏の間一百日を限り諸醫の子弟及び有志の者をして學舎に止宿し、其の術を講ずることを得しめた。寛永三年に至り學館の制度を改め、學田を附し、之を官立となし初めて醫學館と稱した。元徳の子の安長其の事を掌り、諸藩市井の醫に教授することを止めて、専ら衆醫員集會の期を定め庶事を議せしめた。元徳即ち館

主となつた。幕府は元徳父子の心を醫學に用ひ、又學館の創建再立共に私財を投じて其の業を永續せしめたことを賞し、賜ふに金を以てした。是より多紀氏が代々其の館主となつたが、文化三年再び火災に罹つたので、之を下谷の地に移したと云ふことである。

西洋醫學校

此の如く幕府は古くから漢法醫の學校も設けて居つたのであるが、洋學の次第に輸入せられると共に、西洋醫學校を興すに至つた。天保年中佐賀の藩醫伊東玄朴、鹿兒島藩醫戸塚静海、仙臺藩醫大槻俊齋、小倉藩醫林洞海、丸岡藩醫竹内玄同等の人々が、各々西洋醫を以つて門戸を江戸に張り、疾病を治療した。後又種痘の法を傳へて、天下の男女の天死を救はんと欲し、安政五年相議つて幕府に請ひ種痘館を内神田に設けた。此の年將軍家定が病に罹つたので、玄朴、玄同、静海の三氏を召して醫官とした。西洋醫師の外科にあらずして幕府の醫員に列したのは之を以て嚆矢とする。次で種痘館を官に納めて、改めて種痘所と名けた俊齋、洞海其の長となつた。分ちて教授、解剖、種痘の三科を設け、石川櫻所及び坪井信道等の數氏が其の教員に任

庶民の爲めの學校

ぜられた。翌年火災に罹つたので、更に講堂、寮舎を外神田に建て、特に俊齋を以て其の主任たらしめ、官金を以て其の資料に當てた。文久元年改めて西洋醫學所と稱し、舊來の醫學館と區別した。俊齋歿するに及んで、其の子玄俊繼いで其の任を承け、玄朴、玄同、洞海互に其の事を掌り、後緒方洪菴大阪より召されて之に代らせられた。此の時始めて西洋の二字を去り、醫學校と稱した。是後の大學東校の前身で今日の東京帝國大學醫學部の初めである。尙長崎に精得館と稱する醫學校があつた、文久元年醫官松本良順が幕府に請うて建てたのである。又長崎には濟美館と云ふ外國語學校もあつて、清、蘭、英、佛、魯の五箇國の言語を學ばせた、是は文久三年の創立に係るものである。此の外大阪醫學校、函館病院も亦徳川幕府の建設する所である。以上は江戸時代に於ける貴族教育とも謂ふべきものである、然らば一般庶民の教育はどうであつたかと云ふに、徳川幕府も夙に庶民教育の爲に學校を興さんとするの意があつたやうである。享保八年將軍吉宗の時に幕府の地を菅野彦兵衛に貸し、學問所を立て、子弟を教授せしめた。同年十

二月七日金三十兩を賜ひ、其の費を助け、一色町の町屋敷百二十九坪を給し、其の收金を以て之を維持せしめた。彦兵衛は此の資金を以て深川舟倉後の地三百四十坪を得て講堂記録室、弟子寄宿所、講武所、妻子居場所等を造り、業を開いた。時に弟子二十八人あつたと云ふことである。享保七年に奉行の大岡忠相、町年寄奈良屋をして、手習師匠馬場春水、石川勘助、荒木蓉谷、星野伊勢等十四人を召し、『六諭衍義大意』を賜はつたと云ふことである。又正徳元年の達に次の如くある。

正徳元年の達

御府内ニ於テ手習師匠ヲ立渡世ト致スモノ其町内ノ弟子子供ハ不及申他所ヨリ通フ弟子迎モ依怙最負ナク心ヲ用ヒ教ヘ可申候、手蹟ハ貴賤男女ニ不限相應ニ認候ハネハ叶ハサルモノニ付假始ニモオロシカニ心得ヘカラス一體士分ノ者ハ子供仕込文武ノ藝能夫々整ヒ居候得共町家夫々輕キ輩ハ別段學問ト申ハナク又兩親ノ育養方モ心得違不少候得ハ初年ノ不行跡ヨリ終ニナラハシトナリ候事則風俗ヲモ亂ス種ニ相成候間町内ニテ教ヲ主トスルハ手習師匠ノ者ニ有ヘシ筆道ノミナラス風俗

ヲ正シ禮儀ヲ守リ忠孝ヲ訓ヘキ事肝要ト心得可申、文字認メ候程ノ者ハ自然讀ムコトモ出來ルモノナレハ御高札御文段御觸事又ハ庭訓モノ其外實語教大小學婦人ハ女今川ヲ始メ女誠女孝經ノ類ヲ筆道ノ傍ニ訓ヘ可申候、凡人情ハ兩親文盲又不束者ニテモ自分ノ子ハヨカレカシト存ス者ハナシ依テ師匠タル者ハ子供ヲ信切ニ訓ヘ仕置嚴重ニ候得ハ其親心必厚可存候左候得ハ手習師匠致者計ラス御政道ノ一助トモ成リ世間風俗ノ益不少候間此主意篤ク耽ト相辨、神妙ニ教育可申候右ノ趣厚ク相心得教訓宜敷者又ハ等閑ニ心得教育方不行届者ハ取調ノ上可及沙汰品モ可有之條不漏様可申通旨名主ヘ可申聞候事

右は町奉行の達であるから、當時に於ける幕府の意志の存する所を窺ふに足るものがある。其の後も同様の達が出て居る。明治十六年に於ける神田山本町熱々學校譽田巳之橋の取調書として日本教育資料に出て居る所に依れば、舊幕時代には庶人教育は總じて手習師匠と稱し、上方筋にては之を寺子屋と言つたと云ふことである。手習師匠は手蹟指南、筆道指南と言

庶人教育者
及び教育所
の稱呼

ひ、又御家流、筆學所、幼童筆學所と稱するものがあつたと云ふことである。其の教科書は

習字の部では、いろは、數字、五十音、假名短文、幼童心得文、童子訓、名頭字、女國盡、男江戸方角、商賣往來、女消息往來、男庭訓往來、苗字盡、百官名、自遣往來、女謹身往來、男用文章、和漢朗詠集等

素讀の部では、三字經、實語教、童子教、古狀鈔、孝經、四書等
算術の部では、八算より相場割差分、平方術位迄

此の種類の學校は大體都會のみならず全國各地に散在して居つたので、其の數頗る多かつた。就學年限の如きも素より一定して居らないのであつるが、男女共に六七歳より三四年乃至六七年間在學するのである。中には十年以上二十年にも及ぶ者もあつた。教場内部の有様も規模の大小に依つて千差萬別であつたが、菅原天神記、寺子屋の段は當時の寺子屋の實況を示すものとして、横山達三氏は『日本近世教育史』の中に左の如く記して居る。

寺子屋設備の模様

寺子屋の教場は敷地は町外れの師家を除く外は概ね建坪の外に餘地無

寺子屋の教場



前篇 明治以前に於ける教育の發達 第七章 江戸時代の教育

く、固より運動場の設などはあらず。教場は疊敷にして、生徒は机によりて坐し教場の大なるものは二百人若くは三百人を容るゝに至るも、一人の師匠にて能く一目しこれを管理せん爲め多くは長方形の大廣間に建築せり。往々二階造りのものもありて、これには恰當の位置に中二階を設けて師匠の席を置く。師匠の坐席は概ね儼然高く構へ、後面棚を架して書籍筆墨を列ねて終日坐して不便なからしめ前及び左右の三面若くは二面には長机を居え生徒を教授するに際し一時に數名交るゝこれによらしむるに便

す。机の排列方は、數行相排、列し一行は生徒二人相對して二机つゝ、聯接したるものにして、數列相並べる側面方向に師席を設くるを常とし、男女は席を異にし、かつその順序は或は組を設くるあり或は出席順によるもあり、て一定せず。教場は概して採光通風ともに宜しく、また薄縁席を敷きつめて疊の汚損を防ぎ紙屑等の汚物は直ちに捨て去らしむるを以て割合に清潔を保つを得たり。

個別指導

寺子屋の教育法は、教授なども極めて不完全のものではあつたけれども、或る意味よりすると、個別指導と云ふことが今日よりもより多く行はれて居つたとも言ひ得る。即ち讀方にあつても、手習にあつても、師匠の前に三四名若くは五六名呼出して、交るゝ、或は讀ませ、或は筆法を授くることをしたのである。又毎月一回づつ讀本へと稱して試験を行ひ、毎年一回手本大渡と云ふものがあつて、少くも數本、多きは數十本の手本を誦讀及び暗書せしめたのである。手習などにあつても毎年二回席書と云ふのがあり、習字獎勵の爲めに席上揮毫をなさしめたのである。

石門心學

庶民教育の一として特に注意すべきは所謂石門心學のことである。石門心學と云ふのは石田梅巖に依て開かれたのであつて町人教育の機關である。享保年間に石田梅巖京都に於てこれを唱へた。併し梅巖自身は性

道 話 の 圖



學と稱し人々具有する所の自性を確實に見得し、且つ其の活用をせしむる學問を性學と言つたのである。自性と云ふのは本心又は良心のことであつて形もなく見ることとも出来なけれども其の活動の有様は千姿萬態であつて、而も晝夜間斷なく働き、人間に於ける善惡正邪の行爲は皆是より生ずるものであると考へた。故に正邪善惡の區別を的確に知らんが爲には、活動の有様を明かに識別しなければならぬ。其の活動

の有様を明かに識別せんが爲には、自性を見得しなればならぬ。之を性學と云ふのであつて、其の門人手島堵庵に至つて、之を心學と唱へた。要するに之を心學道話とも言ひ、主として實業社會殊に商家の子弟を感化する目的で京都、大阪、江戸等に擴まつたのである。京都の五樂舎、江戸の參前舎などは最も有名なるものである。石田梅巖、手島堵庵は京都地方に勢力を有つて居り、中澤道二は江戸に於て活動した。心學のことは白石正邦氏が最も精密に研究をして居らるゝので、其の著『石門心學の研究』は氏の多年の研究の結果に成つたものである。心學の普及は嘗に都會のみならず全國に互つて居つて、其の數二百内外に上つたと云ふことである。主に心學道話に依て道德上の物語をなし、それに依て精神を啓發するのであるが、尙古へにあつては禪定の法を採用し、禪宗の座禪の如きこともした。又輪講會議なども行はれた。是は専ら町家の子弟の教育に大なる勢力を持つて居つたのである。

最後に江戸時代に於ける女子の教育に就て一言すれば此の時代に於て

は特に女子の爲めの教育機關はなく、寺子屋と云ふには男女共に就いて學んだのである。のみならず中には女子にして手習師匠となつた者もあつたと云ふことである。元來徳川時代に於ける女子に對する考は次の章に述ぶるが如く、全く儒教的であつて、學問の獎勵はしない。女子は大方家庭に於て往來節用、女四書、女誡、女實語教、女孝經、烈女傳、女今川などを不規則に教授せられ、若くは寺子屋に行つて教授を受くるに過ぎなかつた。漢籍を手にし、詩文を作るが如きは女子には寧ろ排斥せられて居つた。唯、上流社會に於ては歌學、音曲、書、香、茶、插花、禮式等を以つて女子の嗜となし、盛んに獎勵せられたが、泰平が長く續くに從つて、自づと其の藝に志す女子も出で、傑出せる才媛も現はれた。貝原益軒の妻の東軒の如き、三田宗壽の妻の井上通女の如き、北村季吟の弟子の田捨女の如きは特に有名なるものである。併ながら一般には學問は男子に限るものと考へられて居つたと云ふことは、明治五年に於ける學制頒布に關する被仰出書を見ても明かである。